静岡市中心市街地活性化基本計画（素案）

【静岡地区】

年　月

静岡県静岡市

静岡市

－ 目 次 －

1． 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 1
［1］ 静岡市の概要 1
［2］ これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証 1
［3］ 中心市街地活性化の課題 9
［4］ 中心市街地活性化の方針（基本的方向性） 13

2． 中心市街地の位置及び区域 14
［1］ 位置 14
［2］ 区域 14
［3］ 中心市街地の要件に適合していることの説明 16

3． 中心市街地の活性化の目標 20
［1］ 中心市街地活性化の目標 20
［2］ 計画期間の考え方 20
［3］ 目標指標の設定の考え方 21

4． 土地区画整理、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 32
［1］ 市街地整備の改善の必要性 32
［2］ 具体的事業の内容 33

5． 都市福利施設を整備する事業に関する事項 42
［1］ 都市福利施設の整備の必要性 42
［2］ 具体的事業の内容 42

6． 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給の ための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項 50
［1］ 街なか居住の推進の必要性 50
［2］ 具体的事業の内容 50

7． 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業 活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 55
［1］ 経済活力の向上の必要性 55
［2］ 具体的事業の内容 55

８．　４から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項 80
［1］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 80
［2］具体的事業の内容 80

９．　４から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 83
［1］市の推進体制の整備等 83
［2］中心市街地活性化協議会に関する事項 85
［3］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等 90

１０．　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 91
［1］都市機能の集積の促進の考え方 91
［2］都市計画手法の活用 92
［3］都市機能の集積のための事業等 92

１１．　その他中心市街地の活性化に資する事項 93
［1］都市計画等との調和 93

【参考資料】 94

〇基本計画の名称：静岡市中心市街地活性化基本計画
〇作成主体：静岡県静岡市
〇計画期間：2027 年４月から 2032 年３月まで（５年間）

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

［１］静岡市の概要

2003 年に旧静岡市と旧清水市が合併して誕生した「静岡市」は、静岡県の県庁所在地であり、全国 14 番目の政令指定都市である。政治や経済などの中枢機能が集積するとともに、国際拠点港湾である清水港を擁する物流拠点としての機能を有するほか、東京・名古屋の両大都市圏から新幹線で約１時間という高い交通利便性を備えている。

その中心部である静岡地区は、今川氏や徳川家康公ゆかりの城下町、東海道の要衝として栄えた歴史を持ち、現在も行政・経済・医療・教育・文化など多様な都市機能が集積する中心市街地として発展している。

【静岡市の位置】

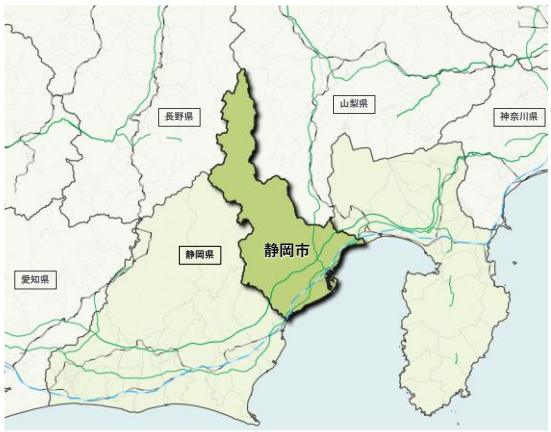

【人口】664,934 人（2026.5 時点）
【面積】1,411.93 ㎢

［２］これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

（１）中心市街地活性化基本計画（３期 16 年）の概要

静岡市では、これまで３期にわたり静岡市中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地活性化に取り組んできた。

	計画期間・区域面積	基本テーマ	基本的な方針	中心市街地の活性化の目標
第１期	2009 年４月～2014 年３月（５年間） 約 250ha	“商都しずおか”まちなか空間グレードアップ～商業集積とまちのスケールを活かした快適で楽しい都市空間づくり～	〝ゆったり〟滞在型都市空間づくり	「人」が主役の憩い・くつろぎのまち
			〝わくわく〟集客・交流型都市機能づくり	「人」が集まる魅力・にぎわいのまち
第２期	2016 年４月～2022 年３月（６年間） 約 240ha	家康公が築いた歴史文化のまち 県 370 万人の中心地“商都”再興	「創造する力」による都市の発展	〝わくわくドキドキ〟にぎわいと活力のまち
			「つながる力」による暮らしの充実	〝てくてくらくらく〟あちこち巡るずっと居たいまち
第３期	2022 年４月～2027 年３月（５年間） 約 240ha	いつでも活気に満ちあふれ、住む人、訪れる人をワクワクさせる中心市街地（まちの顔）の実現	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	訪れたくなる商都
			人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	にぎわいのある商都
			居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	住み続けたくなる商都

（２）第３期計画に記載した事業の進捗状況

①事業全体の進捗状況（2026 年度末時点の見込み）

各章に掲載している 115 事業のうち、約４割（45 事業）が完了し、約６割（70 事業）が実施中である。

	完了	実施中	未着手	計
第4章：市街地の改善整備のための事業	14	20	0	34
第5章：都市福利施設を整備する事業	2	6	0	8
第6章：まちなか居住を推進する事業	0	3	0	3
第7章：経済活力の向上のための事業	25	39	0	64
第8章：公共交通の利便の増進を図るための事業等	4	2	0	6
計（%）	45	70	0	115

※取組の実数は 107 事業であるが、各章への再掲分を含めた総数は 115 事業

②各事業の進捗（2026 年度末時点の見込み）

番号	掲載場所	事業名	進捗状況
1	第4章	駿府城跡天守台発掘調査見える化事業	完了
2	第4章	静岡市民文化会館再整備事業	実施中
3	第4・5・7章	御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業	完了
4	第4章	静岡都心地区交通適正化事業	実施中
5	第4章	無電柱化事業	実施中
6	第4章	バリアフリー道路特定事業	実施中
7	第4章	駿府城公園エリアライトアップ事業	実施中
8	第4章	人宿町人情通りにぎわい空間創出事業	実施中
9	第4章	静岡駅南口駅前広場再整備事業	実施中
10	第4章	人流データまちづくり活用推進事業	完了
11	第4・7章	駿府城跡天守台野外展示事業	完了
12	第4章	北街道線魅力空間創出事業	完了
13	第4章	学校法人静岡理工科大学専門学校移設等事業	完了
14	第4章	駿府城公園修景整備事業	実施中
15	第4章	駿府城公園お堀の水辺空間活用事業	完了
16	第4章	コンパクトなまちづくり推進事業	完了
17	第4章	静岡駅北口地下広場空間活用事業	実施中
18	第4章	紺屋町準地下街再整備検討事業	実施中
19	第4章	静岡駅えきまち空間再編事業	完了
20	第4章	静岡都心地区都市デザイン推進事業	実施中
21	第4章	静岡駅北口駅前広場周辺再編事業	実施中

番号	掲載場所	事業名	進捗状況
22	第4章	静岡駅北口地下広場再整備事業	実施中
23	第4章	歴史案内看板設置事業	完了
24	第4章	市上下水道局庁舎公共広場活用事業	実施中
25	第4章	ILoveしずおか協議会「おまちクリーンキャンペーン」実施事業	実施中
26	第4章	静岡市職員等による道路美化活動実施事業	実施中
27	第4章	駿府城公園「桜の名所」づくり事業	完了
28	第4・7・8章	御伝鷹エリア共通駐車場システム「御伝鷹にとめざー」構築事業	完了
29	第4章	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	完了
30	第4章	紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業	実施中
31	第4章	駿府城エリア歴史文化資源活用事業	実施中
32	第5章	放課後子ども教室推進事業（葵小学校区、森下小学校区）	実施中
33	第5章	静岡浅間神社保存修理事業（神部神社浅間神社本殿ほか 15 棟保存修理事業）	実施中
34	第5章	静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター運営事業	実施中
35	第5章	企業立地促進助成（クリエーター事務所賃借料補助）実施事業	完了
36	第5章	静岡市美術館運営事業	実施中
37	第5章	静岡市産学交流センター「B-nest」運営事業	実施中
38	第5章	コミュニティホール七間町運営事業	実施中
39	第6章	遠距離大学等通学費貸与事業	実施中
40	第6章	静岡市移住・就職事業	実施中
41	第6章	移住支援センター運営事業	実施中
42	第7章	大規模小売店舗立地法特例区域の設定	実施中
43	第7章	家康公が愛したまち静岡プロジェクト推進事業	実施中
44	第7章	東海道歴史街道まち歩き推進事業	完了
45	第7章	駿府城公園内観光案内事業	実施中
46	第7章	静岡まつり開催事業	実施中
47	第7章	「ホビーのまち静岡」推進事業	実施中
48	第7章	「サッカーのまち静岡」推進事業	実施中
49	第7章	「まちは劇場」推進事業	実施中
50	第7章	大道芸ワールドカップin静岡開催事業	実施中
51	第7章	シズオカ×カンヌウィーク開催事業	実施中
52	第7章	青葉シンボルロードイルミネーション装飾事業	実施中
53	第7章	シズオカ・サンバカーニバル開催事業	完了
54	第7章	静岡おでん祭開催事業	実施中

番号	掲載場所	事業名	進捗状況
55	第7章	静岡市プレミアムフライデー推進事業	完了
56	第7章	御伝鷹まちづくり株式会社にぎわい創出事業	実施中
57	第7章	静岡夏祭り夜店市開催事業	実施中
58	第7章	まちゼミ開催事業	実施中
59	第7章	しずまえ鮮魚普及事業	完了
60	第7章	駿府秋のわくわく祭開催事業	実施中
61	第7章	商店街イベント振興事業	実施中
62	第7章	中心市街地にぎわい創出事業	完了
63	第7章	商業活性化グループ事業	完了
64	第7章	商店街アドバイザー派遣事業	実施中
65	第7章	商店街まちづくりプラン推進事業	完了
66	第7章	商店街一店逸品運動推進事業	実施中
67	第7章	商店街トータルサポート事業	実施中
68	第7章	静岡市中心市街地活性化協議会事業	実施中
69	第7章	チャレンジショップ出店支援事業	完了
70	第7章	空き店舗対策事業	完了
71	第7章	駿府城公園お堀の水辺活用事業（葵舟）	実施中
72	第7章	駿府本山お茶まつり事業	実施中
73	第7章	「お茶のまち静岡市」国内プロモーション事業	完了
74	第7章	静岡わいわいワールドフェア	完了
75	第7章	面的まちづくりに向けた商店街ワークショップ事業	実施中
76	第7章	静岡市産学交流センター「B-nest」運営事業（講座・セミナー等）	実施中
77	第7章	大河ドラマ活用推進事業	完了
78	第7章	歩行者通行量調査のデジタル化事業	完了
79	第7章	中心市街地における統計調査実施事業	完了
80	第7章	デジタル関連企業の誘致事業	実施中
81	第7章	静岡市スタートアップ立地促進事業	実施中
82	第7章	屋内型遊び場事業支援補助金	完了
83	第7章	子ども関連施設出店事業	完了
84	第7章	子どもの遊び場設置・運営事業	実施中
85	第7章	駿府城跡天守台野外展示事業（VR・AR 活用事業）	完了
86	第7章	東海道における街道観光推進事業	実施中
87	第7章	静岡都心地区まちなか再生事業	実施中

番号	掲載場所	事業名	進捗状況
88	第7章	コ・クリエーションスペース創出事業	実施中
89	第7章	大神楽祭	実施中
90	第7章	良好な商業環境の形成推進事業	実施中
91	第7章	事業承継支援事業	完了
92	第7章	ILoveしずおか協議会にぎわい創出事業	実施中
93	第7章	インターンシップ大学生等によるまちづくり活動参画事業	完了
94	第7章	静岡地区中心市街地若者来街推進事業	完了
95	第7章	静岡市中央商店街連合会若手まちづくり研究会開催事業	実施中
96	第7章	静岡呉服町名店街MD推進・ランドオーナー連携事業	実施中
97	第7章	まちバル開催事業	実施中
98	第7章	静岡市歴史博物館運営事業	実施中
99	第7章	賑わい創出イベント感染症対策事業	完了
100	第7章	松坂屋静岡店リニューアル事業	完了
101	第7章	静岡"おまち"ストリート Wi-Fi 環境整備事業	実施中
102	第7章	商店街環境整備事業	実施中
103	第8章	静岡鉄道新車両導入事業	完了
104	第8章	しずてつジャストラインノンステップバス導入事業	実施中
105	第8章	静岡市シェアサイクル事業	実施中
106	第8章	駿府浪漫バス運行事業	完了
107	第8章	静岡市中心街駐車場案内システム「おまちくーる」運営事業	完了

（３）目標の達成状況

①主要な通りの空き店舗率

主要な通りの空き店舗率については、空き店舗対策関連の各種事業を計画どおり推進したことにより新規出店は着実に増加したものの、一定範囲における開発準備に伴い退店が増加した商店街があったことから、目標達成には至らない見込みである。従来の指標ではまちの流動性や、新たな挑戦やビジネスの創出といった前向きな動きを的確に捉えきれない面があるため、第４期計画では事業による活性化の成果をより直接的に評価可能な指標（新規事業者数）への見直しを行う。

基準値（2020 年）	目標値（2026 年）	最新値（2025 年）
5.9%	3.3%	6.0%

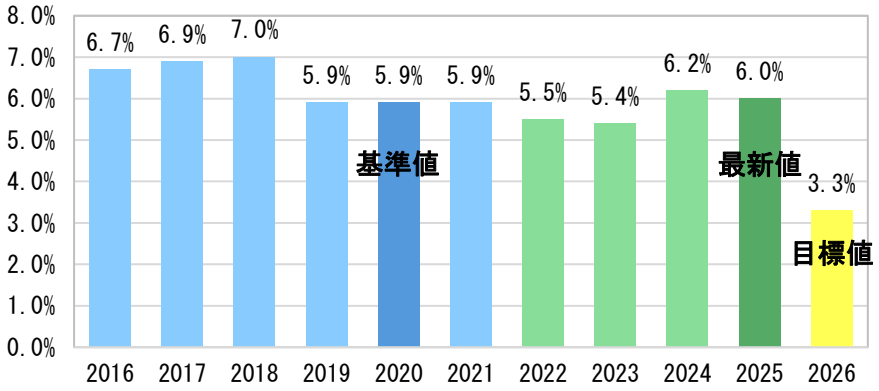

②観光客数

観光客数は、静岡市歴史博物館の開設や大河ドラマの放映効果などにより一時的に目標値を上回った。しかし、その後は増加傾向を維持できず、年間約 40 万人が利用する静岡市民文化会館の改修に伴う休館による影響も重なり、目標達成には至らない見込みである。第４期計画では、既存・新規事業の進捗や観光動向を踏まえ、対象施設の見直しや将来見通しに基づく目標値の再設定を行う。

基準値（2020 年）	目標値（2026 年）	最新値（2025 年）
524 千人	1,374 千人	774 千人

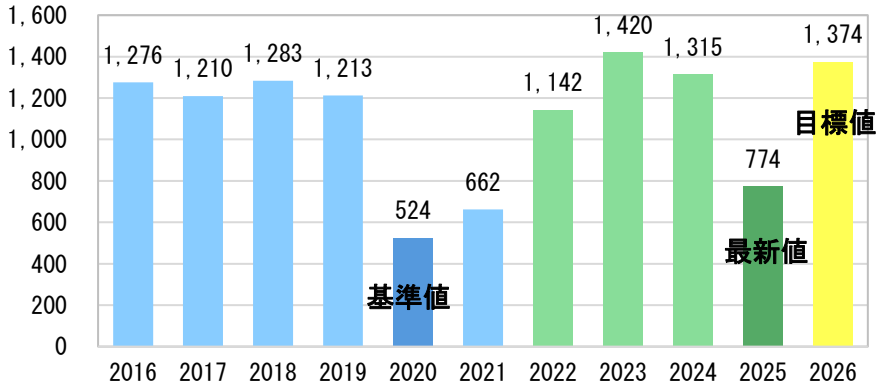

③中心市街地人口

中心市街地人口（各年 9 月末時点）は、移住支援センター運営事業や静岡市移住・就職事業等による支援件数が増加し、マンション建設などの民間投資もみられたものの、自然動態の傾向等により、目標達成には至らない見込みである。一方で、主要事業は順調に進捗しており、今後も居住機能を含む新たな再開発事業が動き出していることから、次期計画では目標値を見直した上で、各取組を一体的に推進し、目標達成を目指す。

基準値（2020 年）	目標値（2026 年）	最新値（2025 年）
15,797 人	16,499 人	15,879 人

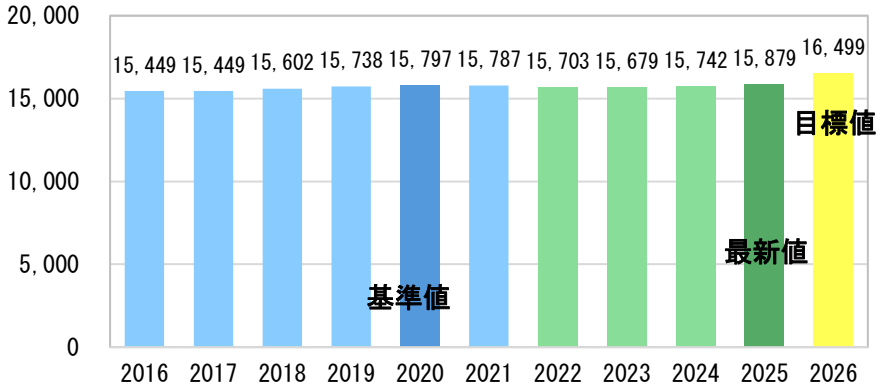

④歩行者通行量

歩行者通行量は、基準年からの回復傾向はみられるものの、コロナ禍前の水準に至らず、目標達成には至らない見込みである。一方、人流の起点となる静岡駅や新たに整備された拠点周辺では通行量が増加しており、拠点周辺における来街者の増加は着実に進んでいる。今後はこの人流をまち全体へ広げていくため、次期計画では調査手法や目標値を見直した上で、回遊性を高める取組を一体的に推進し、目標達成を目指す。

基準値（2020 年）	目標値（2026 年）	最新値（2025 年）
4,218 人/日	6,812 人/日	5,858 人/日

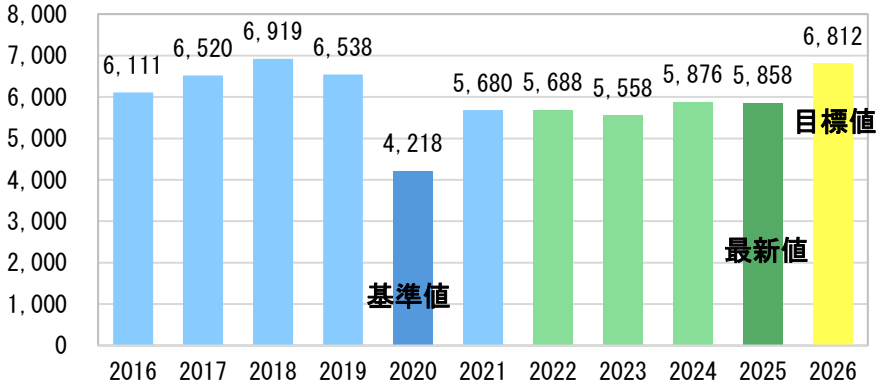

（４）定性的な評価

①計画期間前後における地域住民の意識の変化

中心市街地に賑わいを感じる市民の割合は、2020 年から 2025 年にかけて 21.7 ポイント減少し、全体の半数程度となっている。また、中心市街地の来訪頻度は平日、休日ともに減少している。

【中心市街地の賑わいに対する印象】

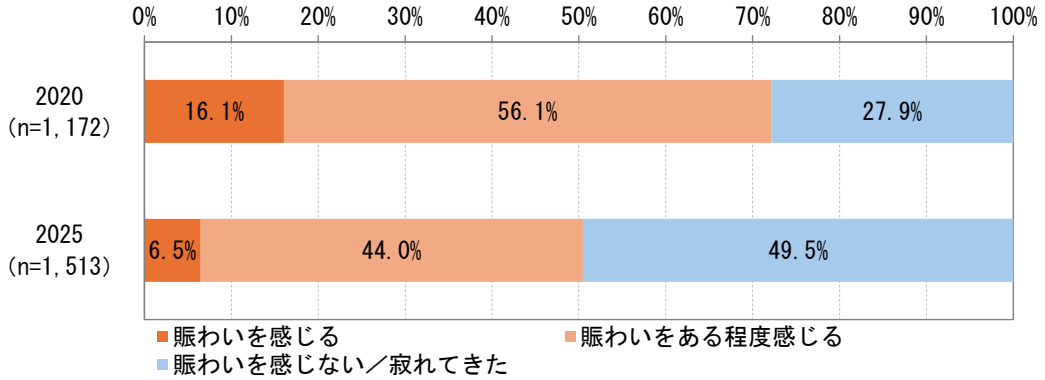

出典：静岡市市民意識調査

【中心市街地の来訪頻度】

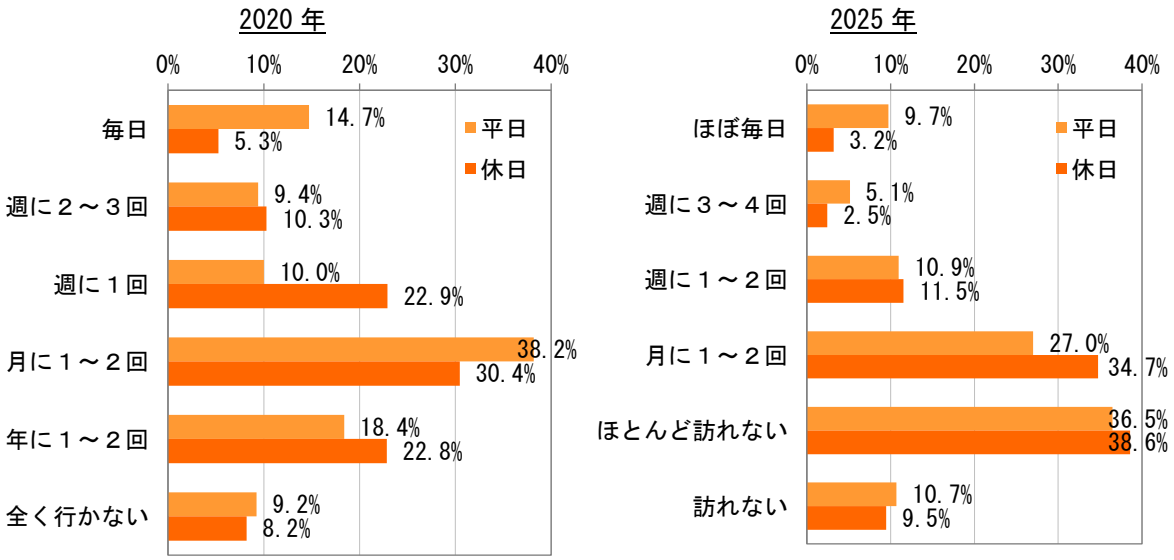

出典：静岡市市民意識調査

②中心市街地活性化協議会の意見

計画素案に係る意見聴取については、内閣府との協議を踏まえ、2026 年秋に実施予定。

［３］中心市街地活性化の課題

（１）課題１：多様な経済機能の集積

静岡地区は古くから“商都”として発展してきたが、市全体の人口減少や消費行動の変化、建物の老朽化、地価・賃料の高止まりにより新規出店が進まず、空き店舗が増加している。また、市内には教育機関が集積した一方、卒業後の魅力的な就職先が不足しており、若者が市外へ流出していることが重要課題となっている。

中心市街地における経済活性化施策については、これまでの小売店舗を中心とした商業機能のみならず、若者をはじめ多様な人材が活躍できる働く場として、付加価値の高いデジタル関連企業やスタートアップ等の誘致・創出を促進し、働く場としてのオフィス機能の集積にも重点的に取り組むことが求められる。また、学生等の若い人材と、地域企業やスタートアップ等との接点が十分でないことから、企業と若者の連携を促し、若者が地域で働き、挑戦できる環境を形成していく必要がある。

【主要な通りの空き店舗数（率）の推移】

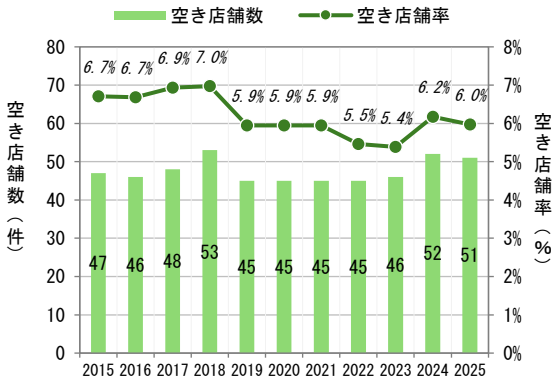

出典：静岡市資料

【小売業の商品販売額の推移】

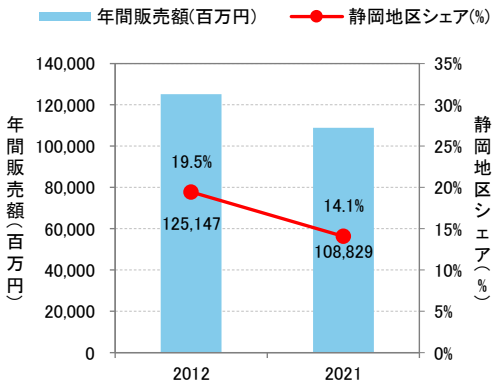

出典：総務省「経済センサス-活動調査」

【開業率（非農林漁業）の比較】

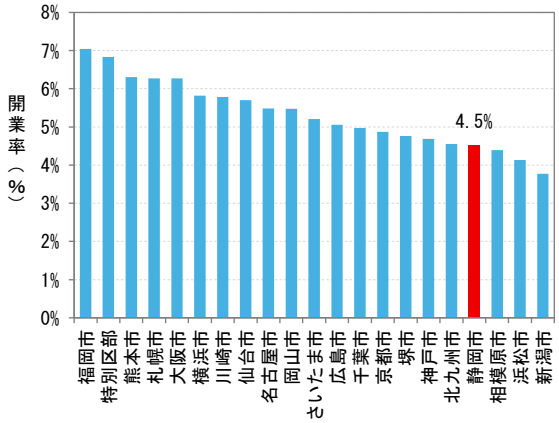

注：調査期間の期初における事業所数で、調査期間中に新設された事業所数を割り、調査期間（2016.6～2021.6 の 60 か月）で除したのち、12 を乗じて１年間の開業率を計算
出典：総務省「経済センサス-活動調査」より作成

【オフィスの空室率・新規供給量の比較】

政令市 ※人口 100 万人以下	空室率（%） ※2025 年 9 月末時点	新規供給量（㎡） ※2021 年～2025 年
北九州市	10.46%	6,930m²
浜松市	3.99%	0 m²
新潟市	6.07%	22,440 m²
熊本市	7.42%	19,470 m²
岡山市	4.77%	14,850 m²
静岡市	**2.71%**	**0 m²**
平均	5.90%	10,615 m²

出典：三幸エステート㈱「オフィスレントデータ 2026」

（２）課題２：まちなか居住の促進

市全体の人口は減少傾向にあり、独自推計によると、2050 年までに市全体で 17.6 万人、中心市街地においても 2031 年までに 700 人余りの人口減少が見込まれている。特に中心市街地では、地価の上昇や生活環境の変化等を背景に、郊外・市外への転出が進むことが懸念されており、人口維持に向けた居住環境の充実が課題となっている。

人口構造が変化する中で、まちなかの消費や地域活動を支える若年層・子育て層の定住・還流を促すとともに、高齢者が住み慣れた地域で生涯にわたり活躍できる環境を整えることが求められる。このため、都市の利便性を活かしつつ、子育て、福祉、交流等の生活環境を底上げし、多世代が安心して暮らし続けられる中心市街地を形成していく必要がある。

【市全体・静岡地区の将来人口推計】

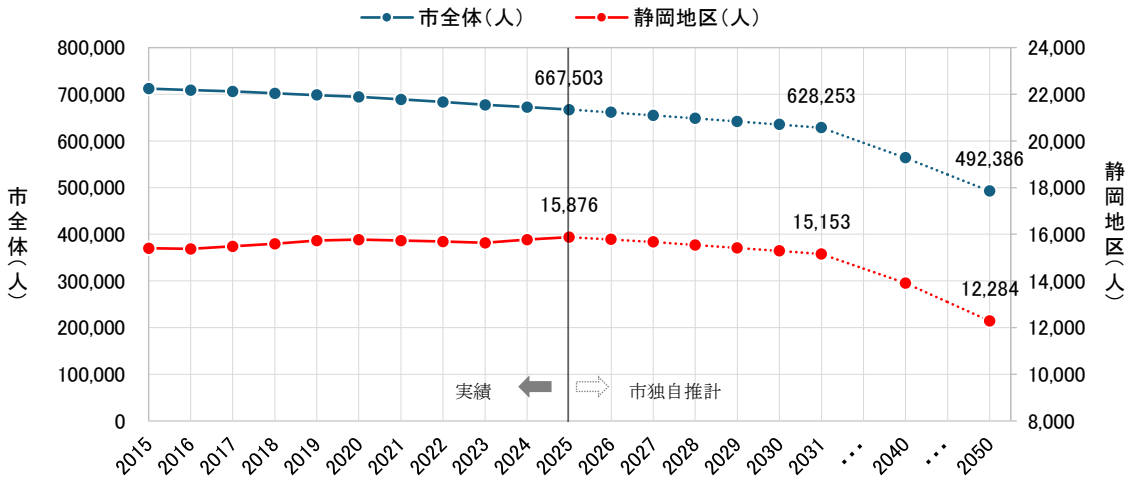

出典：静岡市将来人口の独自推計（各年 12 月末時点）

【年齢階級別純移動数】

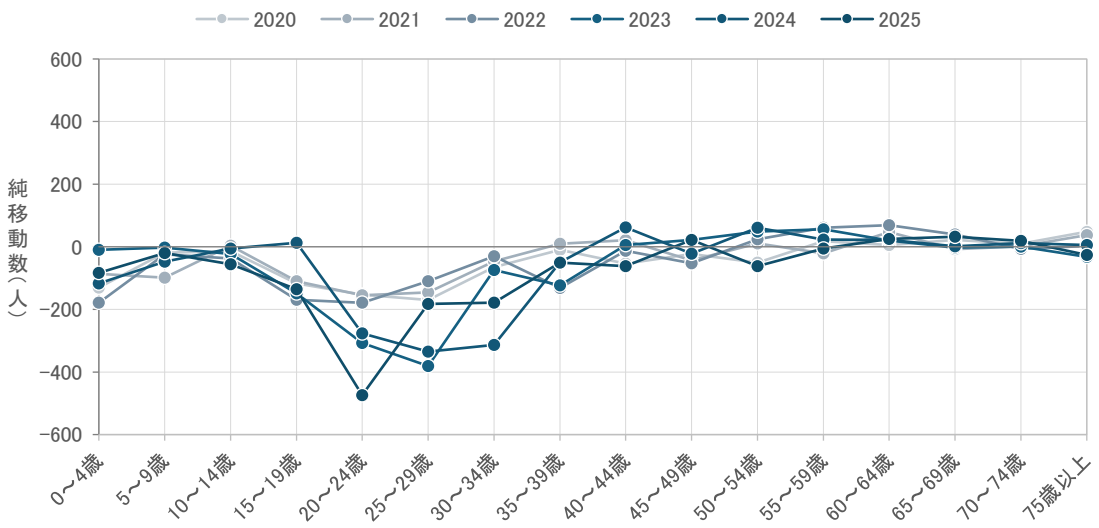

出典： 2020-2025 年静岡市「住民基本台帳」

（３）課題３：魅力ある観光文化資源のさらなる充実

中心市街地には、駿府城公園をはじめとする歴史・文化資源やホビーのまちとしての独自資源が集積しているが、観光文化施設の入込客数はコロナ禍前の水準まで十分に回復しておらず、滞在時間や観光消費額単価も周辺地域と比較して低い状況にある。また、地域の歴史文化や伝統の価値を市民や来訪者が学び、体感する機会が十分でないため、文化財や歴史文化資源がまちの魅力として十分に認識・共有されていない。

少子高齢社会により保存･承継の担い手不足も懸念される中、地域資源の魅力を磨き上げ、施設の機能更新や一体的な活用、学び・体験の機会創出を通じて、「おまちでしかできない特別な体験（コト消費・トキ消費）」を創出し、来訪動機の向上につなげる必要がある。

【静岡地区の文化施設利用者数の推移】

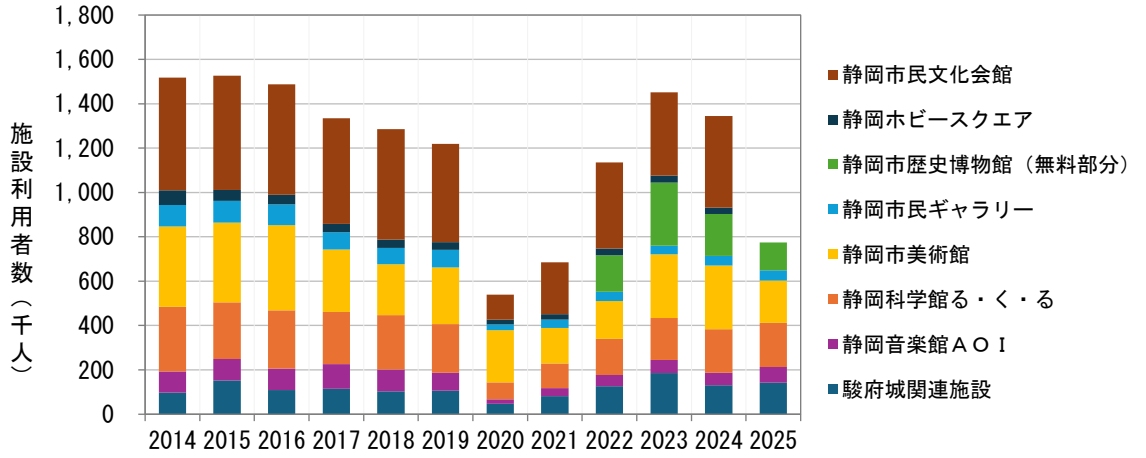

※静岡市市民文化会館休館（2025 年４月～2028 年１月予定）
出典：静岡市資料

【静岡地区の宿泊者数の推移】

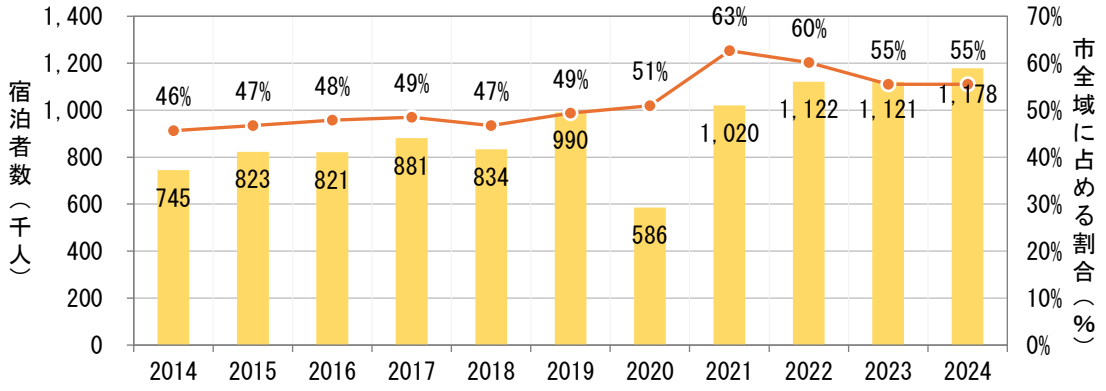

出典：静岡市資料

【2022 年度の観光消費単価比較】

	静岡市		静岡県		浜松市	
	県内客	県外客	県内客	県外客		
日帰り客	2,788 円	7,042 円	3,664 円	10,590 円	－	－
宿泊客	17,646 円	26,695 円	25,899 円	34,875 円	27,719 円	

出典：静岡市観光基本計画

（４）課題４：まちなか回遊性の向上

第１期から第３期にかけて都市機能の整備を行ってきたが交通拠点や商業・歴史エリア等の各拠点が点在しているほか、JR 静岡駅と商業エリアも国道１号によって分断されており接続動線が弱く、滞在が単発化している。そのため、来訪者の回遊が中心市街地全体に十分に広がっておらず、商業・観光の消費額に結びついていない。

国道１号の地上横断の検討、歩行者が歩きやすい環境や魅力的な街路の整備、青葉シンボルロードの再整備等により、気軽に立ち寄り、休憩できる空間や交流の場を創出するなど、「人中心」の空間の整備や、イベントによる普段訪れないエリアへの誘引、中心市街地の魅力の発信などにより、イベント開催時だけでなく、開催後の継続的な来訪も促進する必要がある。

【歩行者通行量の推移】

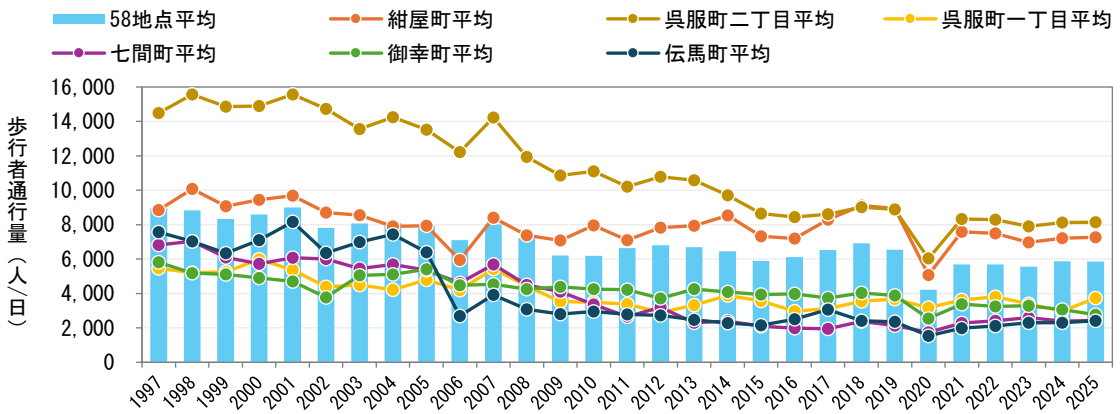

出典： 1997～2025 年静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街通行量調査」

【主要な拠点と商店街】

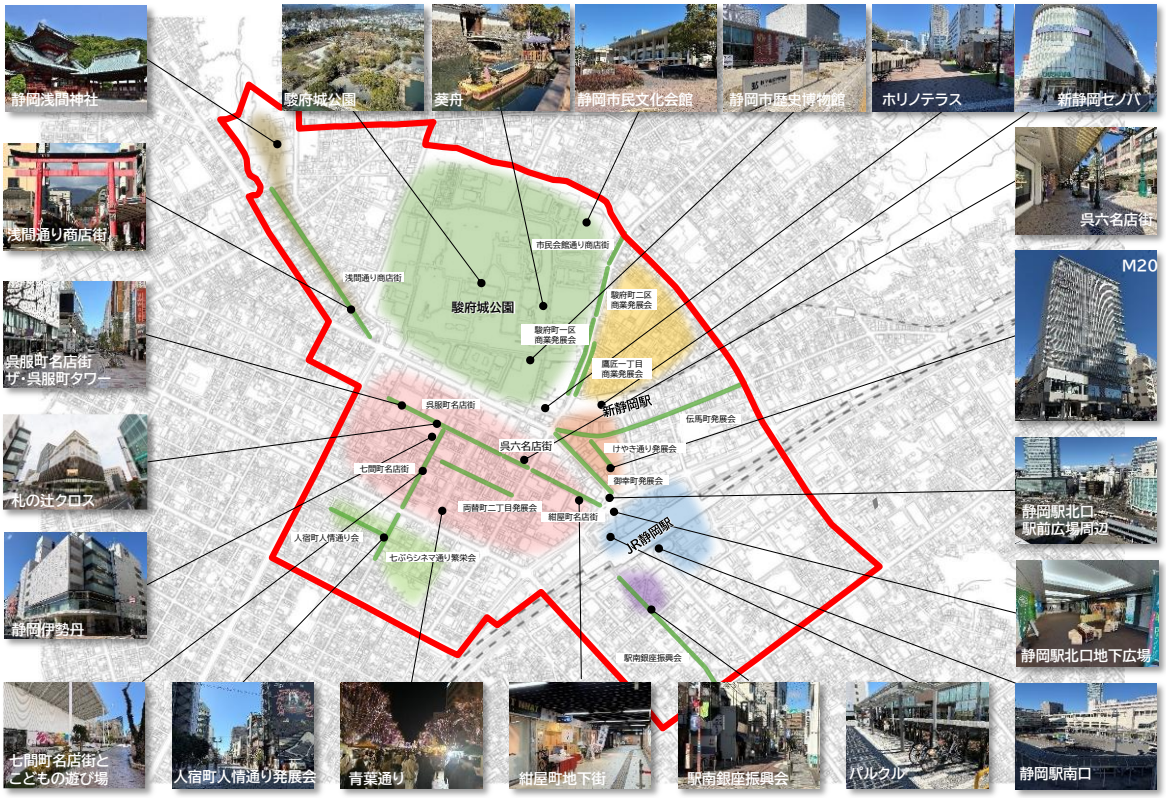

［４］中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

これまで、３期 16 年にわたり静岡市中心市街地活性化基本計画を策定し、官民が一体となって中心市街地の活性化に向けて取り組んできた。

第１期計画では、新静岡セノバや葵タワー、呉服町タワー、静岡市美術館といった市街地再開発や文化・医療施設など、複数のハード事業を面的に整備することで、集客・交流拠点の充実、まちなか居住の推進等が図られた。第２期計画では、札の辻クロスの竣工のほか、OMACHI 創造計画といった民間のエリア開発等が進められた。また、静岡“おまち”ストリート Wi-Fi 環境整備など、外国人観光客を含めた滞在環境の向上に取り組んだ。

第３期計画では、静岡市歴史博物館と M20 が整備され、教育・文化機能を中心とした都市機能が拡充した。また、空き店舗対策事業や子ども関連施設出店事業、子どもの遊び場設置・運営事業など、施設整備等のハード事業だけでなく、活性化を持続・加速させるためのソフト事業を一体的に推し進めてきた。一方、第３期計画で掲げた４つの目標指標は、全て未達となる見込みであることに加え、前述［３］のとおり、中心市街地の課題は多く残されている。

以上を踏まえ、第４期計画では、これまでの成果を発展させるとともに残された課題を解決するため、以下の方針を設定し、中心市街地のさらなる活性化を図る。

目指す中心市街地の都市像

職・住・福・商・学・遊が近接した「おまち」の実現

基本方針①：商都とイノベーションが融合した職と商のおまち

商店街の空き店舗対策や次世代商店主によるエリア価値向上の取組を支援し、商業機能の強化を図るとともに、デジタル関連企業やスタートアップの誘致・創出、産学金連携によるコミュニティ形成及び若者のチャレンジを促進することで、市内就職や起業につながる好循環を創出する。これにより、“商都静岡”の伝統と先進的なイノベーションが融合した、多様な人材とビジネスが集積するまちづくりを推進する。

基本方針②：多世代が安心して暮らし活躍できるおまち

子育て環境の充実、移住促進と企業誘致による雇用創出を通じて若年層・子育て世代の定住を促進するとともに、高齢者をはじめとする多様な世代が地域との関わりを持ちながら安心して暮らし続けられる環境づくりを進めることで、多世代が定住し活躍できるまちを形成する。

基本方針③：歴史と文化を学び、感動体験ができるおまち

歴史博物館や駿府城公園、市民文化会館、ホビースクエア等を活用し、地域の歴史・文化・芸術・伝統産業を学び、体感できる機会の充実を図る。また、伝統行事や大型イベント、観光客受入環境整備と連携した「おまちでしかできない特別な体験」の創出により、交流人口の拡大と来訪者の滞在・回遊を促進する。

基本方針④：巡りやすく楽しみながら歩けるおまち

国道１号の地上横断の検討や青葉シンボルロードの再整備、シェアサイクル等の活用により、交通拠点とまちなかを結ぶ動線や歩行環境の充実を図る。また、エリアマネジメントやほこみち制度の活用、回遊を促すイベント等を一体的に推進することで、まちなか全体の回遊性を高め、誰もが歩いて楽しめるウォーカブルなまちづくりを推進する。

２．中心市街地の位置及び区域

［１］位置

本計画で活性化を推進する静岡地区の位置は、次のとおりである。

［２］区域

中心市街地の区域は、これまでのまちづくり施策の継続性を保持し、また既存の都市機能を最大限に活用するため、第３期計画と同様に「静岡地区」、「清水地区」の２区域を設定する。なお、本計画は「静岡地区」を対象とする。

本区域は、商業・業務・居住・福祉・交通等の多様な都市機能が徒歩圏内に集積しており、コンパクトシティの実現を通じて市全体の活性化をけん引する地域として、以下の主要拠点及びエリアを含む区域とする。

・静岡駅、新静岡駅
・静岡駅北側の商店街・大型店・事業所・病院・学校・官公庁等が集積するエリア
・静岡駅南側の商店街・事業所等が集積するエリア
・駿府城公園、常磐公園、静岡浅間神社

【静岡地区区域図】

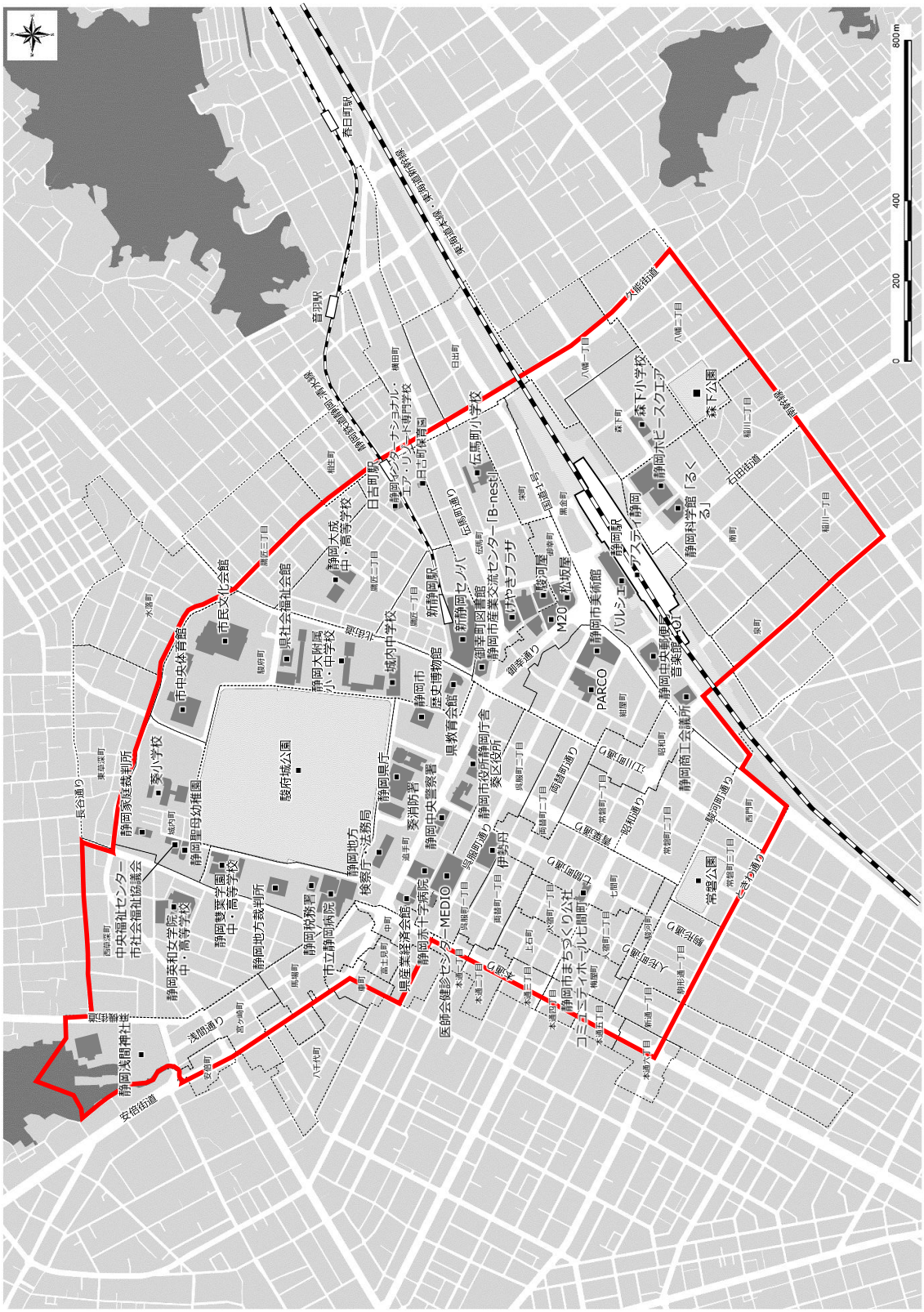
0
200
400
800m
静岡浅間神社
安倍街道
浅間通り
長谷通り
静岡家庭裁判所
中央福祉センター
市社会福祉協議会
葵小学校
静岡聖母幼稚園
静岡英和女学院
中・高等学校
静岡雙葉学園
中・高等学校
静岡地方裁判所
静岡税務署
市立静岡病院
静岡地方
検察庁・法務局
駿府城公園
静岡県庁
葵消防署
静岡中央警察署
県産業経済会館
静岡赤十字病院
医師会健診センターMEDIO
県教育会館
静岡市
歴史博物館
城内中学校
静岡大附属
小・中学校
静岡大成
中・高等学校
県社会福祉会館
市民文化会館
市中央体育館
日吉町駅
静岡インターナショナル
エア・ジャパン
日吉町保育園
新静岡駅
新静岡セノバ
御幸町図書館
静岡市産業交流センター「B-nest」
伝馬町小学校
伊勢丹
静岡市役所静岡庁舎
葵区役所
静岡市
まちづくり公社
静岡市
コミュニティホール七間町
静岡駅
アスティ静岡
静岡市美術館
パルシェ
PARCO
静岡中央郵便局
静岡市
音楽館
静岡市工会議所
静岡科学館「るくる」
静岡ホビースクエア
森下小学校
森下公園
常盤公園
春日町駅
東海道本線
東海道新幹線
静岡鉄道静岡清水線
静岡鉄道
八幡街道
石田街道
さくら通り

［３］中心市街地の要件に適合していることの説明

要　件	説　明
第１号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	中心市街地の面積（240ha）は市全域の約0.2%、旧静岡市の市街化区域の約3.8%に過ぎないが、商業・都市機能が高密度に集積しており、静岡市の中心としての役割を果たしている。

①小売業の集積状況

		中心市街地	割合
面積		240ha	0.2%（対 市全域 141,193ha） 0.2%（対 旧静岡市 114,681ha） 2.3%（対 市全域・市街化区域 10,537ha） 3.8%（対 旧静岡市・市街化区域 6,237ha）
小売業	事業所数	826 件	16.2%（対 市全域 5,113 件） 23.8%（対 旧静岡市 3,471 件）
	従業者数	6,508 人	16.2%（対 市全域 40,165 人） 22.7%（対 旧静岡市 28,680 人）
	年間商品販売額	1,078 億円	14.0%（対 市全域 7,727 億円） 18.5%（対 旧静岡市 5,820 億円）
	売り場面積	134 千㎡	17.0%（対 市全域 789 千㎡） 24.3%（対 旧静岡市 552 千㎡）
消費	静岡市プレミアム付きデジタル商品券の消費額	5.2 億円	16.0%（対 市全域 32.5 億円） 21.2%（対 旧静岡市 24.5 億円）

※市街化区域は令和４．４．15 静市第 245 号都市計画決定による
※市全域及び旧静岡市の面積は 2025 年国土地理院全国都道府県市区町村別面積調による
※小売業は 2021 年「経済センサス-活動調査」、消費は 2024 年「静岡市プレミアム付きデジタル商品券」

②都市福利施設等の集積状況

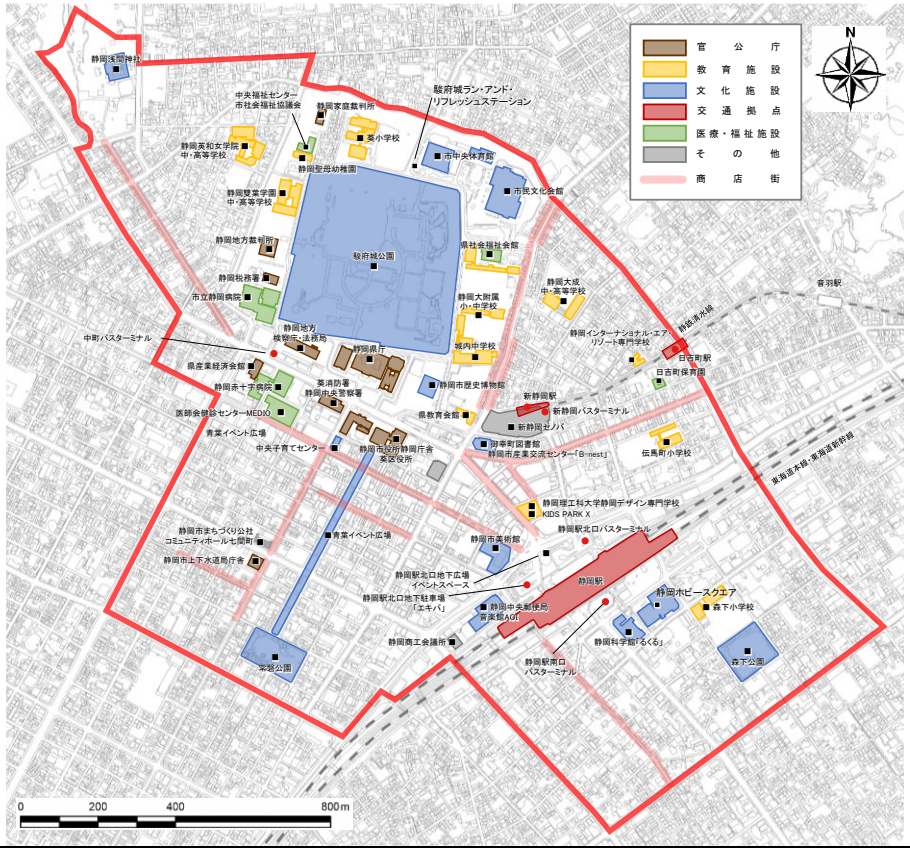

要　件	説　明
第２号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること	居住人口は増加傾向から横ばいに転じ、高齢化率は上昇傾向にある。また、民営事業所数、商品販売額及び歩行者通行量はいずれも減少傾向にある。区域内には、築50年以上の建物が多く分布し、建物の老朽化が進んでいる。以上のように、土地利用及び商業活動の状況等からみて、静岡地区における機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがある状況にある。 **①居住人口** 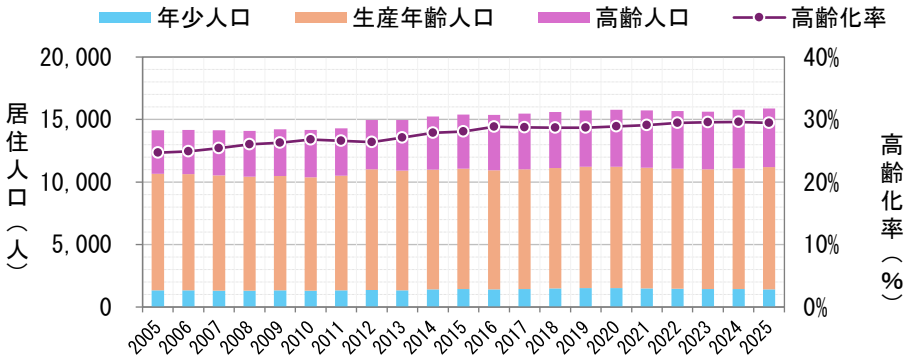 出典：　2005-2024年静岡市「住民基本台帳」 **②民営事業所数・従業者数** 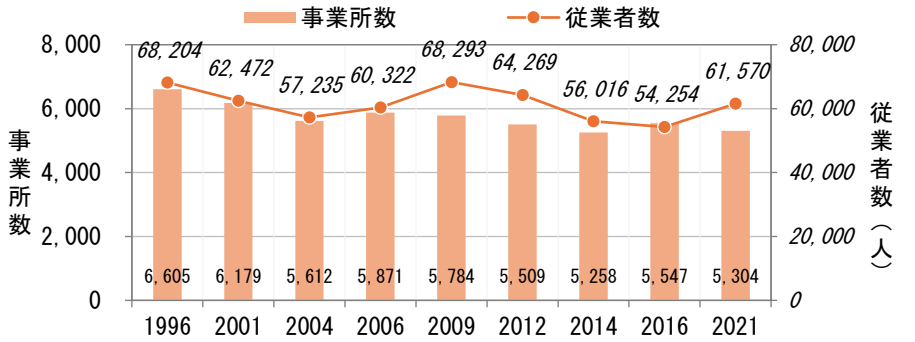 出典：1996・2001・2004・2006 年「事業所・企業統計調査」、 2009･2014 年「経済センサス-基礎調査」、2012･2016・2021 年「経済センサス-活動調査」 **③商業集積地の商品販売額** 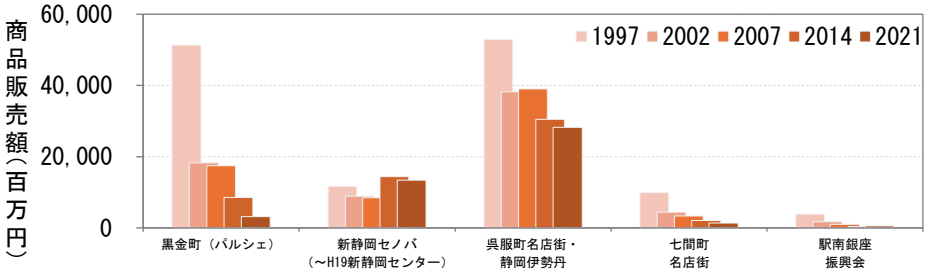 出典：1997～2014年「商業統計調査」、2021年「経済センサス-活動調査」のうち、経年把握できるもの

要　件	説　明
	④歩行者通行量 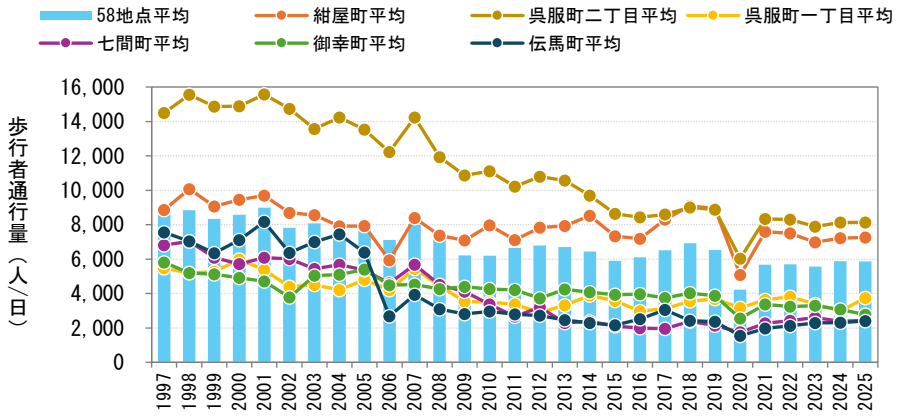 出典：1997～2025年静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街通行量調査」において、経年を把握する継続調査58地点及び主要な町における通行量平均 ⑤築年数 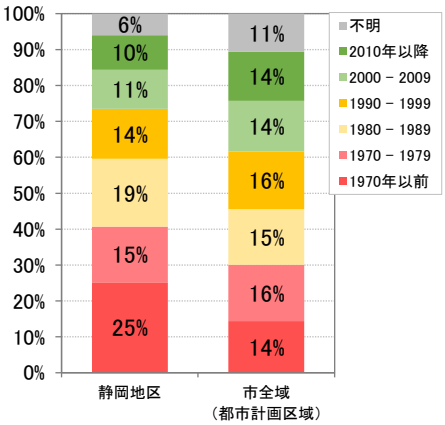 出典：都市計画基礎調査

要　件	説　明
第３号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	上位計画において、中心市街地は「都市拠点」に位置づけられており、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、市全域の発展をけん引する役割を担っている。 **①第５次静岡市総合計画** 静岡都心は、商業・行政・文化・交流・レクリエーションといった都市機能と人口が集積し、市民の多様な活動を支えるとともに、市外からの人の流入を促進し、地域全体に波及させる「都市拠点」に位置付けられている。「職・住・福・商・学・遊」が近接したまちづくりを行い、商業だけでなく、暮らしながら仕事も買い物も子育てもできるエリアへと転換し、若者を中心に多くの人を集め、その効果を市全域に波及させていくこととしている。あわせて、公共空間の再編や歩行者中心の空間整備によって回遊性を高め、歩いて楽しめるまちづくりを推進することとしている。 **②静岡市都市計画マスタープラン** 将来都市構造として「集約連携型都市構造」を掲げ、静岡都心は、商業・業務、行政・文化、交流・レクリエーション等の都市機能と人口が集積し、市民の多様な都市生活の活動を支える「都市拠点」に位置づけられている。静岡都心のまちづくりの方針として、①高次かつ多様な都市機能の持続的な誘導、②伝統を活かし、新たな魅力を創る都市空間の整備、③楽しく歩けて自転車にも利用しやすいまちづくりの推進、④街なか居住等の人口集積を誘導する環境整備が掲げられている。 **③静岡市立地適正化計画** 静岡駅周辺地区は都市拠点として、商業・業務、行政・文化、交流・レクリエーションなどの都市機能や人口が集積し、市民の多様な都市生活の活動を支える中心的な場とされている。都市機能の集積と定住人口の誘導を図り、商都として魅力とにぎわいのある都市空間を形成するとともに、歴史・文化を含めた観光の玄関口としての機能強化により、回遊性の向上と交流人口の増加を図ることとしている。

３．中心市街地の活性化の目標

［１］中心市街地活性化の目標

目指す中心市街地の都市像や中心市街地活性化の基本方針に基づき、中心市街地活性化の目標を以下のように設定する。

目指す都市像

職・住・福・商・学・遊が近接した「おまち」の実現

基本方針

基本方針①	基本方針②	基本方針③	基本方針④
商都とイノベーションが融合した職と商のおまち	多世代が安心して暮らし活躍できるおまち	歴史と文化を学び、感動体験ができるおまち	巡りやすく楽しみながら歩けるおまち

活性化の目標

目標①	目標②	目標③	目標④
経済活力の向上	まちなか居住人口の増加	交流人口の拡大	回遊性の向上

目標指標

目標指標①	目標指標②	目標指標③	目標指標④
新規事業者数	中心市街地人口	観光･文化施設入込客数	歩行者通行量（休日）

［２］計画期間の考え方

本計画の計画期間は、各種事業による効果の発現を考慮し、2027 年４月から 2032 年３月までの５年間とする。

［３］目標指標の設定の考え方

（１）定量的な目標指標の設定

［１］で掲げた４つの目標について、その達成状況を定量的に評価するため、次のとおり目標指標及び目標数値を設定する。また、定期的にフォローアップを行うことで、事業の着実な推進を図る。

目標	目標指標		基準値	推計値	目標値
経済活力の向上	指標 A	新規事業者数	５件/年	５件/年	15 件/年
まちなか居住人口の増加	指標 B	中心市街地人口	15,876 人	15,153 人	15,538 人
交流人口の拡大	指標 C	観光・文化施設入込客数	80.4 万人	93.5 万人	158.6 万人
回遊性の向上	指標 D	歩行者通行量（休日）	20,274 人	18,741 人	19,276 人
	（参考）	歩行者通行量（平日）	16,635 人	―	―

（２）目標数値の設定

①新規事業者数

中心市街地の「経済活力の向上」に資するイノベーションの創出や地域商業の活性化効果を定量的に検証する指標として、「新規事業者数」を設定する。

新規事業者数の増加に資する各種補助金の交付件数、空き店舗対策事業を通じた新規出店件数の合計値を計画登載事業による「新規事業者数」とする。

基準値（2021-2025）	推計値（2027-2031）	目標値（2027-2031）
５件/年	５件/年	15 件/年

＜基準値・推計値・目標値の考え方＞

○基準値【５件/年】

・ 第３期計画期間中における市施策による新規事業数を基準値に設定する
・ 2021 年度から 2025 年度までの実績は 20 件/４年＝５件/年

○推計値【５件/年】

・ 同施策を継続した場合、現状の傾向が続くことを見込み、今後５年間(2027-2031 年)における新規事業者数は、基準値と同じ５件/年と推計する

○目標値【15 件/年】

・ 本計画の登載事業による効果として、目標値は 15 件/年に設定する

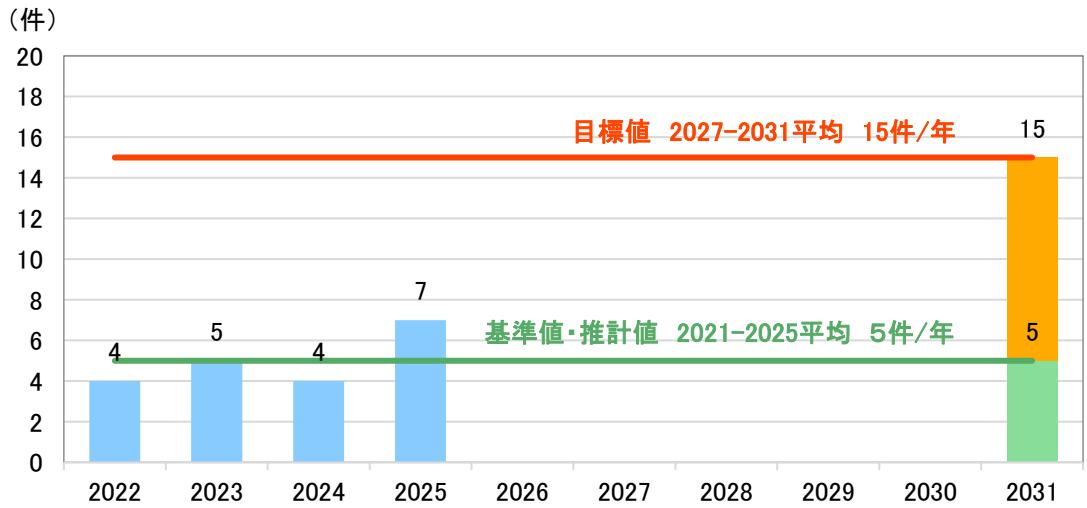

＜事業による効果＞

・　商店街での空き店舗対策による効果
　中心市街地が来街者にとって店舗が連なる魅力的なまちであり続けるため、商店街の空き店舗への出店を促進する空き店舗対策事業や、面的なまちづくりに向けた商店街ワークショップ事業を推進する。

・　企業立地促進による効果
　中心市街地に、若い世代が魅力を感じる就職先となる企業を誘致・創出するため、デジタル関連企業誘致事業・スタートアップ立地促進事業・企業立地促進事業により補助金を支給する。

これらの事業により新規事業者の出店を促し、平均10件/年増加させることを見込む。

②中心市街地人口

中心市街地における「まちなか居住の増加」を推進し、定住人口の維持・確保に向けた施策の効果を定量的に検証する指標として、「中心市街地人口」を設定する。なお、静岡市全体では、このまま推移した場合の 2050 年推計人口（市独自推計）を 49.2 万人と見込む一方、各種施策の展開により 55.1 万人まで引き上げることを目標としている。本計画における中心市街地人口の目標値は、この市全体の目標を中心市街地のスケールに置き換えて設定した。

基準値（2025）	推計値（2031）	目標値（2031）
15,876 人	15,153 人	15,538 人

＜基準値・推計値・目標値の考え方＞

〇基準値【15,876 人】

・　2025 年 12 月末時点の住民基本台帳に基づき、基準値を 15,876 人に設定する

○推計値【15,153 人】

・ 新たな人口減少対策を実施せず、現状のまま推移した場合の静岡市独自推計に基づき、2031 年における中心市街地人口は 15,153 人まで減少すると推計する

○目標値【15,538 人】

・ 2050 年人口を 55.1 万人まで引き上げるためには、移住促進事業を始めとする各種施策を展開し、年間 700 人の移住者を受け入れる必要がある。この 700 人を達成するために中心市街地では年間で 77 人、5 年間で 385 人の移住者を確保する必要があるため、2031 年における中心市街地人口の目標値を 15,538 人に設定する

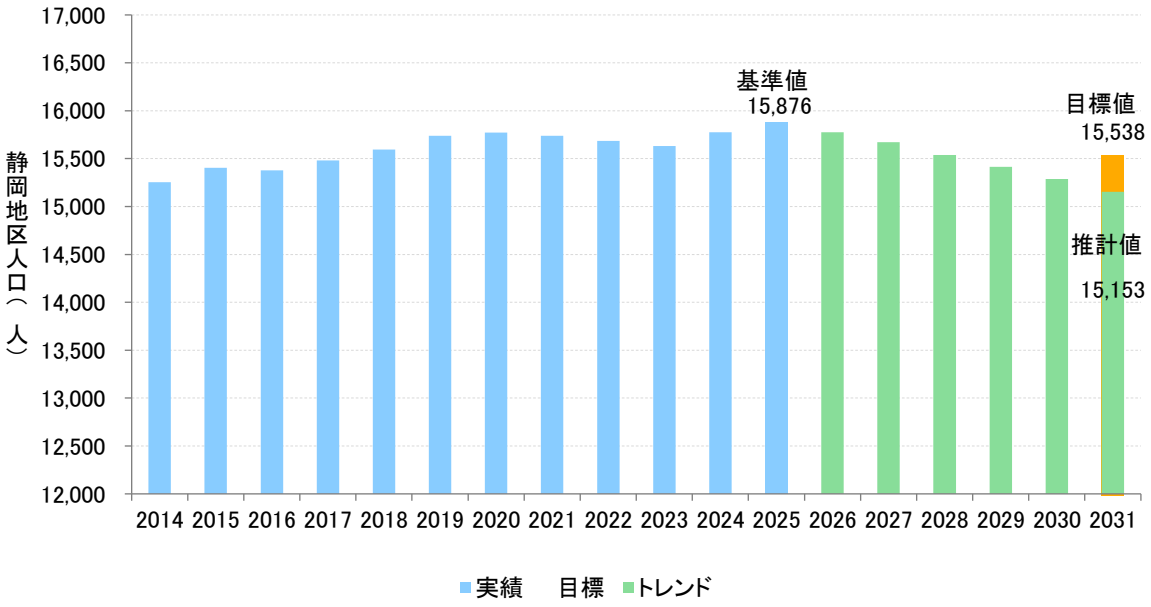

＜事業による効果＞

・ 移住促進事業による効果

静岡県外からの移住者を対象として、移住・就業等補助金・移住者就職応援補助金・移住者住宅確保応援補助金・地方就職学生支援補助金といった各種補助制度を実施するとともに、首都圏における移住支援センターの運営を通じて積極的な情報発信を行うことで、移住希望者にとって移住先の選択肢となることを目指す。

この事業により中心市街地人口の減少を 723 人から 338 人に抑制することを見込む。

③観光・文化施設入込客数

中心市街地への継続的な来訪を促し、「交流人口の拡大」に資する取組の効果を定量的に検証する指標として、「観光・文化施設入込客数」を設定する。

基準値（2025）	推計値（2031）	目標値（2031）
80.4 万人	93.5 万人	158.6 万人

＜基準値・推計値・目標値の考え方＞

〇基準値【80.4 万人】

・ 2025 年度の観光・文化施設の入館者数に基づき、基準値を 80.4 万人に設定する

〇推計値【93.5 万人】

・ コロナ禍の 2020 年度、2021 年度を除く各施設の過去の入館者数の推移から、2031 年の入館者数を推計し、93.5 万人に設定する

〇目標値【158.6 万人】

・ 各施設の目標入館者数の積み上げを目標値とする。また、目標入館者数のない施設については、2025 年の実績を維持することを目標としている。

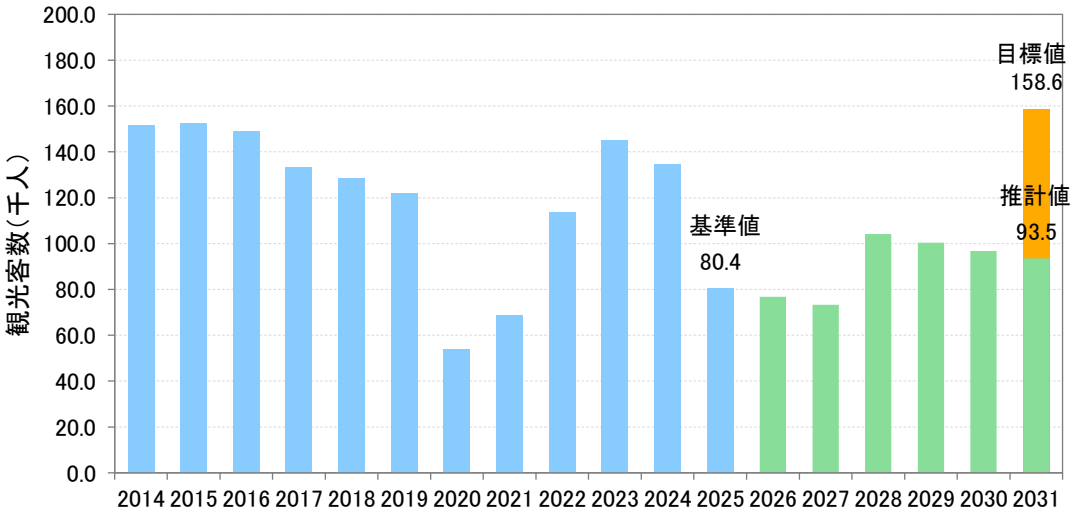

＜事業による効果＞

・ 既存施設の効果的な運営による効果
各観光・文化施設において、ニーズに応じた企画展やワークショップを実施し、施設の魅力をより広く発信することで、集客力を高める。

・ 駿府城跡天守台野外展示体験学習施設の整備による効果
発掘調査によって明らかになった２つの時代の天守台の重なりや、内部構造、本丸堀の姿を間近で見られる野外展示に加え、VR や AR を活用した展示体験学習施設を整備することにより、来訪者が実際に体験し、学ぶことができる環境を整える。

・ 市民文化会館整備による効果
老朽化した市民文化会館を改修し、利用する人にとって利便性の高い施設にすることにより、需要を喚起し、利用者数の増加を図る。

これらの事業により観光・文化施設の利用者数を 158.6 万人に増加させることを見込

む。

④歩行者通行量（休日）

中心市街地における「回遊性の向上」及び人の往来の活発化に向けた施策の効果を定量的に検証する指標として、「歩行者通行量（休日）」を設定する。静岡市では、2026 年から AI カメラを活用した通行量の算定を行っている。AI カメラ 20 地点の休日の通行量の平均値を１地点あたりの「歩行者通行量（休日）」とする。

基準値（2025）	推計値（2031）	目標値（2031）
20,274 人	18,741 人	19,276 人

＜基準値・推計値・目標値の考え方＞

○基準値【20,274 人】

・ AI カメラの計測環境が整備された 2026 年５～６月の休日平均値に、調査地点ごとに KDDI のビッグデータから算出した補正係数（2026 年５～６月に対する 2025 年度平均の比率）を乗じて各地点の 2025 年度年平均推計値を求め、それらを全地点で平均した１地点あたりの歩行者通行量を基準値とする

○推計値【18,741 人】

・ 2025 年の歩行者通行量データ（手観測調査結果）と基準値との間で補正値を算出し、コロナ禍の影響を受けた 2020 年度、2021 年度を除く、過去の歩行者通行量の推移から、2031 年度の歩行者通行量を推計し、これに補正値を乗じて設定する。

○目標値【19,276 人】

・ 前述の３つの目標指標の成果に加え、各イベントの来場者が各種取組により回遊するようになり、来場者の５％が各地点を通るようになることを目標としている。

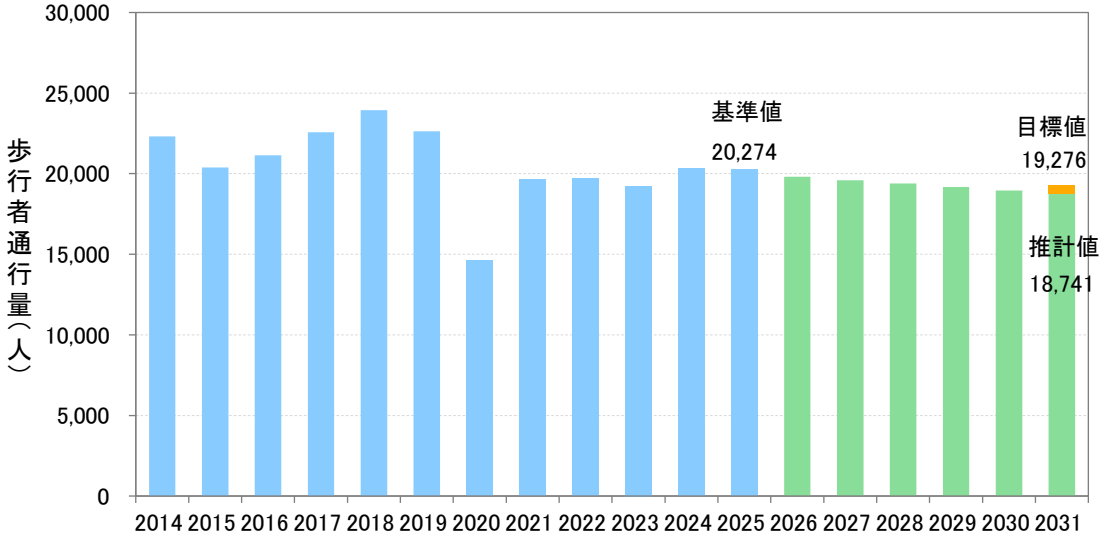

＜前述３指標の効果の積み上げ＞

１　市施策による新規事業者数

・経済センサスにより中心市街地の事業所数が集計されている2021年度を基準に算出する。

・2021年度の中心市街地事業者数：5,304件（経済センサス）

・2021年度の歩行者通行量調査の合計：329,448人

・2021年度来街者調査で仕事及び消費行動を行うために来街した割合：78.7％

・１事業者に関わる歩行者数：329,448×78.7％÷5,304＝49人

・市施策による新規事業者数の目標指標のとおり、新規開業が生じると仮定すると、2031年度までで55件が開業すると想定される　55件×49人＝2,695人

・歩行者通行量調査58地点で平均すると2,695人/58地点＝46人

２　観光・文化施設入込客数

・静岡市民文化会館の休館による一時的な影響を除くため、同館が通常開館していた2024年度を基準として算定する。

・2024年度の１日あたりの観光・文化施設入込客数：1,344,077人÷365日＝3,682人

・2024年度の歩行者通行量調査の合計：340,797人

・2024年度来街者調査で観光・文化施設を目的とした来街者の割合：8.4％

・１人あたりの平均カウント数：340,797×8.4％÷3,682＝7.73回

・観光・文化施設入込客数の目標指標のとおり、観光・文化施設入込客数が増加すると、2024年度に対して2031年度は241,923人増加する。これを１日当たりに換算すると241,923÷365＝662人

662人×7.73回＝5,117回

・歩行者通行量調査58地点で平均すると5,117回/58地点＝88人

３　中心市街地人口

・2025年度の中心市街地人口：15,876人

・2025年度の歩行者通行量調査の合計：339,791人

・2024年度来街者調査で居住地が中心市街地だった人の割合：11.5％

・居住者１人あたりの平均カウント数：339,791×11.5％÷15,876＝2.46回

・中心市街地人口の目標指標のとおり、居住者が増加すると、2031年度までで385人増加する。　385人×2.46回＝947回

・歩行者通行量調査58地点で平均すると947人/58地点＝16人

◎2031年度に地点あたりの歩行者通行量を519人増加させる

３指標の効果である46人＋88人＋16人＝150人

150人に従来の計測手法とAIカメラの数値との間の補正値を乗じ、519人とする。

＜事業による効果＞

・ イベント事業における回遊性を高める取組による効果

各イベントで回遊性を高める施策を行うことで、回遊性が向上し、来場者の５％が従来よりも１地点広いエリアに回遊するようになる。

2025 年対象イベント来場者数 2,433,420 人の５％は 121,671 人

121,671 人が主要箇所を１地点多く回遊すると歩行者通行量は 121,671/20 箇所＝6,083 人増加する。

これを１年間に平均すると 6,083÷365＝16 人

それぞれの効果を足し上げると、519 人＋16 人＝535 人

よって、目標値は 18,741 人＋535 人＝19,276 人

◇４から８までに掲げる事業一覧

全 95 事業（うち、再掲 10 事業）

※目標(目標指標)における凡例：◎：直接目標（目標指標）への効果が見込まれる事業　○：間接的に目標（目標指標）への効果が見込まれる事業

No.	事業番号	再掲事業番号	事業区分	事業名	事業主体	支援措置区分	支援措置	支援主体	目標（目標指標）			
									①新規事業者数	②中心市街地人口	③観光・文化施設入込客数	④歩行者通行量（休日）
1	4-1	4-10	継続	静岡駅北口駅前広場周辺再編事業	静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	—	◎
2	4-2	4-7	継続	静岡都心交通適正化事業	静岡市	(2)①	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	—	○	—	○
3	4-3	4-11	継続	静岡駅北口地下広場改修工事	静岡市	(2)①	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	—	—	—	○
4	4-4	4-12	新規	青葉シンボルロード再整備事業	静岡市	(2)①	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	○	—	—	◎
5	4-5		継続	人宿町人情通り道路空間再編事業	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区） 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）	国土交通省	—	○	—	○
6	4-6		継続	静岡駅南口駅前広場再整備事業	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区） 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）	国土交通省	○	—	—	◎
再	4-7	4-2	継続	静岡都心交通適正化事業【再掲】	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区） 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）	国土交通省	—	○	—	○
7	4-8		継続	駿府城公園修景整備事業	静岡市	(3)	防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業）	国土交通省	—	—	○	○
8	4-9		継続	紺屋町準地下街再整備検討事業	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区） 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）	国土交通省	○	—	—	○
再	4-10	4-1	継続	静岡駅北口駅前広場周辺再編事業【再掲】	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区） 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）	国土交通省	—	○	—	◎
再	4-11	4-3	継続	静岡駅北口地下広場改修工事【再掲】	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区） 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）	国土交通省	—	—	—	○
再	4-12	4-4	新規	青葉シンボルロード再整備事業【再掲】	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区） 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業） 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	国土交通省	○	—	—	◎
9	4-13		継続	無電柱化事業	静岡市	(3)	無電柱化推進計画事業	国土交通省	—	○	—	○
10	4-14		継続	バリアフリー道路特定事業	静岡市	(3)	防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	—	○	—	○
11	4-15	6-1 7-33	継続	紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業	紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）	(3)	社会資本整備総合交付金（住環境整備事業－市街地再開発事業）	国土交通省	○	○	○	○
12	4-16		継続	市上下水道局庁舎公共広場活用事業	静岡市	(4)			—	—	—	○
13	4-17		継続	市職員等による道路美化活動実施事業	静岡市	(4)			—	○	—	—
14	5-1	5-4	継続	静岡市民文化会館再整備事業	静岡市	(2)①	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	—	—	◎	○
15	5-2	5-5	新規	駿府城跡天守台野外展示施設整備事業	静岡市	(2)②	地域未来交付金（地域未来推進型）	内閣府	—	—	◎	○

No.	事業番号	再掲事業番号	事業区分	事業名	事業主体	支援措置区分	支援措置	支援主体	目標（目標指標）			
									①新規事業者数	②中心市街地人口	③観光・文化施設入込客数	④歩行者通行量（休日）
16	5-3		継続	駿府城エリア歴史文化資源活用事業	静岡市	(2)②	地域未来交付金（地域未来推進型）	内閣府	—	—	◎	○
再	5-4	5-1	継続	静岡市民文化会館再整備事業【再掲】	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区）	国土交通省	—	—	◎	○
再	5-5	5-2	新規	駿府城跡天守台野外展示施設整備事業【再掲】	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区）	国土交通省	—	—	◎	○
17	5-6		継続	静岡浅間神社保存修理事業（神部神社浅間神社本殿ほか15棟保存修理事業）	静岡浅間神社	(3)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業）	文部科学省	—	—	○	○
18	5-7		継続	放課後子ども教室推進事業（葵小学校区、森下小学校区）	静岡市教育委員会	(3)	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	文部科学省	—	○	—	—
19	5-8		継続	静岡市美術館運営事業	静岡市	(4)			—	—	○	○
20	5-9		継続	コミュニティホール七間町運営事業	公益財団法人静岡市まちづくり公社	(4)			—	○	○	○
21	5-10		新規	静岡市中心市街地における私立大学等施設整備事業	静岡市	(4)			—	○	—	○
22	5-11		継続	静岡市歴史博物館運営事業	静岡市	(4)			—	—	◎	○
23	5-12		新規	駿府城公園４施設一体運営事業	静岡市	(4)			—	—	◎	○
24	5-13		新規	かけこまち七間町運営事業	静岡市	(4)			—	○	—	○
25	5-14		新規	静岡市役所キッズスペース運営事業	静岡市	(4)			—	○	—	○
26	5-15		継続	子どもの遊び場運営事業	ベスティキッズ七間町実行委員会	(4)			○	○	—	○
27	5-16		新規	静岡音楽館 AOI 運営事業	静岡市	(4)			—	—	◎	○
28	5-17		新規	静岡科学館る・く・る運営事業	静岡市	(4)			—	—	◎	○
再	6-1	4-15 7-33	継続	紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業【再掲】	紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）	(3)	社会資本整備総合交付金（住環境整備事業－市街地再開発事業）	国土交通省	○	○	○	○
29	6-2		継続	遠距離大学等通学費貸与事業	静岡市	(4)			—	○	—	○
30	6-3		継続	静岡市移住・就業等助成事業	静岡市	(4)			○	◎	—	○
31	6-4		継続	移住支援センター運営事業	静岡市	(4)			—	◎	—	○
32	6-5		新規	移住者就職応援事業	静岡市	(4)			○	◎	—	○
33	6-6		新規	移住者住宅確保応援事業	静岡市	(4)			—	◎	—	○
34	6-7		新規	地方就職学生支援事業	静岡市	(4)			○	◎	—	○
35	7-1		継続	大規模小売店舗立地法特例区域の設定	静岡市	(1)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	経済産業省	○	—	—	—
36	7-2		継続	家康公が愛したまち静岡推進事業	静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	○
37	7-3		継続	駿府城公園内観光案内事業	静岡市、駿府ウエイブ	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	○
38	7-4		継続	静岡まつり開催事業	静岡まつり実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	◎
39	7-5		継続	「ホビーのまち静岡」推進事業	ホビー推進協議会静岡、静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	◎	○
40	7-6		継続	「まちは劇場」推進事業	市民、アーティスト、各イベント事業実施主体、各施設運営主体、静岡市等	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	○
41	7-7		継続	大道芸ワールドカップｉｎ静岡開催事業	大道芸ワールドカップ実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	◎
42	7-8		継続	シズオカ×カンヌウィーク開催事業	シズオカ×カンヌ×映画プロジェクト実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	◎
43	7-9		継続	青葉シンボルロードイルミネーション装飾事業	ILove しずおか協議会、静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	—	◎
44	7-10		継続	静岡おでん祭開催事業	静岡おでん祭実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	—	◎
45	7-11		継続	商店街振興事業	静岡商工会議所	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	○
46	7-12		継続	商店街イベント振興事業	各商店街団体	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	○

No.	事業番号	再掲事業番号	事業区分	事業名	事業主体	支援措置区分	支援措置	支援主体	目標（目標指標）			
									①新規事業者数	②中心市街地人口	③観光・文化施設入込客数	④歩行者通行量（休日）
47	7-13		継続	商店街アドバイザー派遣事業	各商店街団体	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—
48	7-14		継続	商店街トータルサポート事業	各商店街団体	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	○
49	7-15		継続	静岡市中心市街地活性化協議会事業	静岡市中心市街地活性化協議会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	○	○
50	7-16		継続	駿府城公園お堀の水辺活用事業（葵舟）	民間事業者、静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	○
51	7-17		継続	駿府本山お茶まつり事業	駿府本山お茶まつり委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	—	○
52	7-18		継続	面的まちづくりに向けた商店街ワークショップ事業	静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	—	—	○
53	7-19		継続	スタートアップ立地促進事業	静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	○	—	○
54	7-20	7-29	継続	デジタル関連企業誘致事業	静岡市、民間企業等	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	○	—	○
55	7-21		新規	空き店舗対策事業	静岡市、静岡市中心市街地活性化協議会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	○	—	○
56	7-22		新規	インバウンド需要を取り込むための店舗の受入環境整備事業	静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	○
57	7-23	7-30	新規	ガストロノミーツーリズム推進事業	静岡市ガストロノミーツーリズム推進協議会（静岡市ほか）	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	○
58	7-24		新規	中心市街地における統計調査実施事業	静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	—	○
59	7-25		新規	プラモデルを活用したシティプロモーション推進事業	静岡市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	○
60	7-26		新規	ナイトツーリズム推進事業	静岡市ほか	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	○
61	7-27		新規	静岡マラソン開催事業	静岡マラソン実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	○	◎
62	7-28		継続	東海道における街道観光の推進事業	地域住民・団体、静岡市	(2)②	地域未来交付金（地域未来推進型）	内閣府	—	—	○	○
再	7-29	7-20	継続	デジタル関連企業誘致事業【再掲】	静岡市、民間企業等	(2)②	地域未来交付金（地域未来推進型）	内閣府	◎	○	—	○
再	7-30	7-23	新規	ガストロノミーツーリズム推進事業【再掲】	静岡市ガストロノミーツーリズム推進協議会（静岡市ほか）	(2)②	地域未来交付金（地域未来推進型）	内閣府	—	—	○	○
63	7-31		継続	静岡都心まちなか再生事業	静岡市	(3)	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区） 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業） 社会資本整備総合交付金（住環境整備事業－市街地再開発事業）	国土交通省	○	○	○	○
64	7-32		継続	大神楽祭	静岡市、静岡浅間神社、静岡浅間通り商店街振興組合、井川神社	(3)	芸術文化振興基金助成金	文部科学省	—	—	○	○
再	7-33	4-15 6-1	継続	紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業【再掲】	紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）	(3)	社会資本整備総合交付金（住環境整備事業－市街地再開発事業）	国土交通省	○	○	○	○
65	7-34		継続	御伝鷹まちづくり株式会社にぎわい創出事業	御伝鷹まちづくり株式会社	(4)			○	—	—	○
66	7-35		継続	まちゼミ開催事業	各商店街団体	(4)			○	—	—	—
67	7-36		継続	良好な商業環境の形成推進事業	静岡市	(4)			○	○	—	—
68	7-37		継続	ILove しずおか協議会にぎわい創出事業	ILove しずおか協議会	(4)			—	—	—	○
69	7-38		継続	静岡市中央商店街連合会若手まちづくり研究会開催事業	静岡市中央商店街連合会	(4)			○	—	—	—
70	7-39		継続	静岡呉服町名店街MD推進・ランドオーナー連携事業	商店街振興組合静岡呉服町名店街	(4)			○	—	—	—

No.	事業番号	再掲事業番号	事業区分	事業名	事業主体	支援措置区分	支援措置	支援主体	目標（目標指標）			
									①新規事業者数	②中心市街地人口	③観光・文化施設入込客数	④歩行者通行量（休日）
71	7-40		継続	まちバル開催事業	各実行委員会（静岡おまちバル実行委員会、御伝鷹まちづくり株式会社等）	(4)			—	—	—	○
72	7-41		継続	静岡"おまち"ストリートWi-Fi環境整備事業	I Love しずおか協議会、各商店街団体、静岡市	(4)			—	—	○	○
73	7-42		継続	静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター運営事業	静岡市	(4)			○	○	—	—
74	7-43		継続	静岡市産学交流センター「B-nest」運営事業	静岡市	(4)			○	○	—	—
75	7-44		継続	コ・クリエーションスペース運営事業	静岡市	(4)			○	—	—	—
76	7-45		継続	商店街環境整備事業	各商店街団体	(4)			○	—	—	—
77	7-46		継続	商店街一店逸品運動推進事業	各商店街団体	(4)			○	—	—	—
78	7-47		新規	観光案内所運営事業	静岡市、公益財団法人するが企画観光局	(4)			—	—	○	○
79	7-48		新規	企業立地促進事業	静岡市	(4)			◎	○	—	—
80	7-49		新規	駿府楽市内「特産品展示コーナー」運営事業	静岡市	(4)			—	—	○	○
81	7-50		新規	企業版ふるさと納税制度を活用したまちなか活性化事業補助金	静岡市	(4)			○	—	—	○
82	7-51		新規	ホテル立地促進事業	静岡市	(4)			—	—	○	○
83	7-52		新規	スタートアップ協業促進事業	静岡市、民間企業等	(4)			○	—	—	○
84	8-1		継続	しずてつジャストラインノンステップバス導入事業	しずてつジャストライン株式会社	(3)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進事業）地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）	国土交通省	—	○	—	—
85	8-2		継続	静岡市シェアサイクル事業	静岡市、株式会社TOKAIケーブルネットワーク外２者	(4)			—	—	—	○

４．土地区画整理、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］市街地整備の改善の必要性

（１）現状分析

静岡地区は、江戸時代に駿府城下町として形成され、駿府城（跡）に向かい格子状に連なる街区等、その骨格は現在も維持されている。家康公によるまちづくりの恩恵と、地区を取り囲む地勢的特徴等によって、コンパクトに集約された市街地が形成されている。

これまで第１期･第２期計画における再開発事業等の推進に加え、第３期計画においては、『御幸町９番・伝馬町４番地区第一種市街地再開発事業』が完了し、教育・商業機能等を中心とした都市機能の拡充が進められたほか、『紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業』や『静岡駅北口地下広場再整備事業』が新たに開始されるなど、継続的な市街地整備が進展している。

しかしながら、昭和期に建てられた建築物の老朽化や耐震性不足に加え、消費者ニーズの多様化（Ｅコマースの普及等）による空き店舗の増加、歩行者通行量の伸び悩みなどの課題が依然として残されている。

これからの時代においては、「モノを売る」商業機能一辺倒から脱却し、「職・住・福・商・学・遊」の多様な機能の集積が求められている。さらに、これまでの車中心の道路空間から、人々が滞留し交流できる「ひと中心」の居心地が良く歩きたくなる空間（ウォーカブルな空間）への転換や、魅力的な景観の向上が急務となっている。

（２）事業の必要性

静岡市が目指す「職・住・福・商・学・遊が近接し、居心地が良く歩きたくなるおまち」の実現に向けては、これまでに蓄積された都市機能を最大限に活用し、官民が連携した市街地整備改善を総合的かつ一体的に推進する必要がある。

具体的には、老朽化した建築物の更新や地下空間の再整備（再開発事業等）を通じて、高次な都市機能の集積と都市の防災・レジリエンス強化を図る。また、静岡駅の南北駅前広場や地下広場、青葉シンボルロード、人宿町通りの空間再編、無電柱化やバリアフリー化、都心交通適正化等を一体的に推進し、車中心から「ひと中心」の安全で快適なまちなか空間への転換を推進する。

加えて、駿府城公園の修景整備等により歴史文化拠点の観光ポテンシャルの底上げを図るとともに、公共広場の有効活用や市民・職員等による美化活動といったソフト施策を継続的に展開し、美しく、愛着と誇りを持てる持続可能な都心環境を形成していく。

［２］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

1.【事業名】静岡駅北口駅前広場周辺再編事業

【事業実施時期】	2024年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	国道１号駅前交差点の平面横断化を含めた駅前広場周辺の検討及び整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	JR静岡駅と市街地を分断する国道１号の平面横断について検討及び実証実験を行い、その実現を図ることで、静岡市の玄関口であるJR静岡駅前を人中心のウォーカブルな空間へと改変し、都市空間の魅力及び滞在快適性の向上を図ることは、まちなか居住の促進や来街者の回遊性向上につながることから、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内 実証実験後の整備事業の経費については支援措置の対象としない。		

2.【事業名】静岡都心交通適正化事業

【事業実施時期】	2022年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	中町交差点の平面横断化及び環状機能強化による車両誘導促進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	交差点の平面横断化や環状機能強化、道路空間の再編などにより、来街者の快適性・回遊性及び安全性を向上させることで、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	2027年度～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

3.【事業名】静岡駅北口地下広場改修工事

【事業実施時期】	2025年度～2027年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡駅北口地下広場を改修し、静岡市の玄関口にふさわしい広場空間を創出する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民の憩いの場となる改修及び機能の再配置を行い、静岡の玄関口で静岡らしさを感じられ、居心地が良く滞留したくなる空間を創出することで、来街者の滞在快適性及び回遊性の向上を図り、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	2027年度～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

4.【事業名】青葉シンボルロード再整備事業

【事業実施時期】	2024年度～2029年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	青葉シンボルロードを人中心の居心地の良い滞留空間へ再整備する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	青葉シンボルロードの再整備により、中心市街地の歩行環境及び公共空間の魅力向上を図ることで、まちなかの滞在性や回遊性の向上を実現する。これにより、沿道における経済活動の活性化や民間投資を誘発し、新規事業者数及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	2027年度～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（3） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

5.【事業名】人宿町人情通り道路空間再編事業

【事業実施時期】	2022年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	道路無電柱化及び道路高質化の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地の魅力的な滞留空間を創出するため、「映画・娯楽の街」として市民に親しまれてきた特色を生かした魅力的な道路空間の整備に向け、官民連携で検討を進める事業である。道路空間を整備・改善することは来街者の快適性・回遊性向上、安心安全な通行空間の確保につながることから、中心市街地人口や歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2030年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

6.【事業名】静岡駅南口駅前広場再整備事業

【事業実施時期】	2022年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡駅南口駅前広場空間の設計及び整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ロータリーの混雑など様々な課題を抱える静岡駅南口駅前広場について、政令市の玄関口として、市民や来街者をはじめとする多様な人々が安全・安心に利用できる空間を創出し、魅力ある都市の交流拠点を形成する。本事業は、来訪環境の向上を通じて、新規事業者数や歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

7.【事業名】静岡都心交通適正化事業【再掲】

【事業実施時期】	2022年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	中町交差点の平面横断化及び環状機能強化による車両誘導促進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	交差点の平面横断化や環状機能強化、道路空間の再編などにより、来街者の快適性・回遊性及び安全性を向上させることで、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

8.【事業名】駿府城公園修景整備事業

【事業実施時期】	2022年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駿府城公園における修景整備の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	静岡市の都心部における市民の憩いの場としての機能に加え、貴重な歴史遺産と調和した修景整備を行い、駿府城公園の魅力向上を図る事業である。 地域資源である駿府城公園の魅力を高めることは、市内外からの来訪を促進し、観光・文化施設入込客数や歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

9.【事業名】紺屋町準地下街再整備検討事業

【事業実施時期】	2022年度～2030年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	紺屋町地下街について、良好な地下空間の形成のための検討		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	築50年を超える地下街について、専門家を活用した調査を行い、今後予定される再開発事業や沿道建築物の建替え時に活用することで、良好な地下空間の形成を図る事業である。本事業は地下街空間の魅力向上に資するものであり、来街者の増加につながるとともに、新規事業者数及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2030年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

10.【事業名】静岡駅北口駅前広場周辺再編事業【再掲】

【事業実施時期】	2024年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	国道１号駅前交差点の平面横断化を含めた駅前広場周辺の検討及び整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	JR静岡駅と市街地を分断する国道１号の平面横断について検討及び実証実験を行い、その実現を図ることで、静岡市の玄関口であるJR静岡駅前を人中心のウォーカブルな空間へと改変し、都市空間の魅力及び滞在快適性の向上を図ることは、まちなか居住の促進や来街者の回遊性向上につながることから、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

11.【事業名】静岡駅北口地下広場改修工事【再掲】

【事業実施時期】	2025年度～2028年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡駅北口地下広場を改修し、静岡市の玄関口にふさわしい広場空間を創出する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民の憩いの場となる改修及び機能の再配置を行い、静岡の玄関口で静岡らしさを感じられ、居心地が良く滞留したくなる空間を創出することで、来街者の滞在快適性及び回遊性の向上を図り、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

12.【事業名】青葉シンボルロード再整備事業【再掲】

【事業実施時期】	2024年度～2029年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	青葉シンボルロードを人中心の居心地の良い滞留空間へ再整備する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	青葉シンボルロードの再整備により、中心市街地の歩行環境及び公共空間の魅力向上を図ることで、まちなかの滞在性や回遊性の向上を実現する。これにより、沿道における経済活動の活性化や民間投資を誘発し、新規事業者数及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業） 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2029年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

13.【事業名】無電柱化事業

【事業実施時期】	2013年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	幹線道路等主要な道路における無電柱化の推進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	快適性・回遊性向上に向け、安心安全な通行空間の確保、都市景観の向上、災害時における緊急輸送路等の確保を図る必要がある。本事業は、歩行空間の改善及び快適性の向上につながることから歩行者通行量の増加に寄与する有用な事業である。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

14.【事業名】バリアフリー道路特定事業

【事業実施時期】	2015年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	中心市街地における歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	歩行者の快適性と回遊性の向上に向け、中心市街地における特定道路のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者を含む全ての人が利用しやすい道路環境の整備を図る必要がある。本事業は、歩行空間の改善及び快適性の向上につながることから中心市街地人口や歩行者通行量の増加に寄与する有用な事業である。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

15.【事業名】紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業

<table>
<tr><td colspan="2">【事業実施時期】</td><td colspan="3">2026年度～2032年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施主体】</td><td colspan="3">紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【事業内容】</td><td colspan="3">商業・業務・居住・駐輪場等の整備を図る再開発事業の実施（面積0.83ha）</td></tr>
<tr><td colspan="5">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標】</td><td colspan="3">目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加、目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標指標】</td><td colspan="3">指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量</td></tr>
<tr><td></td><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">本事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業として、民間活力を活用し、老朽化した建築物等の共同化及び土地の高度利用を図るものである。また、市民ニーズに対応した施設の誘致、歩行者優先の空間づくり、地下道からの新たな動線の確保、路上駐輪対策に資する駐輪場機能の導入等により、防災機能の向上、良好な市街地環境の形成及び都市機能の更新を図る。さらに、約240戸の住宅整備を予定していることから、新規事業者数、中心市街地人口、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置名】</td><td colspan="3">社会資本整備総合交付金（住環境整備事業－市街地再開発事業）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置実施時期】</td><td>2027年度～2032年度</td><td>【支援主体】</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td colspan="2">【その他特記事項】</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（4）国の支援がないその他の事業

16.【事業名】市上下水道局庁舎公共広場活用事業

【事業実施時期】	2016年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	七間町エリアに整備する上下水道局庁舎公共広場（約130㎡）におけるまちづくり活動等への一般向け貸出の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、市上下水道局庁舎の公共広場を活用した交流事業等を実施することで、地域住民や来街者の交流機会を創出するものである。これにより、人の往来の活発化につながり、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

17.【事業名】市職員等による道路美化活動実施事業

【事業実施時期】	2005年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	ゴールデンウィーク前、大道芸ワールドカップ・静岡マラソン開催前等における静岡市職員等による清掃活動（年３回程度）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	安全安心・快適なまちとなるためには、清掃活動を適宜実施し、衛生的な環境を保持していく必要がある。本事業により、まちなかの衛生環境等の改善につながり、中心市街地人口の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

［１］都市福利施設の整備の必要性

（１）現状分析

静岡地区には、静岡市民文化会館、静岡市美術館、静岡市歴史博物館、駿府城公園などの多様な文化・芸術・歴史施設が集積し、市民の憩いの場や広域集客の拠点となっている。

第１期・第２期計画の取組に続き、第３期計画においては『静岡市歴史博物館』がグランドオープンし、観光客数が大幅に増加するなど歴史文化の拠点づくりが大きく進展した。また、商店街の空き店舗を活用した『子どもの遊び場設置・運営事業』など、子育て世帯のニーズに応える施設の拡充も図られている。

しかし、既存の大型文化施設や歴史的建造物等の老朽化が進んでおり、安全性能の向上やバリアフリー対応が課題となっている。また、近年オープンした歴史博物館や再整備された駿府城公園等の資源をさらに結びつけ、まちなかの回遊性や滞在時間の延伸に繋げることが求められている。

（２）事業の必要性

文化芸術や歴史の魅力を高め、「感動体験ができるおまち」を実現するためには、都市福利施設の機能更新とソフト面での活用を一体的に進める必要がある。

具体的には、老朽化が進む大規模文化施設について、耐震性能の向上やバリアフリー対策、劇場機能の更新等の再整備を行うことで、誰もが安全・快適に文化芸術に触れられる環境を整える。また、重要文化財である歴史的建造物の保存修理事業等を通じてその価値を次代へ継承する。

さらに、これらのハード整備に加え、歴史博物館や公園周辺の施設を面的なフィールドミュージアムとして一体的に管理・運営するほか、教育機関の立地促進や地域コミュニティの形成を推進するソフト事業を展開することで、来街者の増加や滞在時間の延伸（宿泊・滞在型観光への転換）を図る。

［２］具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

1.【事業名】静岡市民文化会館再整備事業

【事業実施時期】	2019年度～2027年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	市民文化会館の安全性能の向上、トイレの増設・改修、設備機器の更新など		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、老朽化が進む静岡市民文化会館の機能更新やバリアフリー対策などを行うことで、文化芸術に触れられる環境を整備し、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	2027年度～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

2.【事業名】駿府城跡天守台野外展示施設整備事業

【事業実施時期】	2024年度～2027年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駿府城跡天守台野外展示施設の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	駿府城跡天守台野外展示施設を整備し、発掘調査により確認された歴史的価値の高い遺構を公開することで、歴史・文化資源としての魅力向上を図る。これにより、市内外からの来訪者の増加を促進するとともに、中心市街地への回遊を創出し、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	2025年度～2027年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

3.【事業名】駿府城エリア歴史文化資源活用事業

【事業実施時期】	2026年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駿府城エリアに集積する歴史文化資源を核として、高付加価値で特別な体験を創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	駿府城エリアの各施設において、体験型コンテンツを充実させることにより今までの「鑑賞型」から「滞在・体験型」の歴史文化資源とする。また、各施設を一体のものと捉え、これらのコンテンツを観光商品として磨き上げること及びプロモーションを強化することで、昼間の施設見学から夕方以降の体験・飲食・周遊へとつながる観光導線の構築を目指す。本事業により、来街者の増加につながり観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	2026年度～2029年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

（3） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

4.【事業名】静岡市民文化会館再整備事業【再掲】

【事業実施時期】	2019年度～2027年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	市民文化会館の安全性能の向上、トイレの増設・改修、設備機器の更新など		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、老朽化が進む静岡市民文化会館の機能更新やバリアフリー対策などを行うことで、文化芸術に触れられる環境を整備し、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	2027年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

5.【事業名】駿府城跡天守台野外展示施設整備事業【再掲】

【事業実施時期】	2024年度～2027年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駿府城跡天守台野外展示施設の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	駿府城跡天守台野外展示施設を整備し、発掘調査により確認された歴史的価値の高い遺構を公開することで、歴史・文化資源としての魅力向上を図る。これにより、市内外からの来訪者の増加を促進するとともに、中心市街地への回遊を創出し、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	2025年度～2027年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

6.【事業名】静岡浅間神社保存修理事業（神部神社浅間神社本殿ほか 15 棟保存修理事業）

【事業実施時期】	2014年度～2035年度		
【実施主体】	静岡浅間神社		
【事業内容】	静岡浅間神社の保存修理、修理状況の公開		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	重要文化財建造物群である静岡浅間神社の経年劣化が進んでいる。それらを適切に保護し、次代へ継承することが必要である。また、文化財等をはじめとした、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進することは、来街者の増加につながり観光・文化施設入込客数や歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業）		
【支援措置実施時期】	2014年度～2035年度	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】			

7.【事業名】放課後子ども教室推進事業（葵小学校区、森下小学校区）

【事業実施時期】	2022年度～		
【実施主体】	静岡市教育委員会		
【事業内容】	放課後子ども教室は、開設した学校の１年生から６年生の全児童を対象として、安心で安全な体験の場・交流の場を、子どもたちが通いなれた学校の施設を利用して提供する社会教育事業。各種体験活動や地域の方々・異学年の児童と触れ合いながら、様々な活動を行い、子どもたちの自主性や社会性、創造性を育むことを目的とする。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	本事業は、放課後における子どもたちの安全・安心な居場所や地域住民との交流機会を創出するものである。これにより、子育て世帯を含む多世代が安心して暮らせる地域環境の形成につながり、中心市街地人口の維持及び増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】			

（4）国の支援がないその他の事業

8.【事業名】静岡市美術館運営事業

【事業実施時期】	2010年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡市美術館の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、魅力的な企画展や教育普及事業を実施することで、文化芸術に触れる機会を創出し、市内外からの来訪を促進するものである。このため、観光・文化施設入込客数の増加に寄与するとともに、中心市街地への来街機会の創出を通じて歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

9.【事業名】コミュニティホール七間町運営事業

【事業実施時期】	2014年度～		
【実施主体】	公益財団法人静岡市まちづくり公社		
【事業内容】	コミュニティホール七間町（多目的ホール、会議室、フリースペース等）の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加、目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口、指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	コミュニティ機能等を備えた拠点運営として、勉強会・ワークショップ等の地域活動や、買い物客・親子連れ等の休憩場所など、地域コミュニティの形成を促進することは、中心市街地への来街機会の創出につながり、中心市街地人口や観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

10.【事業名】静岡市中心市街地における私立大学等施設整備事業

【事業実施時期】	2027年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	中心市街地において私立大学等施設整備事業を実施する学校法人に対して予算の範囲内において、補助金を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、中心市街地における私立大学等の施設整備を促進することで、若年層を中心とした多様な人材の集積を図り、中心市街地人口の増加に寄与するものである。また、学生の通学や課外活動等に伴う日常的な人の往来を創出することで、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

11.【事業名】静岡市歴史博物館運営事業

【事業実施時期】	2022年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	歴史博物館の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	静岡市の地域資源である歴史文化を活かした地域の活性化に向け、市の歴史的・文化的資源を保存・伝承するとともに、魅力を市内外に発信し、歴史観光を促進する事業である。当該事業によって、市内外からの多くの人々の来街が促進されることから、来街者の増加につながり観光・文化施設入込客数や歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

12.【事業名】駿府城公園４施設一体運営事業

【事業実施時期】	2028年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	新設の野外展示施設を含む４施設の一体的な運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	これまで別々に運営してきた駿府城公園の既存３施設（東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園）と、新たに整備した天守台野外展示施設を一体的に運営し、施設間の連携による魅力向上と周遊促進を図るものである。これにより、歴史文化資源を目的とした来訪を促進し、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

13.【事業名】認知症ケア推進センター「かけこまち七間町」運営事業

【事業実施時期】	2020年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	認知症に関する相談支援や普及啓発を行う認知症ケア推進拠点の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	認知症に関する相談・支援拠点である認知症ケア推進センター「かけこまち七間町」は、相談対応に加え、認知症への理解を深める講座や交流イベント等を実施することで、認知症の人とその家族をはじめとする幅広い世代の来街機会を創出し、施設周辺における歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

14.【事業名】静岡市役所キッズスペース運営事業

【事業実施時期】	2027年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡市役所静岡庁舎にキッズスペースを設置する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市役所庁舎内にキッズスペース及び休憩スペースを整備することで、子育て世帯をはじめとする多様な来街者が利用しやすい環境を創出し、中心市街地の滞在価値の向上を図る。これにより、中心市街地における居住環境の魅力向上と来街者の滞在時間の延伸を促進し、中心市街地人口及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

15.【事業名】子どもの遊び場運営事業

【事業実施時期】	2025年度～		
【実施主体】	ベスティキッズ七間町実行委員会		
【事業内容】	商店街（七間町名店街）の空き店舗を活用し、子どもや子育て世帯のニーズが大きい屋内型遊び場を設置・運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、 目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、商店街の空き店舗を活用した屋内型遊び場を運営することで、子育て世帯の来街及び回遊を促進し、歩行者通行量の増加に寄与するものである。また、子育て世帯が安心して利用できる環境の充実を図ることで、中心市街地における居住環境の魅力向上につなげ、中心市街地人口の増加を促進するとともに、商店街の活性化や沿道店舗の利用促進を通じて新規事業者数の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

［１］街なか居住の推進の必要性

（１）現状分析

市全域の人口が減少傾向にある一方で、静岡地区の居住人口は市街地再開発事業や優良建築物等整備事業をはじめとした住戸整備等が進んだことから居住人口がおおむね維持されている。

第１期・第２期計画において、静岡地区では呉服町タワーや駿河スカイタワー、札の辻クロス等が竣工した。続く第３期計画においても民間事業者によるマンション建設等の投資が継続的に行われたほか、新たな居住機能等を含む『紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業』が着手されるなど、まちなか居住を支える都市機能の更新が進められている。

それらの効果もあり中心市街地人口の維持・増加が一定程度見込まれるものの、地価の上昇に伴う子育てファミリー層の郊外への流出等の懸念もある。持続的な都市発展と効率的な都市経営のためには、「職・住・福・商・学・遊」が近接した環境を活かし、あらゆる世代が定住しやすい多様な居住環境の提供と移住促進を図る必要がある。

（２）事業の必要性

まちなか居住人口のさらなる増加を図り、「暮らしたくなるおまち」を実現するためには、良質な住宅の供給と定住を後押しする支援策を一体的に推進することが不可欠である。

具体的には、市街地再開発事業等を通じて都市型住宅を供給するとともに、防災機能の向上や歩行者優先の空間づくりとあわせた良好な居住環境の形成を図る。

また、ハード整備と並行して、若者や子育て世代の定住・移住を強力に後押しするため、移住・定住を促進する情報発信拠点の運営や、移住・就業・起業に対する経済的支援を実施する。さらに、進学等による若者の市外流出を抑制する通学支援などのソフト施策を実施し、多世代が心地よく暮らせるまちなか居住をさらに促進する。

［２］具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（3） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

1.【事業名】紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】	2026年度～2032年度		
【実施主体】	紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）		
【事業内容】	商業・業務・居住・駐輪場等の整備を図る再開発事業の実施（面積0.83ha）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加、目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業として、民間活力を活用し、老朽化した建築物等の共同化及び土地の高度利用を図るものである。また、市民ニーズに対応した施設の誘致、歩行者優先の空間づくり、地下道からの新たな動線の確保、路上駐輪対策に資する駐輪場機能の導入等により、防災機能の向上、良好な市街地環境の形成及び都市機能の更新を図る。さらに、約240戸の住宅整備を予定していることから、新規事業者数、中心市街地人口、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（住環境整備事業－市街地再開発事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2032年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

（4） 国の支援がないその他の事業

2.【事業名】遠距離大学等通学費貸与事業

【事業実施時期】	2016年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	市内から県外の大学等への通学費貸与		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	大学等への進学と卒業後の新卒就職をきっかけに、多くの若者が首都圏を中心とした市外に転出していることへの対応として、市内からの通学費用を貸与する事業である。本事業によって地域社会とのつながりを維持し、地元企業への就職活動をサポートすることで若者の市外流出を抑制し、居住人口の減少幅の縮小を図ることにより中心市街地人口や歩行者通行量の維持・増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

3.【事業名】静岡市移住・就業等助成事業

【事業実施時期】	2020年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	東京圏から静岡市に移住し、就業・起業する際の助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市内への移住・定住促進のため、東京圏から静岡市に移住して、就業又は起業した方に対し助成する事業である。本事業によって市内への移住・就業・起業が促進されることで、新規事業者数や中心市街地人口、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4.【事業名】移住支援センター運営事業

【事業実施時期】	2015年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡市移住支援センター（東京・有楽町）の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	首都圏からの移住促進を図るため、相談員を設置し静岡市移住支援センターの運営を行う事業である。中心市街地を含めた静岡市の定住人口の確保を目的としており、本事業により、居住人口の増加につながり中心市街地人口や歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5.【事業名】移住者就職応援事業

【事業実施時期】	2025年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	県外からの移住者で市内中小企業等へ就職した者、起業した者又は就農した者に対し、補助金を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	移住及び就業を一体的に支援することで、中心市街地への定住を促進し、居住人口の増加を図る。これにより、地域経済を支える多様な人材の確保や民間活動の活性化を促進し、新規事業者数の増加につなげるとともに、通勤や買物等の日常生活に伴う人の往来を創出することで、中心市街地人口及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

6.【事業名】移住者住宅確保応援事業

【事業実施時期】	2024年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	県外から静岡市に移住し、新たに住宅を確保する際の助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口、指標D：歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	移住者の住宅確保に係る負担軽減を図ることで、中心市街地への移住・定住を促進する。これにより、中心市街地における居住人口の増加及び居住環境の維持・向上につなげるとともに、日常生活に伴う人の往来を創出し、中心市街地人口及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7.【事業名】地方就職学生支援事業

<table>
<tr><td colspan="2">【事業実施時期】</td><td colspan="3">2026年度～</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施主体】</td><td colspan="3">静岡市</td></tr>
<tr><td colspan="2">【事業内容】</td><td colspan="3">首都圏に住む学生の静岡県内の企業及び静岡市への移住に伴う移転の際の助成</td></tr>
<tr><td colspan="5">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標】</td><td colspan="3">目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標指標】</td><td colspan="3">指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量</td></tr>
<tr><td></td><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">地方就職学生支援補助金により、学生の静岡市への就職及び定住を支援することで、若年層を中心とした人材の定着を促進する。これにより、中心市街地における居住人口の増加を図るとともに、地域経済を支える人材基盤の強化や民間活動の活性化を通じて新規事業者数の増加につなげる。また、通勤や日常生活に伴う人の往来を創出することで、歩行者通行量の増加に寄与する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置名】</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置実施時期】</td><td></td><td>【支援主体】</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">【その他特記事項】</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［１］経済活力の向上の必要性

（１）現状分析

静岡地区は、百貨店などの大型商業施設と複数の商店街が面的に連なる、県都の中枢としての広域集客拠点であり、商業機能が地域経済の軸となっている。

第１期・第２期計画において、新静岡セノバ等の整備や「まちは劇場」推進事業などを実施してきた。続く第３期計画においては、『チャレンジショップ出店支援事業』や『空き店舗対策事業』を通じた出店支援を実施したほか、大型商業施設跡への新店舗オープンや各種イベントの再開等により、来街機会の創出や人流の回復に努めてきた。

しかし、消費者を取り巻く購買環境の変化（Ｅコマースの普及や郊外型店舗との競合）等により、飲食・サービス業などの事業所数・従業者数の減少傾向が続いており、空き店舗の増加や歩行者通行量の伸び悩みといった課題が顕在化している。

「中心市街地＝買い物をする場」という時代が変わりつつある中、これからは商業機能一辺倒から脱却し、「ここでしかできない体験（コト消費・トキ消費）」の創出や、多様なビジネスの集積による新たな経済活力の向上が求められている。

（２）事業の必要性

地域経済を牽引する「職と商のおまち」「感動体験ができるおまち」を実現するためには、商業環境の向上と観光・文化・ビジネス等の多様な機能の融合を図る事業を集中的に実施する必要がある。

具体的には、立地規制の特例制度等を活用した民間投資の促進や、空き店舗を活用した施設整備等により、まちなか空間の有効活用と来街促進を図る。また、新たなビジネス創出の基盤として、スタートアップやデジタル関連企業の誘致、産学交流拠点の運営等を通じて、次世代産業の集積を支援する。

さらに、歴史文化や地域資源を活かした大規模イベントの開催、インバウンド受入環境の整備等を実施し、まちの魅力を高め、消費の拡大と新規事業者の増加に寄与する施策を総合的に推進する。

［２］具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

1.【事業名】大規模小売店舗立地法特例区域の設定

【事業実施時期】	2017年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡地区における特例区域の設定		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数		
【活性化に資する理由】	本事業は、大規模小売店舗立地法特例区域を設定し大型店によるまちなかへの投資を促進することで、新規事業者数の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	経済産業省
【その他特記事項】			

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

2.【事業名】家康公が愛したまち静岡推進事業

【事業実施時期】	2015年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	徳川家康公を活用した各種事業の実施（祭り、ツアー、講演会、ワークショップ等）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、徳川家康公に関する歴史資源を活用した講演会やツアー等を実施することで、静岡市の歴史文化の魅力を発信し、市内外からの来訪を促進するものである。これにより、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

3.【事業名】駿府城公園内観光案内事業

【事業実施時期】	1998年度～		
【実施主体】	静岡市、駿府ウエイブ		
【事業内容】	地域ボランティアガイドの育成・能力向上講座の実施及び駿府城公園内における観光案内の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、来訪者の多い土日祝に地域ボランティアによる歴史資源を巡るガイドを実施することで、来訪者の満足度及び歴史文化への理解を高めるものである。これにより、再訪意向の向上や来訪機会の創出につながり、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

4.【事業名】静岡まつり開催事業

【事業実施時期】	1957年度～		
【実施主体】	静岡まつり実行委員会		
【事業内容】	静岡まつりの開催（大御所花見行列、駿府登城行列、夜桜乱舞等）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、伝統行事である「静岡まつり」（大御所花見行列、駿府登城行列、夜桜乱舞等）を開催する。それにより中心市街地への来街機会を創出し、区域内の回遊を促進することで、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

5.【事業名】「ホビーのまち静岡」推進事業

【事業実施時期】	2009年度～		
【実施主体】	ホビー推進協議会静岡、静岡市		
【事業内容】	プラスチックモデル等の模型の情報発信施設「静岡ホビースクエア」の運営、情報発信、クリスマスフェスタ開催等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	プラモデルを核とした地域資源を活用し、中心市街地への来街機会を創出するとともに、関連施設間の回遊を促進することで、観光・文化施設入込客数、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 運営経費については支援措置の対象としない。		

6.【事業名】「まちは劇場」推進事業

【事業実施時期】	2016年度～		
【実施主体】	市民、アーティスト、各イベント事業実施主体、各施設運営主体、静岡市等		
【事業内容】	まちなかで活動するパフォーマーをまち劇パフォーマーとして認定し、まち劇スポットでの活動を支援することに加え、交響楽団や演奏家を活用し、まちなかや身近なオープンスペース、公共空間でのコンサート開催を通じて、市民が日常的に文化芸術に触れる機会を創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、静岡市に根付いた芸術や文化を公共空間で楽しむ機会（まちなかや身近なオープンスペース、公共空間でのコンサート開催等）を創出し、中心市街地への来街及び滞在機会の拡大を図ることで、観光・文化施設入込客数や歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

7.【事業名】大道芸ワールドカップｉｎ静岡開催事業

【事業実施時期】	1992年度～		
【実施主体】	大道芸ワールドカップ実行委員会		
【事業内容】	大道芸ワールドカップｉｎ静岡の開催（駿府城公園やまちなかを舞台とした大道芸披露等）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、国内外から多くの来訪者を集める大道芸ワールドカップin静岡を開催することで、中心市街地への来街機会を創出するとともに、イベント会場間の回遊や滞在を促進するものである。このため、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

8.【事業名】シズオカ×カンヌウィーク開催事業

【事業実施時期】	2012年度～		
【実施主体】	シズオカ×カンヌ×映画プロジェクト実行委員会		
【事業内容】	シズオカ×カンヌウィークの開催（コミュニティホール七間町等まちなかでの無料映画上映、マルシェ、ワークショップ開催等）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、カンヌ市との姉妹都市交流を活かした映画・音楽・アート等の文化イベントを開催することで、中心市街地への来街機会を創出するとともに、区域内の回遊や滞在を促進するものである。このため、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

9.【事業名】青葉シンボルロードイルミネーション装飾事業

【事業実施時期】	1990年度～		
【実施主体】	I Love しずおか協議会、静岡市		
【事業内容】	クリスマス～年明け期における青葉シンボルロードのイルミネーション装飾		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、青葉シンボルロードをイルミネーションで装飾することで、冬季における来街機会の創出及び滞在魅力の向上を図るものである。これにより、中心市街地の回遊を促進し、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

10.【事業名】静岡おでん祭開催事業

【事業実施時期】	2006年度～		
【実施主体】	静岡おでん祭実行委員会		
【事業内容】	静岡おでん祭の開催（静岡おでんの販売、関連イベント開催等）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、地域特有の食文化である「静岡おでん」をテーマとしたイベントを開催し、中心市街地への来街機会を創出することで、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

11.【事業名】商店街振興事業

【事業実施時期】	1992年～		
【実施主体】	静岡商工会議所		
【事業内容】	商店街団体の組織強化・育成指導を目的とした事業及び商店街と大型店が一体となって実施する「駿府秋のわくわく祭」に対する助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、商店街団体の組織強化・育成指導を目的とした研修会の実施（年５回程度）と、商店街と大型店が連携して消費喚起イベントを実施することで、経済活力を向上させ、新規事業者数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

12.【事業名】商店街イベント振興事業

【事業実施時期】	2003年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	商店街活性化を目的として商店街イベント振興事業（イルミネーション、夏祭り、レクリエーション等）を実施する商店街団体に対する助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、商店街が主体となってイベントを企画・実施することで、商店街の魅力発信や来街機会の創出を図るものである。また、各商店街への来訪や区域内の回遊を促進することで、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

13.【事業名】商店街アドバイザー派遣事業

【事業実施時期】	2003年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	専門家による商店街へのアドバイス事業		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数		
【活性化に資する理由】	本事業は、商店街に専門家を派遣し、組織運営や空き店舗活用、新たな事業展開等に対する助言を行うことで、商店街の持続的な運営能力の向上を図るものである。これにより、商業環境の改善や新たな事業展開につながり、新規事業者数の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

14.【事業名】商店街トータルサポート事業

【事業実施時期】	2003年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	少子・高齢化や情報化等の社会的変化に対応した魅力ある商業地へと機能を高めていくために、新たな事業（商店街の活性化につながる先進的な事業、情報発信につながる事業又は情報化を推進する事業、社会貢献又は安心安全対策を促進する事業等）に取り組む商店街団体に対する助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数		
【活性化に資する理由】	本事業は、少子高齢化や情報化等の社会変化に対応した商店街の機能を高めていくための新たな事業（映像やSNSを活用した情報発信、ガイドマップ作成等）を実施することで、商業機能の強化と新規事業者数の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

15.【事業名】静岡市中心市街地活性化協議会事業

【事業実施時期】	2021年度～		
【実施主体】	静岡市中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	歩行者通行量調査等の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加、目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、歩行者通行量調査や来街者アンケート調査等を実施し、中心市街地の現状や施策効果を継続的に把握・分析するものである。これにより、データに基づく効果的な施策立案と事業の改善につながり、各目標の達成に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

16.【事業名】駿府城公園お堀の水辺活用事業（葵舟）

【事業実施時期】	2020年度～		
【実施主体】	民間事業者、静岡市		
【事業内容】	駿府城公園周辺のお堀を活用した葵舟の運航		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、駿府城公園の中堀において葵舟を運行することで、歴史資源を活かした体験型観光コンテンツを提供するものである。これにより、市内外からの来訪を促進し、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

17.【事業名】駿府本山お茶まつり事業

【事業実施時期】	1983年度～		
【実施主体】	駿府本山お茶まつり委員会		
【事業内容】	お茶壷道中行列等のお茶に関連したイベント開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、静岡市を代表する地域資源であるお茶を活用したイベントを開催することで、中心市街地への来街機会を創出するとともに、周辺の茶業店舗への周遊を促進し、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

18.【事業名】面的まちづくりに向けた商店街ワークショップ事業

【事業実施時期】	2023年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	商店街向けワークショップの実施、空き店舗実態調査の実施及び空き店舗ツアー等の空き店舗活用促進事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、商店街組織の将来像の検討と推進体制の見直しや、空き店舗活用に向けた基礎調査、空き店舗対策事業等を実施することで、新規事業者数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

19.【事業名】スタートアップ立地促進事業

【事業実施時期】	2025年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	新たに事務所を賃借するスタートアップに対する賃借料の助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、新たに事務所を賃借するスタートアップに対して賃借料を助成することで、中心市街地への創業及び企業立地を促進し、新規事業者数及び中心市街地人口の増加に寄与するとともに、就業者や来訪者の往来を創出することで、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

20.【事業名】デジタル関連企業誘致事業

【事業実施時期】	2025年度～		
【実施主体】	静岡市、民間企業等		
【事業内容】	デジタル関連企業の誘致活動、進出企業への支援、人材育成及び実証フィールドの構築を一体的に実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、 目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、首都圏等のデジタル関連企業に対する誘致活動、進出企業への立地支援、デジタル関連人材の育成及びデジタルイノベーション実証フィールドの構築を一体的に実施することにより、中心市街地へのデジタル関連企業の進出及び新たな事業活動の創出を促進し、新規事業者数の増加に寄与するものである。あわせて、企業活動を支える就業者や関係人口の増加、実証実験や交流機会の創出に伴う人の往来を生み出すことで、中心市街地人口及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 地域未来交付金の対象経費については支援措置の対象としない。		

21.【事業名】空き店舗対策事業

【事業実施時期】	2026年度～		
【実施主体】	静岡市、静岡市中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	中心市街地内の商店街に新規に出店する事業者に対し、広告宣伝費等を助成するとともに、中小企業診断士が必要であると判断した場合には、改装費の補助も実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、 目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、中心市街地内の商店街に新規に出店する事業者に対し広告宣伝費等を助成する他、中小企業診断士が改装が必要であると判断した場合には、改装費も補助することで、新規事業者数及び中心市街地人口、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

22.【事業名】インバウンド需要を取り込むための店舗の受入環境整備事業

【事業実施時期】	2025年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	外国人観光客に対する店舗の受入環境向上のため、専門家への委託により、勉強会の実施や各種取組に対する個店への伴走支援を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、クルーズ船客を含むインバウンド観光客に対する店舗の受入環境を整備するものであり、満足度向上により滞在時間が長くなり観光・文化施設入込客数の増加及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

23.【事業名】ガストロノミーツーリズム推進事業

【事業実施時期】	2025年度～		
【実施主体】	静岡市ガストロノミーツーリズム推進協議会（静岡市ほか）		
【事業内容】	豊富な食材とその食を取り巻く人や歴史文化・環境を守りながら、食の豊かさを未来に繋げていく静岡市ならではの食体験を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、優れた料理人を顕彰・発信する静岡ベストシェフアワード及び食をテーマとしたイベントの開催を通じて、食の魅力を広く発信するものである。特に、ベストシェフアワード認定店舗の多くが中心市街地に立地していることから、認定店舗への来訪や周遊を促進し、中心市街地への来街機会の創出及び回遊性の向上につながるものである。このため、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2029年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

24.【事業名】中心市街地における統計調査実施事業

【事業実施時期】	2030年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	中心市街地（静岡地区・清水地区）の経済動向等の調査を実施し、中心市街地活性化に向けた取組につなげるため、現状を分析する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、中心市街地における経済動向や来街者行動等を継続的に把握・分析し、効果的な施策立案につなげるものである。これにより、中心市街地活性化に資する取組の精度向上を図り、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2030年４月～2031年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

25.【事業名】プラモデルを活用したシティプロモーション推進事業

【事業実施時期】	2020年度～		
【実施主体】	静岡市、I Love しずおか協議会		
【事業内容】	プラモデルを活用したシティプロモーション		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、静岡市を代表する地域資源であるプラモデルを活用したシティプロモーション事業であり、プラモデルを模したモニュメント「プラモニュメント」の設置に関する補助やプラモニュメントスタンプラリーなどによる市の魅力を発信することで、新たな観光需要の創出と交流人口の拡大を図り、観光・文化施設入込客数の増加に寄与するものである。また、プラモニュメントを巡ることによる来街者の回遊を促進することで歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

26.【事業名】ナイトツーリズム推進事業

【事業実施時期】	2027年度～2031年度		
【実施主体】	静岡市ほか		
【事業内容】	世界的照明デザイナー・石井幹子氏デザインの「駿府城公園ライトアップ」をはじめとする中心市街地内の夜景資源に加え、市内各地の夜間観光資源や夜間イベント等を活用し、「夜から朝まで楽しめるまち」の情報発信を行う。また、民間事業者が主体となった夜間・早朝観光コンテンツの創出を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	観光客が宿泊することにより、日帰り旅行と比較して地域への経済波及効果は高まる。本事業は、夜間の観光コンテンツの充実等により観光客の滞在時間の延伸や宿泊需要の創出を図ることで、滞在型観光を推進するため、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

27.【事業名】静岡マラソン開催事業

【事業実施時期】	2014年度～		
【実施主体】	静岡マラソン実行委員会		
【事業内容】	静岡市役所静岡庁舎前をスタートしJR清水駅東口を目指す静岡マラソンの開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	全国から約15,000人のランナーが参加する大規模スポーツイベントである本事業は、静岡地区ではフルマラソン等のスタート地点及びファンラン・車いすの部・親子ランの会場とし、前日にはウェルカムフェスタを開催し、来訪者の消費を促進している。また、清水地区ではフルマラソンのフィニッシュ地点となっており、当日はフィニッシュフェスタを開催することで、ランナーや来訪者の滞在機会を創出している。このため、本事業は中心市街地への来街機会の創出や滞在時間の延伸につながるものであり、観光・文化施設入込客数や歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2027年４月～2032年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

28.【事業名】東海道における街道観光の推進事業

【事業実施時期】	2026年度～		
【実施主体】	地域住民・団体、静岡市		
【事業内容】	デジタルで東海道の宿場・峠・文化施設等を連結し、旅行者の移動や滞在を後押しする基盤（デジタル基盤）の構築及び基盤を活用した周遊施策の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	東海道の２峠（薩埵峠、宇津ノ谷峠）を中心とした２つのエリア間の往来を主軸に、各宿場への立ち寄り前後の府中宿（静岡駅・静岡市街地）及び江尻宿（清水区中心市街地）における周遊を促し、全体的な滞在時間を伸ばすことで、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	2026年度～2028年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

29.【事業名】デジタル関連企業誘致事業【再掲】

【事業実施時期】	2025年度～		
【実施主体】	静岡市、民間企業等		
【事業内容】	デジタル関連企業の誘致活動、進出企業への支援、人材育成及び実証フィールドの構築を一体的に実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、 目標②:まちなか居住人口の増加、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、首都圏等のデジタル関連企業に対する誘致活動、進出企業への立地支援、デジタル関連人材の育成及びデジタルイノベーション実証フィールドの構築を一体的に実施することにより、中心市街地へのデジタル関連企業の進出及び新たな事業活動の創出を促進し、新規事業者数の増加に寄与するものである。あわせて、企業活動を支える就業者や関係人口の増加、実証実験や交流機会の創出に伴う人の往来を生み出すことで、中心市街地人口及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	2025年度～2027年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

30.【事業名】ガストロノミーツーリズム推進事業【再掲】

【事業実施時期】	2025年度～		
【実施主体】	静岡市ガストロノミーツーリズム推進協議会（静岡市ほか）		
【事業内容】	豊富な食材とその食を取り巻く人や歴史文化・環境を守りながら、食の豊かさを未来に繋げていく静岡市ならではの食体験を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、優れた料理人を顕彰・発信する静岡ベストシェフアワード及び食をテーマとしたイベントの開催を通じて、食の魅力を広く発信するものである。特に、ベストシェフアワード認定店舗の多くが中心市街地に立地していることから、認定店舗への来訪や周遊を促進し、中心市街地への来街機会の創出及び回遊性の向上につながるものである。このため、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	2026年度～2028年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

31.【事業名】静岡都心まちなか再生事業

【事業実施時期】	2025年～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	「静岡都心まちなか再生指針」に基づく中長期的な視点による事業を実施する。 ・XRを活用した都市政策の見える化にむけた取組 ・民間建築物の更新につながる新たな建物更新の制度設計、補助制度の検討 ・車両の流入抑制につながる駐車場誘導の制度設計 ・静岡都心におけるエリアマネジメント、プラットフォームの立ち上げを推進		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加、 目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	静岡都心地区の商業・業務ゾーンを主な対象として、ゾーンの構成や特色、現状や課題などの整理を行い、中長期的な視点によるまちなか再生への方針と具現化方策を作成するものである。建物の老朽化の進展を踏まえ、来街者ニーズに対応した都市空間の形成を図るための方針を示していくことは、多様な都市機能の集積や民間投資の誘発につながり、新規事業者数、中心市街地人口、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業 社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業） 社会資本整備総合交付金（住環境整備事業－市街地再開発事業）		
【支援措置実施時期】	2027年～2031年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

32.【事業名】大神楽祭

【事業実施時期】	2016年度～		
【実施主体】	静岡市、静岡浅間神社、静岡浅間通り商店街振興組合、井川神社		
【事業内容】	静岡浅間神社での神楽の開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	静岡市の伝統文化を伝承し広く発信を行うことは静岡地区の魅力向上や個性あるまちづくりに寄与することから、活性化に向けては同取組を推進する必要がある。本事業は、来街者の増加につながり観光・文化施設入込客数や歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	芸術文化振興基金助成金		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】			

33.【事業名】紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】	2026年度～2032年度		
【実施主体】	紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）		
【事業内容】	商業・業務・居住・駐輪場等の整備を図る再開発事業の実施（面積0.83ha）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加、 目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口、指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業として、民間活力を活用し、老朽化した建築物等の共同化及び土地の高度利用を図るものである。また、市民ニーズに対応した施設の誘致、歩行者優先の空間づくり、地下道からの新たな動線の確保、路上駐輪対策に資する駐輪場機能の導入等により、防災機能の向上、良好な市街地環境の形成及び都市機能の更新を図る。さらに、約240戸の住宅整備を予定していることから、新規事業者数、中心市街地人口、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（住環境整備事業－市街地再開発事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2032年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

（4）国の支援がないその他の事業

34.【事業名】御伝鷹まちづくり株式会社にぎわい創出事業

【事業実施時期】	2013年度～		
【実施主体】	御伝鷹まちづくり株式会社		
【事業内容】	御伝鷹まちづくり株式会社によるみてたマルシェ等のイベント実施、二峠六宿事業への協力等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、御伝鷹エリアのまちづくり会社が東海道の歴史資源などを活かした来街促進事業を行うことで、新規事業者数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

35.【事業名】まちゼミ開催事業

【事業実施時期】	2011年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	まちゼミ（各個店の従業員が顧客に専門的な知識・技術を伝える取組）の開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数		
【活性化に資する理由】	本事業は、店舗の魅力を発信する「まちゼミ」を開催することで、商店街の振興と新規事業者数の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

36.【事業名】良好な商業環境の形成推進事業

【事業実施時期】	2013年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例」等の運用		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	商都静岡の再興を図るには、広大な面積を有する静岡市では特に、都心商業から地域商業まで地域特性に見合った商業が健全に発展することを促すことを目的とした本事業は、良好な商業環境が形成されることにより新規事業者数や中心市街地人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

37.【事業名】I Love しずおか協議会にぎわい創出事業

【事業実施時期】	2012年度～		
【実施主体】	I Love しずおか協議会		
【事業内容】	クリスマスイベント（スケートリンク、サンタパレード、ステージイベント等）、おまちクーポン事業等の開催		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民・企業・商店街・大型店・行政等が「オール静岡」として取り組み、来街促進及び回遊性向上に向けた事業・情報発信を実施する本事業は、来街者の増加につながり歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

38.【事業名】静岡市中央商店街連合会若手まちづくり研究会開催事業

【事業実施時期】	2013年度～		
【実施主体】	静岡市中央商店街連合会		
【事業内容】	静岡市中央商店街連合会若手まちづくり研究会によるまちづくり戦略の確立、イベントの開催等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数		
【活性化に資する理由】	商業、特に小売業を取り巻く現状として、後継者不在による『個店』の閉店が全国的な課題であるが、同様の状況は『商店街団体』にも当てはまる。将来の商店街・地域商業、ひいてはまちづくりを担う若手世代を発掘・育成し、主体的・多角的な活動を推進する本事業は、商店街等のまちづくりを担う次世代を育成することにより、持続的な商業振興及び新規事業者数の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

39.【事業名】静岡呉服町名店街ＭＤ推進・ランドオーナー連携事業

【事業実施時期】	2003年度～		
【実施主体】	商店街振興組合静岡呉服町名店街		
【事業内容】	呉服町名店街における「街づくり委員会」「ランドオーナー委員会」の開催等		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数		
【活性化に資する理由】	商業機能が減退傾向にある静岡地区においては、来街者にとって魅力的なテナントが集積し、選ばれる商業地となることが求められる。商都・静岡を代表する商店街である静岡呉服町名店街において、まちづくりの理念に合致した良好なテナント構成の構築に向け、ショッピングセンター的手法を用いたＭＤ（マーチャンダイジング）の推進や、ランドオーナー（地主）との連携を図る本事業により、ランドオーナーも含めた商店街振興に関する関係性が構築されることにより、ひいては新規事業者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

40.【事業名】まちバル開催事業

【事業実施時期】	2008年度～		
【実施主体】	各実行委員会（静岡おまちバル実行委員会、御伝鷹まちづくり株式会社　等）		
【事業内容】	まちバルの開催（回数券に基づく食べ・飲み歩きイベント）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	商業機能が減退傾向にある静岡地区においては、本来は魅力ある商品・サービスを提供する店舗であるにもかかわらず、あまり顧客に知られていない店舗を知ってもらうきっかけづくりを図る本事業を通じて、中心市街地の飲食店の情報発信及び消費喚起につながり歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

41.【事業名】静岡“おまち”ストリートWi-Fi環境整備事業

【事業実施時期】	2017年度～2028年度		
【実施主体】	I Love しずおか協議会、各商店街団体、静岡市		
【事業内容】	呉服町通り、七間町通り、両替町通り、けやき通り等へのストリートWi-Fi環境の整備、個店・施設等の情報発信システムの構築		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	外国人客をはじめとした来街者の増加や、地域商店街の売り上げ増加に向けて、誰もがまちなかで快適・便利にインターネットを利用できる環境を整備し、また各個店・施設等が来街者にタイムリーに情報発信ができるシステムを構築する本事業により、まちなかにおける滞在環境の利便性を向上させることで、来街者の増加につながり観光・文化施設入込客数や歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

42.【事業名】静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター運営事業

【事業実施時期】	2016年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター（旧静岡市クリエーター支援センター）の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	創造的活動拠点を運営し、クリエーターの発掘・育成・企業やクリエイティブ産業の振興を図ることは、クリエイティブ産業の集積につながり新規事業者数や中心市街地人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

43.【事業名】静岡市産学交流センター「Ｂ－ｎｅｓｔ」運営事業

【事業実施時期】	2004年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡市産学交流センター「Ｂ－ｎｅｓｔ」の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	静岡地区は、商業機能とともに、業務機能にも優位性を有し、事業所集積数・率が高い。まちの強みを一層磨き上げ、地域経済・産業の活性化推進に向け、創業支援・産学交流拠点の運営を行うことは、事業者の創出及び育成につながることから新規事業者数や中心市街地人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

44.【事業名】コ・クリエーションスペース運営事業

【事業実施時期】	2021年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	異業種や産官学金の様々なプレーヤーが交流・連携する場や機会を提供し、オープンイノベーションを推進する拠点の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数		
【活性化に資する理由】	企業、学生、行政など多種多様なプレーヤーの交流を促しイノベーションを創出する。新たなビジネスチャンスの創出や人材育成支援が行われることは新規事業者数の増加や中長期的な経済活性化に資する有用な事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

45.【事業名】商店街環境整備事業

【事業実施時期】	2003年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	商店街の環境整備を促進し商業の振興と魅力ある街づくりを図ることを目的に商店街が行う環境整備事業（アーケード、街路灯、アーチ、防犯カメラ、日よけ設備等）に対する助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数		
【活性化に資する理由】	魅力ある商店街の空間を形成するため商店街が有するアーケードや街路灯、防犯カメラ、アーチ、日よけ設備等の環境整備を行う本事業は、商店街の景観を含めたハード面での買い物環境が向上することによって商店街の魅力が高まり新規事業者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

46.【事業名】商店街一店逸品運動推進事業

【事業実施時期】	2003年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	一店逸品事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数		
【活性化に資する理由】	商店街が各店舗の商品やサービスについて、共同研究・検討などを行い、新商品の開発・新サービスの事業展開などに取り組む本事業は、各個店が個性あふれる商品・サービスを扱う店舗として発展することで、商業機能の強化につながり「新規事業者数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

47.【事業名】観光案内所運営事業

【事業実施時期】	2009年度～		
【実施主体】	静岡市、公益財団法人するが企画観光局		
【事業内容】	JR静岡駅に設置する観光案内所の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、観光案内所において観光・文化施設や地域資源に関する情報発信及び案内を行うことで、市内外からの来訪者の利便性向上と観光需要の喚起を図り、観光・文化施設入込客数の増加に寄与するものである。また、観光客の中心市街地内における回遊を促進することで、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

48.【事業名】企業立地促進事業

【事業実施時期】	2025年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	市外からの移転及び市内での拡充による賃借料等に係る助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標②:まちなか居住人口の増加		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標B:中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	本事業は、企業の立地を促進することで、中心市街地における事業活動の集積及び雇用の創出を図り、新規事業者数の増加に寄与するものである。また、就業に伴う人材の集積や定着を促進することで、中心市街地人口の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

49.【事業名】駿府楽市内「特産品展示コーナー」運営事業

【事業実施時期】	1991 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駿府楽市内「特産品展示コーナー」の運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標 C：観光・文化施設入込客数、指標 D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	駿府楽市内「特産品展示コーナー」の運営を通じ、静岡市の工芸品等について、地域経済、歴史・文化及び観光に資する重要な地場産品として広く周知するとともに、駿府楽市で販売することにより、観光客を含めた来訪者を中心市街地へ誘う役割を果たしている。さらに、ＪＲ静岡駅構内という高い交通結節機能を有する立地を活かし、駅利用者の回遊と人流を促すことで、駅周辺の観光・文化施設の入込客数及び歩行者通行量の増加にも寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

50.【事業名】企業版ふるさと納税制度を活用したまちなか活性化事業補助金

【事業実施時期】	2028年度～		
【実施主体】	静岡市、民間事業者		
【事業内容】	企業版ふるさと納税による寄附を活用し、中心市街地で実施される催事などを支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、まちなかの催事等の持続性が課題となる中で、企業の地域貢献に対する意向を活用し、民間資金を中心市街地の活動支援に結び付ける仕組みを構築することで、まちなかにおけるイベントの継続的な実施につなげ、新規事業者数及び歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

51.【事業名】ホテル立地促進事業

【事業実施時期】	2027年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	ホテルを新設し、固定資産を取得する者に対する助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③:交流人口の拡大、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標C：観光・文化施設入込客数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、市内における長期滞在者の増加や交流人口の拡大、新たな投資及び消費の誘発につながるホテルの立地を促進するものである。これにより、中心市街地への来訪機会の創出や滞在時間の延伸が図られ、観光・文化施設への来訪促進やまちなかの回遊性向上につながることから、観光・文化施設入込客数及び歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

52.【事業名】スタートアップ協業促進事業

【事業実施時期】	2024年度～		
【実施主体】	静岡市、民間企業等		
【事業内容】	スタートアップが有する革新的な技術やサービス、アイデアと、地域企業や団体等が有する経営資源やネットワークとの協業・共創を促進する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①:経済活力の向上、目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標A:新規事業者数、指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本事業は、スタートアップと市内企業との連携を促進することで、新たな事業やイノベーションの創出を図り、企業の競争力強化や新産業の創出につなげるものであり、新規事業者数の増加に寄与する。また、多様な人材や事業者の集積及び交流を促進し、持続的なイノベーション・エコシステムの形成を図ることで、中心市街地を核とした活発な事業活動や人の往来の創出につながり、歩行者通行量の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

（１）現状分析

静岡地区は、JR や静岡鉄道などの鉄道及び市内各所を結ぶ路線バスが集中する広域交通の結節点である。

第１期・第２期計画において、地下道等の整備や、静岡鉄道新車両導入事業等を実施し、交通拠点の強化と回遊性の向上を図ってきた。第３期計画においても、中心市街地活性化協議会等と連携し、回遊性の向上や実態把握に努めてきた。

一方で、車社会の進展やコロナ禍を経たライフスタイルの変化等により、交通結節点としての静岡駅の乗車人員は回復傾向にあるものの横ばいとなっており、まちなかの歩行者通行量もコロナ禍前の水準まで回復しておらず、長期的な減少傾向にある。

（２）事業の必要性

市街地の回遊性を高め、「楽しみながら歩けるおまち」を実現するためには、都市・社会基盤整備等と連携し、公共交通の利便性向上や多様な移動手段の確保を推進する必要がある。

具体的には、高齢者や障害者をはじめ誰もが安全に利用できるよう、路線バス車両の低床化など公共交通のバリアフリー化を支援し、市民の日常生活における移動環境の改善を図る。

また、公共交通と目的地をつなぐ「ラストワンマイル」の移動手段として、シェアサイクル事業のポート設置・運営を進め、まちなかのきめ細かな回遊を促進する。

これらを駅前広場等の都市基盤整備や商業・イベント等のソフト事業と一体的に推進することで、中心市街地への来街を促し、滞在・回遊性の向上によるまちの活性化を図る。

［２］具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

1.【事業名】しずてつジャストラインノンステップバス導入事業

【事業実施時期】	1999年度～		
【実施主体】	しずてつジャストライン株式会社		
【事業内容】	乗合バス車両の低床化		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②:まちなか居住人口の増加		
【目標指標】	指標B:中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	静岡駅北口や新静岡駅にバスターミナルを擁する静岡地区においては、バスは市民の日常の足として大変重要な交通手段である。高齢者や障がい者にも利用しやすいバスの環境整備を推進する本事業により、市民の日常生活の移動を含めた住環境の整備改善が図られることは、ひいては中心市街地を含めた居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】	①地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進事業） ②地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）		
【支援措置実施時期】	2027年度～2031年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

（4）国の支援がないその他の事業

2.【事業名】静岡市シェアサイクル事業

【事業実施時期】	2020年度～2027年度		
【実施主体】	静岡市、株式会社TOKAIケーブルネットワーク外２者		
【事業内容】	サイクルポートの設置、自転車の貸出・返却システムの運営		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標④:回遊性の向上		
【目標指標】	指標D:歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	自転車の貸出・返却システムによりまちなかの回遊性向上を図る本事業は、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇中心市街地の活性化に資する事業の実施箇所

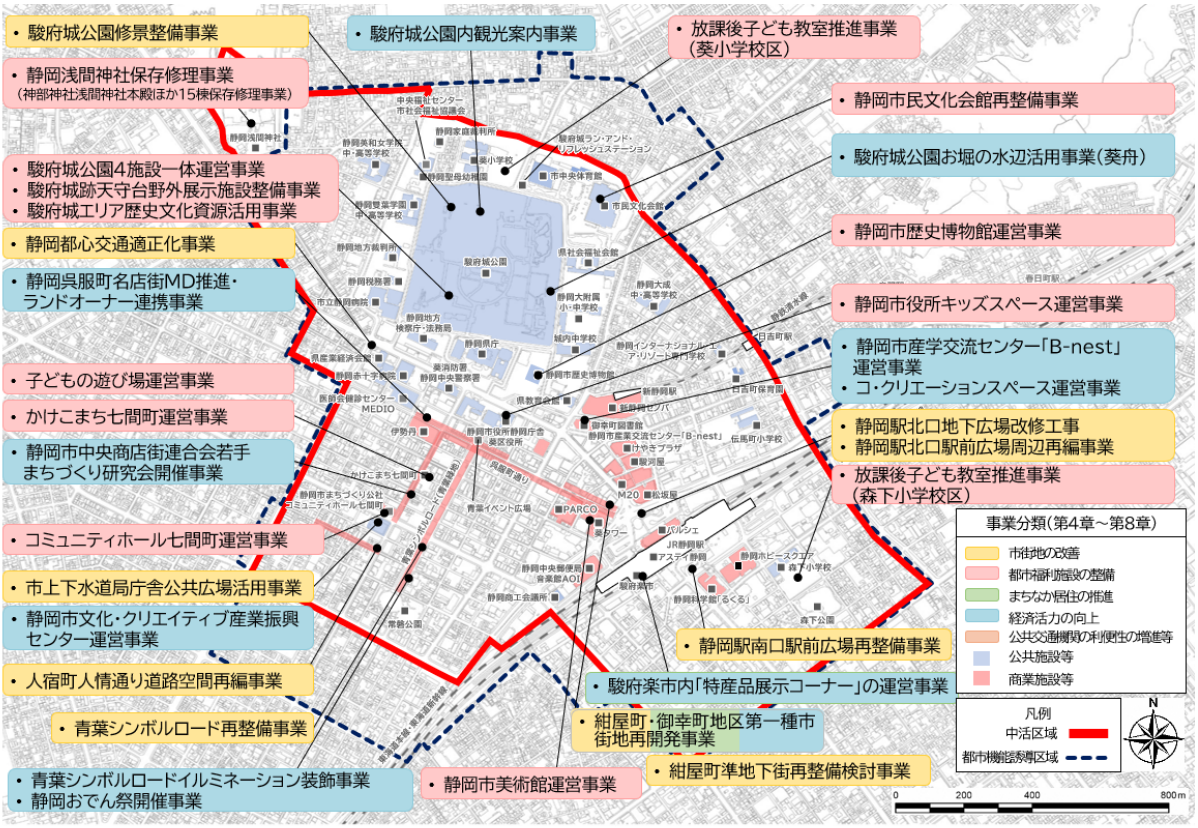

【静岡地区全域を対象とする事業、地点を限定しない事業】

- 無電柱化事業
- バリアフリー道路特定事業
- 市職員等による道路美化活動実施事業

- 静岡市中心市街地における私立大学等施設整備事業

- 遠距離大学等通学費貸与事業
- 静岡市移住・就業等助成事業
- 移住支援センター運営事業
- 移住者就職応援事業
- 移住者住宅確保応援事業
- 地方就職学生支援事業

- 大規模小売店舗立地法特例区域の設定
- 家康公が愛したまち静岡推進事業
- 静岡まつり開催事業
- 「ホビーのまち静岡」推進事業
- 「まちは劇場」推進事業
- 大道芸ワールドカップin静岡開催事業
- シズオカ×カンヌウィーク開催事業
- 商店街振興事業
- 商店街イベント振興事業
- 商店街アドバイザー派遣事業
- 商店街トータルサポート事業
- 静岡市中心市街地活性化協議会事業
- 駿府本山お茶まつり事業
- 面的まちづくりに向けた商店街ワークショップ事業
- スタートアップ立地促進事業
- デジタル関連企業誘致事業

- 空き店舗対策事業
- インバウンド需要を取り込むための店舗の受入環境整備事業
- ガストロノミーツーリズム推進事業
- 中心市街地における統計調査実施事業
- プラモデルを活用したシティプロモーションの推進
- ナイトツーリズムの推進
- 東海道における街道観光の推進事業
- 静岡都心まちなか再生事業
- 大神楽祭
- 御伝鷹まちづくりにぎわい創出事業
- まちゼミ開催事業
- 良好な商業環境の形成推進事業
- I Loveしずおか協議会にぎわい創出事業
- まちバル開催事業
- 静岡"おまち"ストリートWi-Fi環境整備事業
- 商店街環境整備事業
- 商店街一店逸品運動推進事業
- 観光案内所運営事業
- 企業立地促進事業
- 企業版ふるさと納税制度を活用したまちなか活性化事業補助金
- ホテル立地促進事業
- スタートアップ協業促進事業
- 静岡マラソン開催事業

- しずてつジャストラインノンステップバス導入事業
- 静岡市シェアサイクル事業

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［１］市の推進体制の整備等

（１）概要

静岡市は、将来の静岡市の都市構造を踏まえて、静岡市中心市街地活性化基本計画の策定及び改定するに当たり、当該計画の案について必要な検討を行うとともに、当該計画が策定された後、当該計画を推進するため、『静岡市中心市街地活性化推進本部』を設置している。

本部の所掌事項に係る事前の調査及び調整を行うため、本部に『中心市街地活性化部会』、中心市街地活性化部会に提出する資料等の収集及び作成並びに関係施策の調整を行うため、『連絡会』を設置している。

【静岡市中心市街地活性化推進本部】

経済局の事務を担任する副市長	経済局商工部長
経済局長	経済局農政部長
都市局長	経済局海洋政策部長
総合政策局次長	都市局都市計画部長
財政局財政部長	都市局建築部長
観光文化・市民局次長	建設局道路部長
経済局産業基盤強化本部長	

【中心市街地活性化部会】

経済局商工部長	経済局海洋政策部清水みなと振興課長
総合政策局総合政策課長	経済局農政部農業政策課長
総合政策局社会共有資産利活用推進課長	経済局農政部水産振興課長
財政局財政部財政課長	都市局都市計画部都市計画課長
観光文化・市民局観光国際課長	都市局都市計画部景観まちづくり課長
観光文化・市民局歴史文化課長	都市局都市計画部交通政策課長
観光文化・市民局文化政策課長	都市局都市計画部清水まちづくり推進課長
観光文化・市民局スポーツ振興課長	都市局都市計画部緑地政策課長
経済局産業基盤強化本部次長	都市局都市計画部公園建設管理課長
経済局商工部産業政策課長	都市局建築部建築総務課長
経済局商工部産業振興課長	建設局道路部道路計画課長
経済局商工部商業労政課長	建設局道路部道路保全課長
経済局海洋政策部 BX 推進課長	

【連絡会】

総合政策局総合政策課	経済局海洋政策部清水みなと振興課
総合政策局社会共有資産利活用推進課	経済局農政部農業政策課
財政局財政部財政課	経済局農政部水産振興課
観光文化・市民局観光国際課	都市局都市計画部都市計画課
観光文化・市民局歴史文化課	都市局都市計画部景観まちづくり課
観光文化・市民局文化政策課	都市局都市計画部交通政策課
観光文化・市民局スポーツ振興課	都市局都市計画部清水まちづくり推進課
経済局産業基盤強化本部	都市局都市計画部緑地政策課
経済局商工部産業政策課	都市局都市計画部公園建設管理課
経済局商工部産業振興課	都市局建築部建築総務課
経済局商工部商業労政課	建設局道路部道路計画課
経済局海洋政策部 BX 推進課	建設局道路部道路保全課

（２）開催状況

本計画策定に向け、（１）に記載した本部・部会・連絡会や、市の重要施策の方向性を協議する「重要政策副市長協議」、関係者会議等を開催した。

①2025 年度第１回連絡会（2025 年５月 20 日）
第３期基本計画の現状と支援措置について、第４期基本計画の策定について
②2025 年度第２回連絡会（2025 年８月 18 日）
第４期基本計画の骨子案・区域・登載事業について
③2025 年度第３回連絡会（2025 年 11 月）書面開催
第４期基本計画原案について
④2025 年度第１回中心市街地活性化部会（2026 年１月）書面開催
第４期基本計画原案について
⑤2025 年度第４回連絡会（2026 年２月）書面開催
第４期登載事業について
⑥2026 年度第１回連絡会（2026 年７月）書面開催
第４期登載事業について
⑦2026 年度重要政策副市長協議（2026 年８月 27 日）
第４期基本計画素案について

［２］中心市街地活性化協議会に関する事項

（１）概要

第４期計画策定にあたっては、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、経済活力の向上、都市機能の増進、商業振興等に関わる多様な主体が活発に議論を交わし、相互に連携し、共通の理念の下に主体的・積極的な取組が行われるよう第２期計画で設置した「静岡市中心市街地活性化協議会」において、委員を選任（会長：静岡商工会議所　専務理事）し、協議を重ねてきた。

【静岡市中心市街地活性化協議会委員】※敬称略

区　分	所属団体・役職名	氏　名	根拠法令
経済活力向上	静岡商工会議所 専務理事	石川　眞巳 （会長）	法第 15 条第１項第２号（イ）関係（経済活力の向上）
都市機能向上	公益財団法人 静岡市まちづくり公社 理事長	髙田　和昌 （副会長）	法第 15 条第１項第１号（イ）関係（都市機能の増進） 指定日：2007 年 11 月１日
商業振興	静岡市中央商店街連合会 会長・まちづくり委員長	中村　陽史	法第 15 条第４項（二）関係（経済活力の向上）
	株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店 店長	櫻井　智規	法第 15 条第４項（二）関係（経済活力の向上）
	株式会社静岡伊勢丹 代表取締役社長	猪原　智治	法第 15 条第４項（二）関係（経済活力の向上）
	株式会社ドリームプラザ 代表取締役社長	大井　一郎	法第 15 条第４項（二）関係（経済活力の向上）
	清水河岸の市協同組合 代表理事	深澤　寿昭	法第 15 条第４項（二）関係（経済活力の向上）
交　　通	静岡鉄道株式会社 取締役専務執行役員	三浦　孝文	法第 15 条第４項（一）関係（公共交通の利用者の利便の増進）
港　　湾	静岡県清水港管理局 局長	北川　裕人	法第 15 条第８項関係（市街地改善 港湾）
観　　光	公益財団法人 するが企画観光局 専務理事	池谷　誠 （監事）	法第 15 条第４項（二）関係（経済活力の向上）
地域経済	静岡商工会議所女性会 顧問	内田　久美子	法第 15 条第８項関係（経済活力の向上）
	株式会社 CSA 不動産 代表取締役	小島　孝仁	法第 15 条第８項関係（経済活力の向上）
	株式会社創造舎 代表取締役	山梨　洋靖	法第 15 条第８項関係（経済活力の向上）
学識経験者	学校法人 常葉大学 地域貢献センター長	小野田　貴夫	法第 15 条第８項関係（学識経験者）
	横浜国立大学 地域実践教育研究センター准教授	志村　真紀	法第 15 条第８項関係（学識経験者）
	一般社団法人 ＩＫＩＧＡＩプロジェクト 理事	百瀬　伸夫	法第 15 条第８項関係（学識経験者）

	国立大学法人 静岡大学 学生支援センター　教授	宇賀田 栄次	法第 15 条第８項関係 （学識経験者）
	常葉大学 法学部 准教授	小川　祐之	法第 15 条第８項関係 （学識経験者）
まちづくり主体	I Love しずおか協議会 幹事長	秋野　孝三	法第 15 条第８項関係 （経済活力の向上）
	御伝鷹まちづくり株式会社 代表取締役	関川　清明	法第 15 条第８項関係 （経済活力の向上）
	一般社団法人清水みなとまちづくり公民連携協議会 事務局長	山田　明彦	法第 15 条第８項関係 （経済活力の向上）
	静岡市清水文化会館 マリナート エグゼクティブ・マネジャー	中島　忠男	法第 15 条第８項関係 （経済活力の向上）
	株式会社アウンしみず 代表取締役	新谷　琴美	法第 15 条第８項関係 （経済活力の向上）
行　　政	静岡市経済局　局次長兼産業基盤強化本部長兼商工部長	福地　剛	法第 15 条第４項（三） 関係（行政）
	静岡市都市局　局次長兼都市計画部長	小澤　滋	法第 15 条第４項（三） 関係（行政）
	静岡市観光文化・市民局　局次長	鈴木　高美	法第 15 条第４項（三） 関係（行政）

静岡市中心市街地活性化協議会　規約

（協議会の設置）
第 1 条　静岡商工会議所および公益財団法人静岡市まちづくり公社は、中心市街地の活性化に資するため、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名　称）
第 2 条　本会は「静岡市中心市街地活性化協議会」（以下、協議会という）と称する。

（目　的）
第 3 条　協議会は、静岡市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

（活　動）
第 4 条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
（1）静岡市中心市街地活性化基本計画の作成及び推進に関する意見集約および必要な事項についての提案
（2）中心市街地活性化に関する意見交換および情報交換
（3）中心市街地活性化に関する研修会、勉強会等の開催
（4）民間事業者が国の認定・支援を受けようとする事業計画に関する協議
（5）前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関して必要な事項

（構成員）
第 5 条　協議会は、次の者をもって構成する。
（1）静岡商工会議所
（2）公益財団法人静岡市まちづくり公社
（3）静岡市
（4）前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
2　協議会の運営について助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

（組　織）
第 6 条　協議会は、会長、副会長、委員および監事をもって組織する。
2　必要に応じて、ワーキンググループ等を設置することができる。

（委　員）
第 7 条　委員は、第５条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

（役　員）
第 8 条　協議会の会長、副会長、監事は、委員の中から選任する。
2　会長は協議会を代表し、会務を総理する。
3　副会長および監事は会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
4　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
5　監事は会計状況を監査する。

（任　期）
第 ９ 条　会長、副会長、委員および監事の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。
２　前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（会　議）
第１０条　協議会の会議（以下、「会議」という）は、会長が召集し、議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議決は、出席者の過半数を持ってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　計）
第１１条　協議会の収入は、負担金、補助金およびその他の収入による。
２　協議会の支出は、会議費、調査費、通信費、事務費、そのほか運営に要する経費とする。
３　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（事務局）
第１２条　協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局の運営に必要な事項は、静岡商工会議所が処理する。

（補　則）
第１３条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

附　則
１　この規約は、平成２８年４月１日から施行する。
２　この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りでその効力を失う。

（２）開催状況

本計画策定に向け、同協議会を次のとおり開催した。

①2025 年度第１回静岡市中心市街地活性化協議会（2025 年５月 20 日）
　第３期基本計画のフォローアップ・変更点について
②2025 年度第２回静岡市中心市街地活性化協議会（2026 年１月）：書面決議
　第３期基本計画の変更点について
③2025 年度第３回静岡市中心市街地活性化協議会（2026 年３月 23 日）
　第４期基本計画骨子案について
④2026 年度第１回静岡市中心市街地活性化協議会（2026 年５月 22 日）
　第３期基本計画のフォローアップ・変更点について、第４期計画主要事業について

［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

（１）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

【参考資料】において、静岡市における人口、商業、公共交通、観光等に関する統計データの把握・分析を行った上で、「１［２］これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」、「１［３］中心市街地活性化の課題」や「１［４］中心市街地活性化の方針（基本的な方向性）」などに基づき、中心市街地活性化を実現するために必要かつ効果的な事業・取組を位置づけている。

（２）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①各種団体との連携

基本計画に基づく各種事業を円滑に推進していくためには、中心市街地活性化協議会が中核となり、様々な主体が連携を図る必要がある。新計画においても、商店街、商工会議所、市民団体、DMO、民間事業者等と静岡市が連携・調整を図りながら、事業を推進していく。

②パブリックコメント

計画素案に係るパブリックコメントについては、内閣府との協議を踏まえ、2026年秋に実施予定。

③個別ヒアリング

計画素案に係る個別ヒアリングについては、内閣府との協議を踏まえ、2026年秋に実施予定。

１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

［１］都市機能の集積の促進の考え方

（１）市第５次総合計画における位置付け（2026 年３月策定）

静岡市の最上位計画である「第５次静岡市総合計画」においては、静岡都心、清水都心、東静岡・草薙地区の３極を、商業・行政・文化・交流・レクリエーションといった都市機能と人口が集積し、市民の多様な活動を支える「都市拠点」として位置づけている。具体的には、静岡地区（静岡都心）において、「職・住・福・商・学・遊」が近接したまちづくりを行い、商業の場だけでなく、暮らしながら仕事も買い物も子育てもできるエリアへと転換し、若者を中心に多くの人を集め、その効果を市全域に波及させていくこととしている。あわせて、公共空間の再編や歩行者中心の空間整備によって回遊性を高め、歩いて楽しめるまちづくりを推進することとしている。

（２）市都市計画マスタープラン（2016 年３月策定）

市都市計画マスタープランにおいては、将来都市構造として「集約連携型都市構造」を掲げ、静岡地区と清水地区は、商業・業務、行政・文化、交流・レクリエーション等の都市機能と人口が集積し、市民の多様な都市生活の活動を支える「都市拠点」として位置づけられている。具体的には、静岡地区は、商都として魅力とにぎわいのある都市空間の形成及び歴史・文化を含めた観光の玄関口としての機能強化を図るとしている。

都市拠点（清水）
- ○商業機能の更新と定住人口の誘導
- ○ウォーターフロントのポテンシャルを活かした、魅力とにぎわいのある都市空間の形成と交流人口の増加

都市拠点（静岡）
- ○都市機能の集積と定住人口の誘導による商都として魅力とにぎわいのある都市空間の形成
- ○歴史・文化を含めた観光の玄関口としての機能強化による回遊性の向上と交流人口の増加

（３）市立地適正化計画（2026 年１月改定）

都市のコンパクト化を実現していくための計画となる市立地適正化計画においては、「静岡駅周辺地区」は歴史文化拠点として、都市機能誘導区域に位置づけられている。具体的には、歴史文化資源を活かした交流人口の増加に資する機能の強化、行政、商業・業務、文化の中心としての機能の更新・集積、子育て・福祉環境等の向上、高齢人口の増加への対応のため、各種施設の集積促進、中心市街地の活性化、交通ネットワークの形成に関する取組を実施していくこととしている。

［２］都市計画手法の活用

静岡市は、コンパクトな都市構造や郊外への無秩序な市街地拡散を防ぐ趣旨から、市内の準工業地域全域（約 1,680ha）に対して、都市計画法に基づく「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を指定（2011 年指定、2024 年変更）し、また同地区内では大規模集客施設の建築等を禁止する旨の条例を制定することにより、準工業地域においても床面積１万㎡を超える大規模集客施設の立地を原則制限している。

［３］都市機能の集積のための事業等

多様な都市機能の整備・集積を図る事業のうち、主要事業は以下のとおりである。

分類	事業名
4. 市街地の整備改善のための事業	・紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業
5. 都市福利施設を整備する事業	・静岡市民文化会館再整備事業 ・静岡市美術館運営事業 ・コミュニティホール七間町運営事業 ・静岡市中心市街地における私立大学等施設整備事業 ・静岡市歴史博物館運営事業 ・静岡音楽館 AOI 運営事業 ・静岡科学館る・く・る運営事業
6. 街なか居住の推進のための事業	・紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・遠距離大学等通学費貸与事業 ・静岡市移住・就業等助成事業 ・移住支援センター運営事業 ・移住者就職応援事業 ・移住者住宅確保応援事業
7. 経済活力の向上のための事業	・大規模小売店舗立地法特例区域の設定 ・スタートアップ立地促進事業 ・デジタル関連企業誘致事業 ・企業立地促進事業 ・空き店舗対策事業 ・静岡都心まちなか再生事業 ・子どもの遊び場運営事業 ・静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター運営事業 ・静岡市産学交流センター「B-nest」運営事業 ・コ・クリエーションスペース運営事業

１１．その他中心市街地の活性化に資する事項

［１］都市計画等との調和

中心市街地の活性化に向け、静岡市は本計画の上位・関連計画において、次の方向性を示している。これらの計画におけるまちづくりの方針と整合性を図り、調和のとれた中心市街地活性化基本計画とした。

上位・関連計画	中心市街地の方向性
第５次静岡市総合計画（2026～2035）	・ 静岡都心では、「職・住・福・商・学・遊」が近接したまちづくりを行い、暮らしながら仕事も買い物も子育てもできるエリアへと転換する。 ・ 公共空間の再編や歩行者中心の空間整備によって回遊性を高める。
静岡市都市計画マスタープラン（2016～2035）	・ 静岡地区は「都市拠点」として位置づけられ、商都として魅力とにぎわいのある都市空間の形成及び歴史・文化を含めた観光の玄関口としての機能強化を図る。 ・ まちづくりの目標として「歴史が息づく、人々を刺激する都心」を掲げる。
静岡市立地適正化計画（2026.1 改定）（2019～2035）	・ 静岡駅周辺地区を「歴史文化拠点」と位置づけ、誘導施設の立地を推進し、集約化拠点の形成を図る。 ・ 各種施設の集積促進、中心市街地の活性化、交通ネットワークの形成に関する取組を実施する。
第３次静岡市産業振興プラン（2023～2030）	・ 観光・ブランド産業において、世界に誇れる地域資源を活かした観光の推進や国内外からの誘客を推進する。 ・ 文化・クリエイティブ産業において、クリエーター等の中心市街地への集積や「まちは劇場」プロジェクトとの連携を推進する。
静岡市良好な商業環境の形成に関する条例・指針（2013.4）（2025.1 一部改正）	・ 静岡都心を「都心型商業環境形成ゾーン」に位置づけ、広域都市圏をけん引する高次都市機能が集積した都心を形成する。 ・ 老舗の風格と高感度な専門店等が合わさった重層的な集積、新たなライフスタイルを提案する商業等の育成、多様な集積地区相互の回遊性向上を図る。
静岡市景観計画（2020.2）	・ 静岡駅周辺ゾーンは「風格と賑わいを感じる歴史文化の拠点にふさわしい景観」をテーマとする。 ・ 駿府城・城下町等の歴史を継承する景観形成や、賑わい・憩い・コミュニティ活動を支える空間づくりを進める。
静岡市地域公共交通計画（2025～2030）	・ 静岡駅周辺のまちづくりと連携し、利便性の高い都市交通サービスを構築する。 ・ 連節バスなどの効率的な輸送手段の導入や、静岡駅南口駅前広場などの交通結節機能の強化等を図る。
観光基本計画（2024.12）	・ 静岡地区は来訪者の玄関口として、市内周遊の促進を図るとともに、歴史・文化資源を活かしたナイトツーリズムの充実等により、滞在型観光による消費拡大・宿泊客の増加を促進する。

【参考資料】

［１］地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

（１）市全域の現状

人口・面積

市全域の面積は 1,411.93 ㎢であり、全国で６番目に広い市域を有する。

市人口は 693,389 人、世帯数 297,421 世帯である（2020 年国勢調査）。

	面積（km2）	人口	適用
行政区域	1411.93	665,330	行政区域面積：2026 年全国都道府県市区町村別面積調
人口集中地区	106.75	618,980	行政区域人口：住民基本台帳（外国人を含む）
都市計画区域	234.90	650,469	区域面積：2022.4.15 変更
市街化区域	105.37	607,685	区域人口：推計人口（外国人を含む）
市街化調整区域	129.53	42,784	人口集中地区：2020 年国勢調査

出典：静岡市の都市計画（資料編）【2026 年3月 31 日時点】

人口動態

静岡市の人口は、1990 年の約 74 万人をピークに減少へ転じ、本計画終期である令和 13 年には 65 万人を下回る見込みである。特に、少子高齢化と生産年齢人口の減少が急激に進んでおり、静岡市の健全な発展を維持するために必要な人口動態に支障が生じかねない状況にある。

静岡市の自然動態（出生・死亡）は、少子化などの影響もあり、2005 年以降自然減となっており、減少幅も拡大傾向にある。また、社会動態（転入・転出）も、1998 年以降は転出超過にあることから、自然減及び転出超過により、市の人口減少が一層進むことが懸念される。特に進学や就職のタイミングでの転出が超過しており、また、子育て世帯の転出も多い。

【総人口及び年齢別人口の推移】

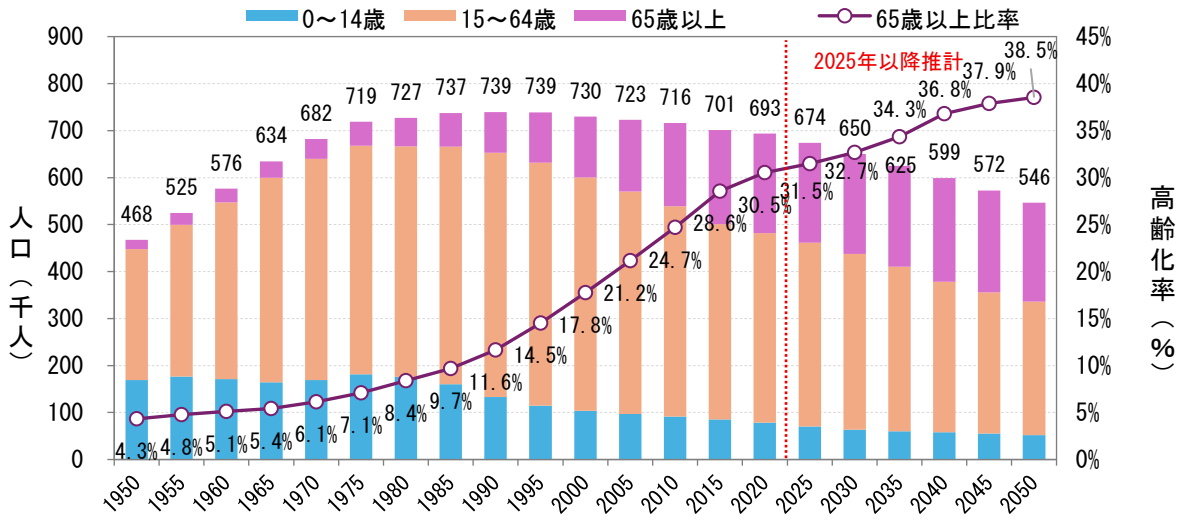

出典：2020 年までの人口は総務省「国勢調査」、
2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023 年推計）・出生中位」

【人口動態の推移】

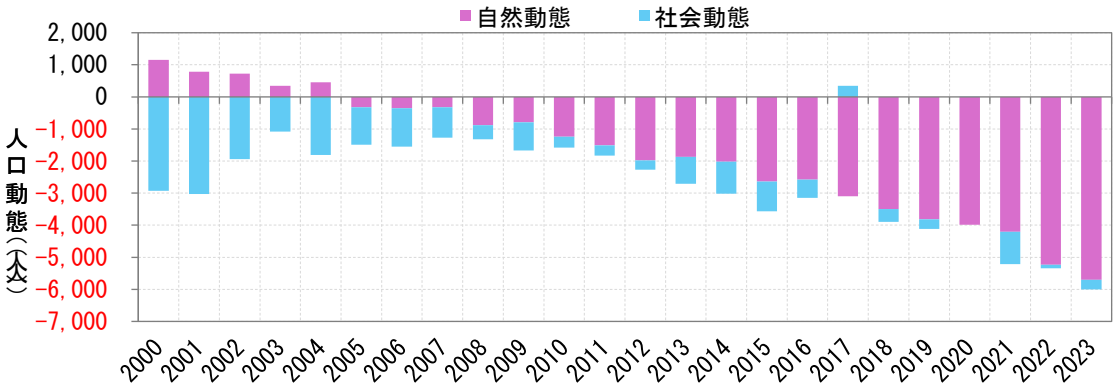

出典：住民基本台帳

【性年齢別社会増減（2025 年）】

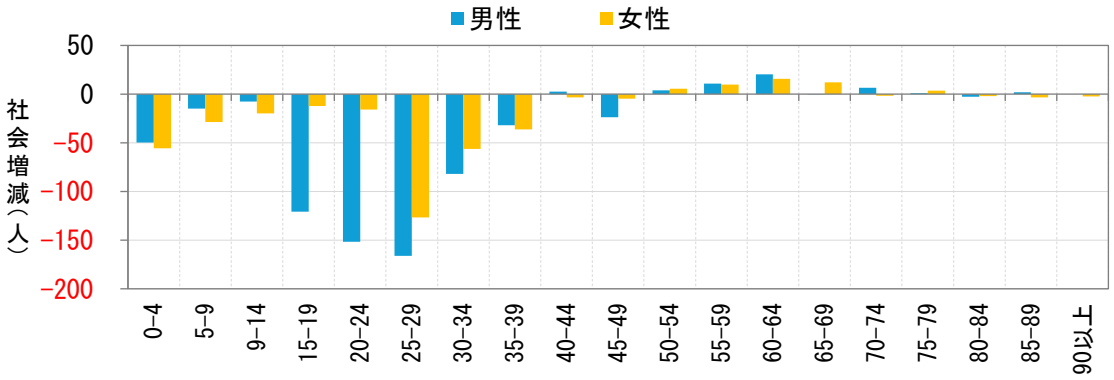

出典：総務省「住民基本台帳移動報告」 2021 年から 2025 年の平均（外国人を含む）

人口集中地区の変遷

静岡市の人口集中地区の面積は、わずかながら拡大を続けている一方、人口密度は減少傾向にある。

【DID 地区の変遷】

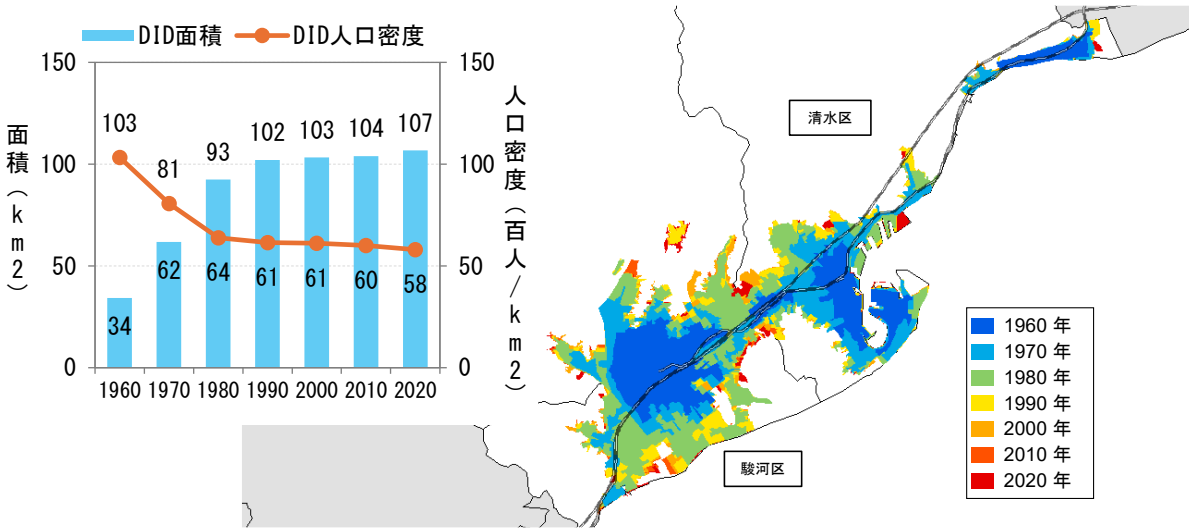

出典：国勢調査

商業

静岡市の小売商業は、総じて減退傾向にある。各項目におけるピーク時との比較において、店舗数は 1991 年から 2021 年で約 6,000 件減（対比 47%）、年間商品販売額は 1994 年から 2021 年で約 2,100 億円（対比 79%）減少している。これは、人口減少や少子高齢化の進行、所得・消費の伸び悩みなどによる消費購買力の低下等が影響していると推察される。

市内の大型店全 118 店舗（2024 年現在）のうち、中心市街地内の立地は 22 店舗（静岡地区 16 店舗、清水地区 6 店舗）にとどまり、中心市街地以外における立地が目立つ。

【市全域の小売業の動態】

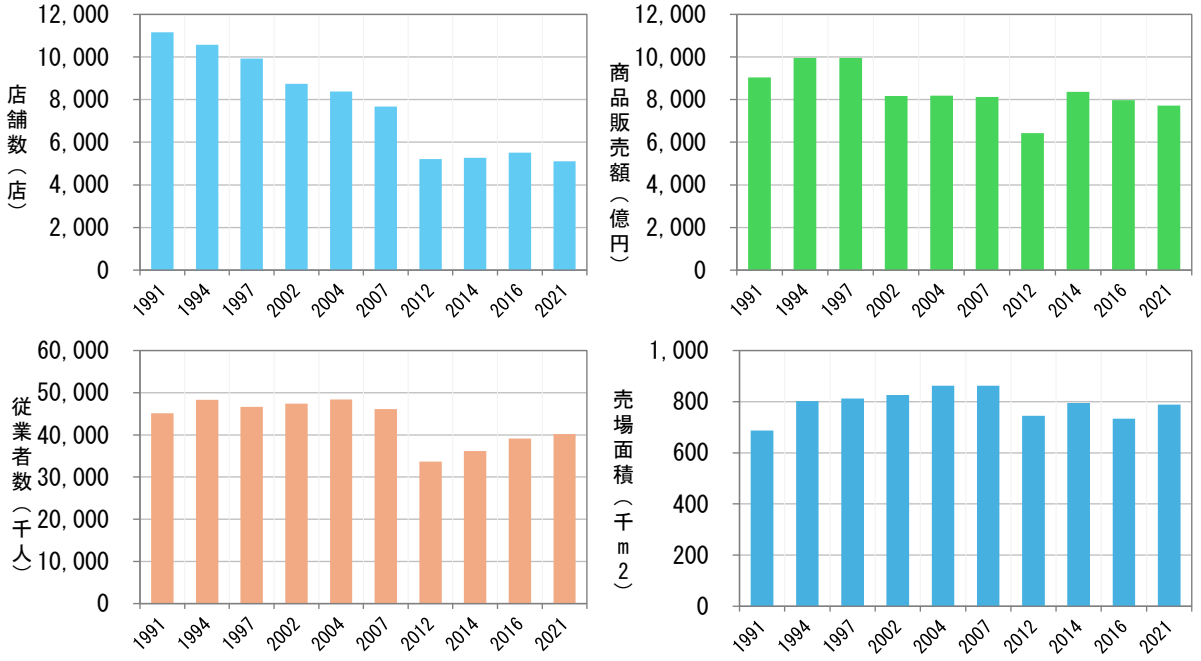

※注：2012 年以降の経済センサスの小売商業関連値は、2007 年までの「商業統計調査」と集計方法が異なるが、ほぼ同対象を捉えたものであると仮定し、2012 年以降の値も含めた推移を示している。

出典：1991-2009 年「商業統計調査」、2012・2016・2021 年「経済センサス-活動調査」、2014 年「経済センサス-基礎調査」

【大規模小売店の立地】

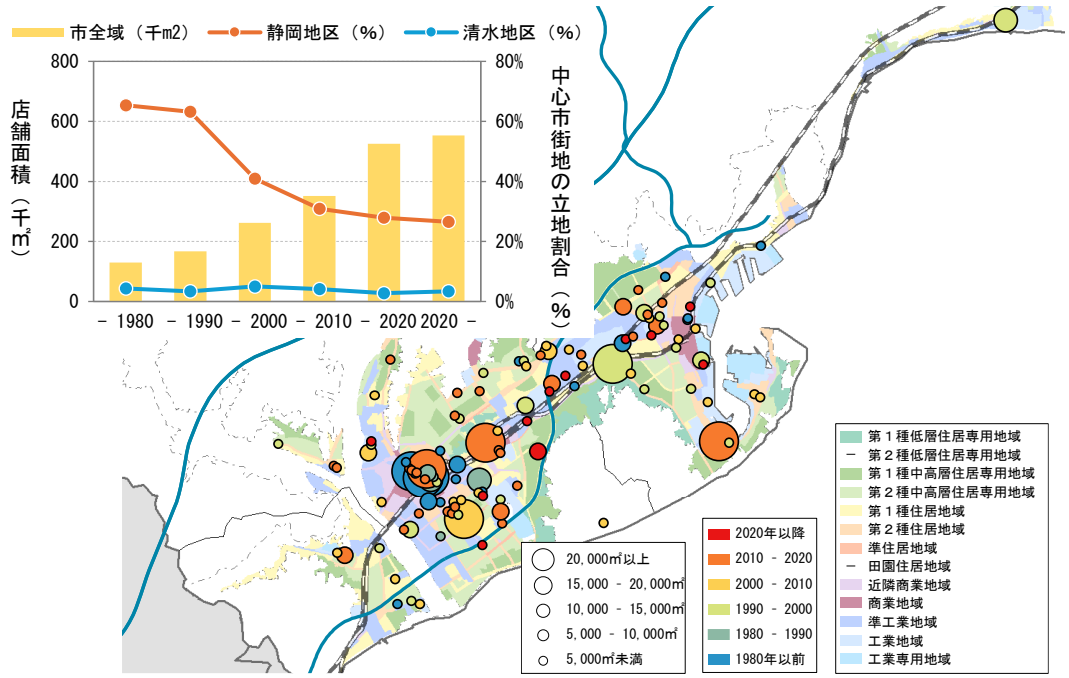

出典：全国大型小売店総覧をもとに作成

（２）中心市街地の現状

静岡地区の現状

静岡地区は、JR 静岡駅や静岡鉄道新静岡駅、静岡浅間神社や駿府城公園、呉服町通り・七間町通り等を中心に形成されたエリアである。

徳川家康公が築いた駿府城下町を基礎に形成され、駿府城（跡）に向かい格子状に連なる街区等、その骨格は現在も維持されている。家康公によるまちづくりの恩恵と、地区を取り囲む地勢的特徴等によって、コンパクトに集約された市街地が形成されている。

東海地方の中枢を担う一大拠点であり、東は富士川から西は大井川までの広大な商圏を背景に、商業を軸とした〝商都〟として発展している。また、政治・行政・経済・医療・教育・文化等の多様な都市機能が集積する拠点であるとともに、東京～名古屋・大阪を結ぶ国土軸の中央に位置し、新幹線をはじめとした広域交通の結節点でもあり、静岡県民 370 万人の経済・社会活動を牽引する要衝としての機能を有している。

静岡市民はもとより、周辺の市町から多くの人々が、買い物・サービス・通勤・通学等の様々な目的で訪れている広域集客拠点であり、広く〝おまち〟と称され、市民に親しまれ愛されている地域である。

人口動態

静岡地区の居住人口は、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業をはじめとした住戸整備等が進んだことから増加傾向にあり、2020 年には 15,742 人と、第１期中心市街地活性化基本計画が策定された 1999 年から約 1,500 人増加している。

また、市全域に占める静岡地区の居住割合（集積率）も増加傾向にあり、2024 年現在約 2.34％を占めている。

静岡地区も市全体の傾向と同様に少子高齢化が進んでいるが、2024 年現在、市全体よりも、25～44 歳の若年人口が多く、65 歳以上の高齢人口と 15 歳未満の年少人口の割合が小さくなっている。

静岡地区の世帯数は増加傾向にあり、2005 年から 2024 年の約 20 年間で約 2,500 世帯の増加となった。一方、１世帯あたりの平均人数は静岡市全体の平均よりも少なく、減少傾向にあり、2010 年に世帯平均人数が２人を下回り、2024 年現在、1.71 人まで減少している。若者の単身世帯の居住が進んでいると推察される。

【中心市街地の人口と市全域に占める割合】

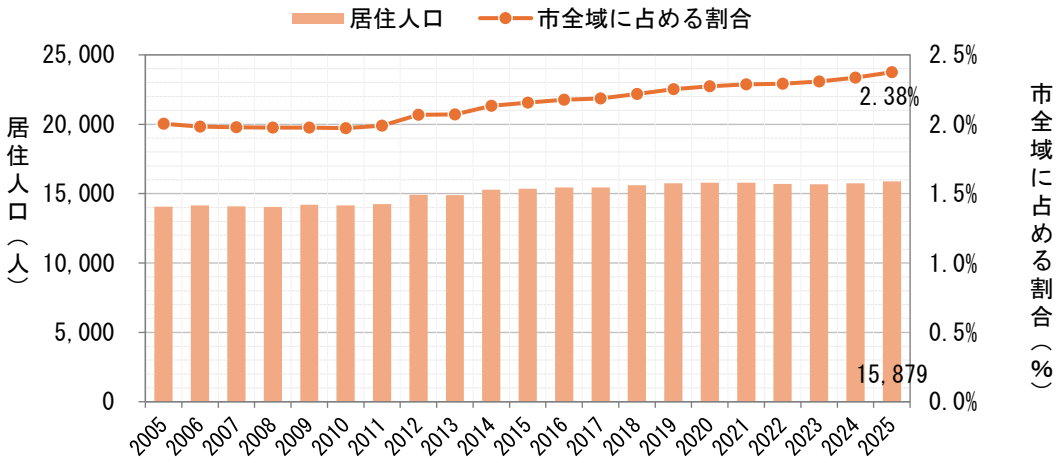

出典:住民基本台帳

土地利用・建物状況

商業・業務、行政・文化、交流等の都市機能が集積

静岡駅北口から駿府城公園にかけて、商業用地が一帯に広がるとともに、駿府城公園を中心に県庁や市役所など官公庁施設や医療、市民会館、学校など文教厚生施設、企業の本店・支店などの業務施設が立地している。一方、市全域に比べて、道路用地の割合が大きい。

【土地利用構成】

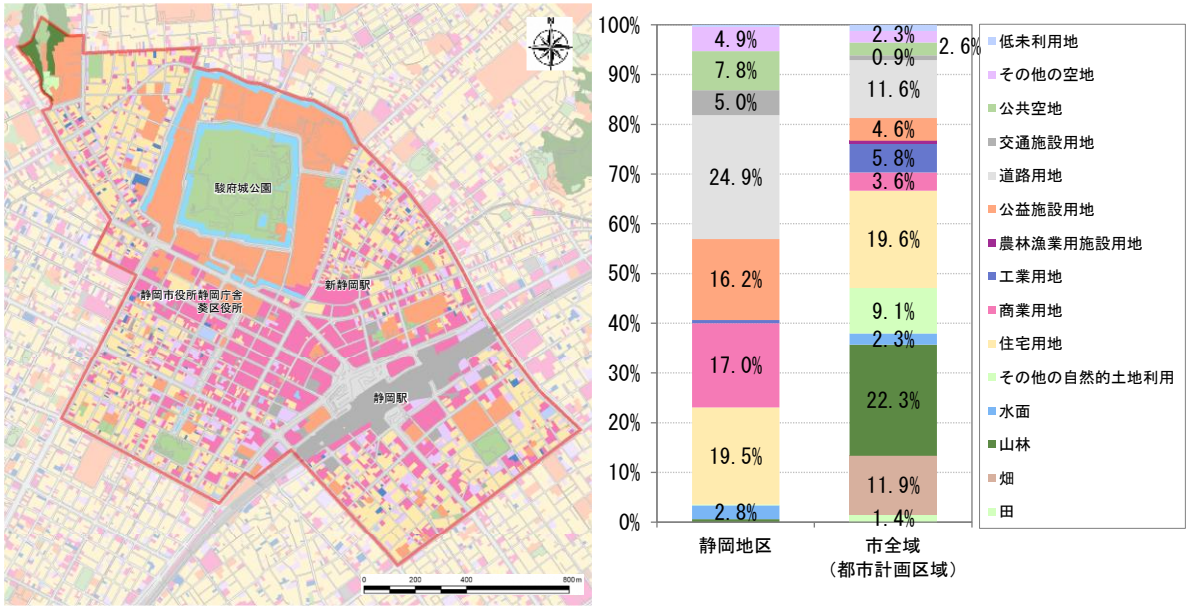

出典:都市計画基礎調査

【建物用途】

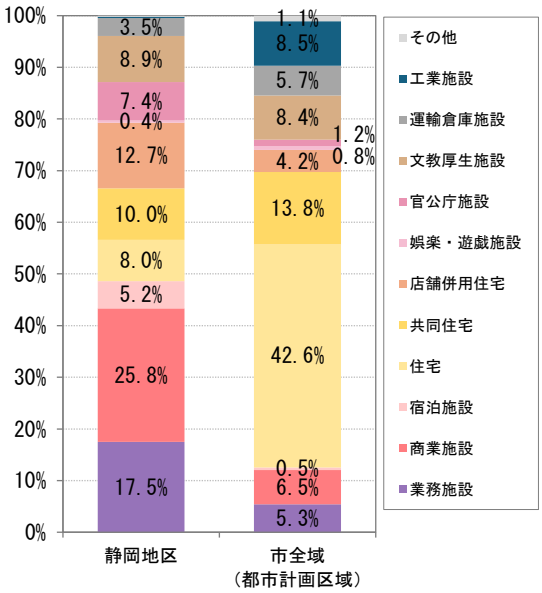

出典:都市計画基礎調査

地価の上昇

静岡地区の地価は商業地・住宅地ともに上昇傾向にある。近年の紺屋町や呉服町における市街地再開発事業などが経済活力の向上をもたらした効果が反映されている。一方、住宅価格の上昇はファミリー層が近隣市へ流出する要因となっているとの指摘もある。

【公示地価】

（単位:千円/m²）

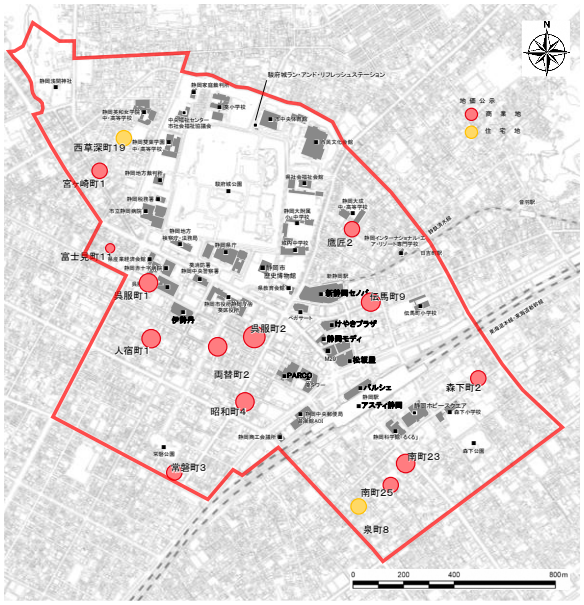

	2022	2023	2024	2025	2026
静岡地区商業地平均	526	530	538	554	572
葵区呉服町２	1,430	1,430	1,440	1,470	1,500
葵区昭和町４	714	712	717	731	757
葵区両替町２	925	925	931	950	972
葵区鷹匠２	354	370	395	440	490
葵区富士見町１１	190	191	192	193	194
葵区呉服町１	557	562	567	577	588
葵区伝馬町９	550	580	615	676	743
葵区常盤町３	235	235	236	239	243
葵区宮ヶ崎町１	206	206	208	210	212
葵区人宿町１	260	260	262	264	268
駿河区南町２	727	730	736	750	765
駿河区森下町２	352	353	355	359	363
駿河区南町２	333	334	336	340	345
静岡地区住宅地平均	259	267	274	284	295
葵区西草深町１９	285	298	310	322	335
駿河区泉町８	233	235	238	245	255

出典:国土交通省地価公示(各年１月１日)

経済活力

小売業、金融・保険業、情報通信業の集積

静岡地区の民営事業所数を産業分類別にみると、2021 年は「卸売・小売業」が最も多く、静岡市内の「卸売・小売業」事業所数の 16%が静岡地区に立地しており、静岡地区は商業機能の優位性が高いと言える。

静岡地区の民営従業員数を産業分類別にみると、2021 年は「サービス業（他に分類されないもの)」「卸売・小売業」が１万人を超えて多い。

産業分類ごとの、静岡市全域に占める静岡地区の集積率は、事業所数・就業者数ともに「情報通信業」「金融・保険業」が相対的に高く、これらの産業は静岡地区への集積が図られている。

【業種別の民営事業所数と市全域に占める割合】

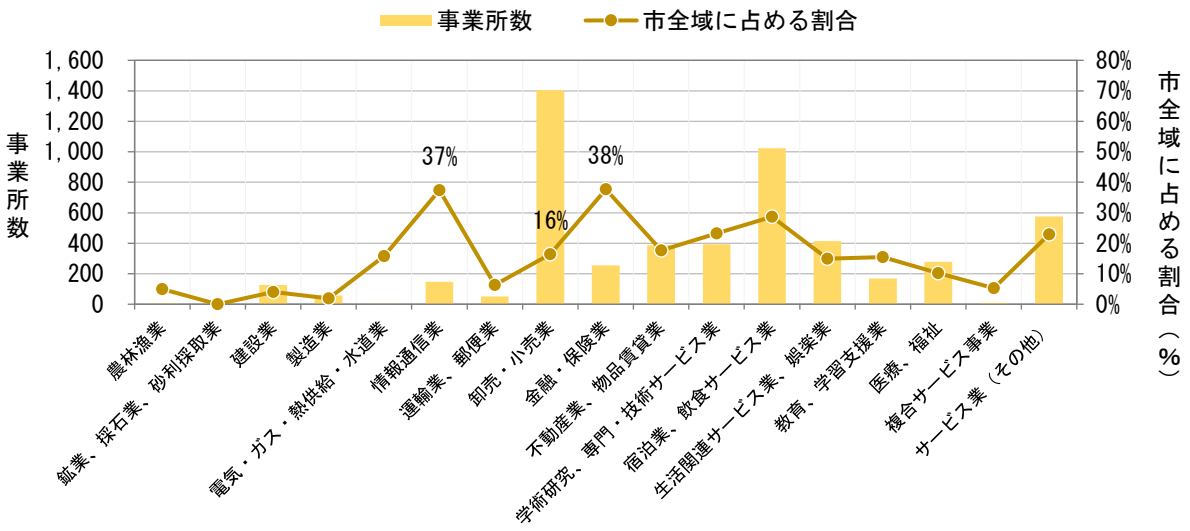

【業種別の従業者数と市全域に占める割合】

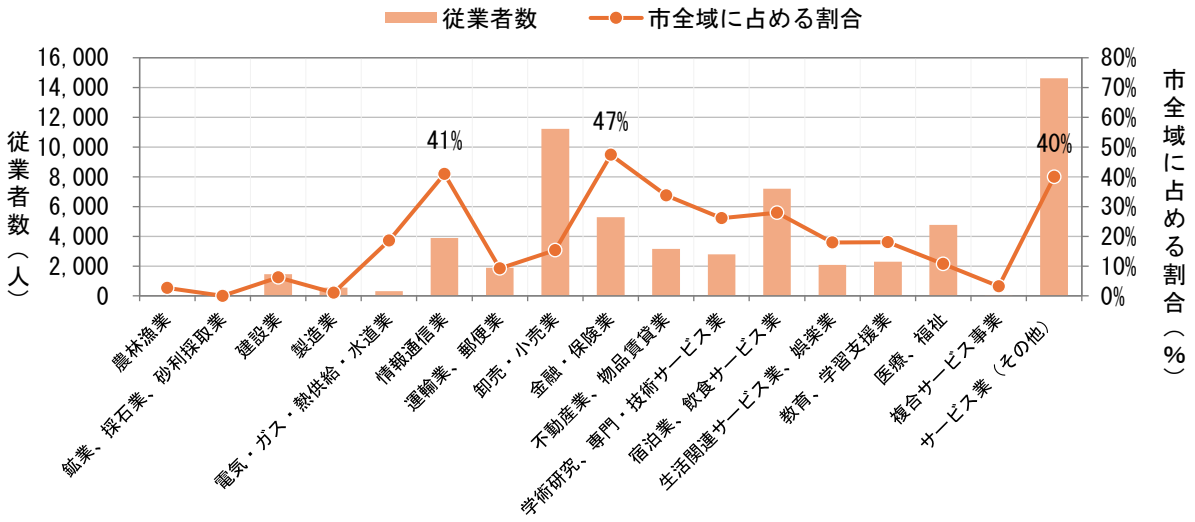

出典:2021 年経済センサス-活動調査

複数の商店街・大型店が面的に連なる

静岡地区には、百貨店などの大型店と複数の商店街・個店が面的に連なり、地方都市としては全国有数の商業空間が形成されている。この商業空間こそが〝商都〟たる所以であるが、近年、老舗専門店の閉店に伴う空き店舗の増加や店舗構成が他のまちと変わらない〝無個性化〟が進みつつある。

主　な 商店街	静岡呉服町名店街、呉六名店街、静岡紺屋町名店街、七間町名店街、七ぶらシネマ通り繁栄会、両替町二丁目発展会、御幸町発展会、伝馬町発展会、鷹匠１丁目商業発展会、けやき通り発展会、静岡浅間通り商店街、静岡市民会館通り商店街、駅南銀座振興会　ほか
主　な 大型店	松坂屋静岡店、静岡伊勢丹、パルシェ、静岡ＰＡＲＣＯ、静岡モディ、けやきプラザ、 駿河屋、新静岡セノバ、アスティ静岡ほか

【商業機能立地状況】

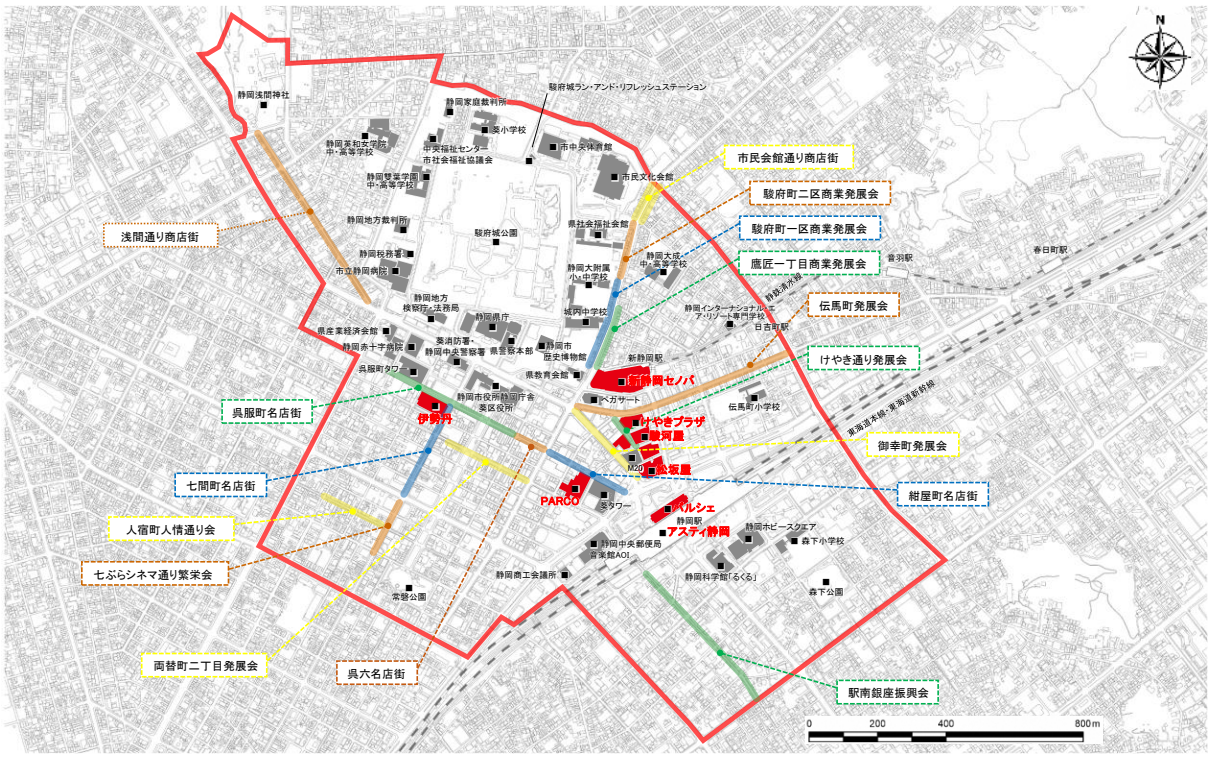

都市機能

多様な高次都市機能が集積

静岡地区には、官公庁、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設、交通拠点等、多様な高次都市機能施設が面的に立地・集積し、生活利便性・広域集客性の高いエリアとなっている。

種別	施設名
官公庁	静岡市役所静岡庁舎・葵区役所、葵消防署、静岡県庁、静岡県警察本部、静岡中央警察署、静岡地方裁判所、静岡家庭裁判所、静岡地方検察庁、静岡地方法務局、静岡税務署、静岡労働局、静岡市上下水道局　ほか
文化・スポーツ施設	静岡市美術館、静岡市民文化会館、静岡市歴史博物館、静岡音楽館AOI、静岡市民ギャラリー、静岡科学館「る・く・る」、静岡市中央体育館、駿府城公園、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション、常磐公園、森下公園、青葉緑地、青葉イベント広場（葵スクエア）、札の辻クロスホール、静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター、静岡ホビースクエアほか
医療・福祉施設	市立静岡病院、静岡赤十字病院、医師会健診センターMEDIO、城東保健福祉エリア、静岡中央子育て支援センター、県総合社会福祉会館、市中央福祉センター、青少年研修センター、日吉町保育園、有料老人ホーム「ロングライフ・クイーンズ静岡呉服町」、KIDS PARK X ほか
教育施設	静岡大附属小学校・中学校、伝馬町小学校、葵小学校、森下小学校、城内中学校、静岡英和女学院高等学校・中学校、静岡大成中学校・高等学校、静岡雙葉中学校・高等学校、静岡聖母幼稚園、静岡理工科大学、静岡デザイン専門学校、御幸町図書館、静岡県教育会館、鈴木学園中央調理製菓専門学校　ほか
交通拠点	JR静岡駅、静岡鉄道新静岡駅・日吉町駅、静岡駅北口バスターミナル、静岡駅南口バスターミナル、新静岡バスターミナル、中町バスターミナル、静岡駅北口地下駐車場「エキパ」 ほか
その他	静岡商工会議所静岡事務所、静岡市まちづくり公社、するが企画観光局、静岡市産学交流センター「B-nest」、静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター、静岡中央郵便局 ほか

【都市施設立地状況】

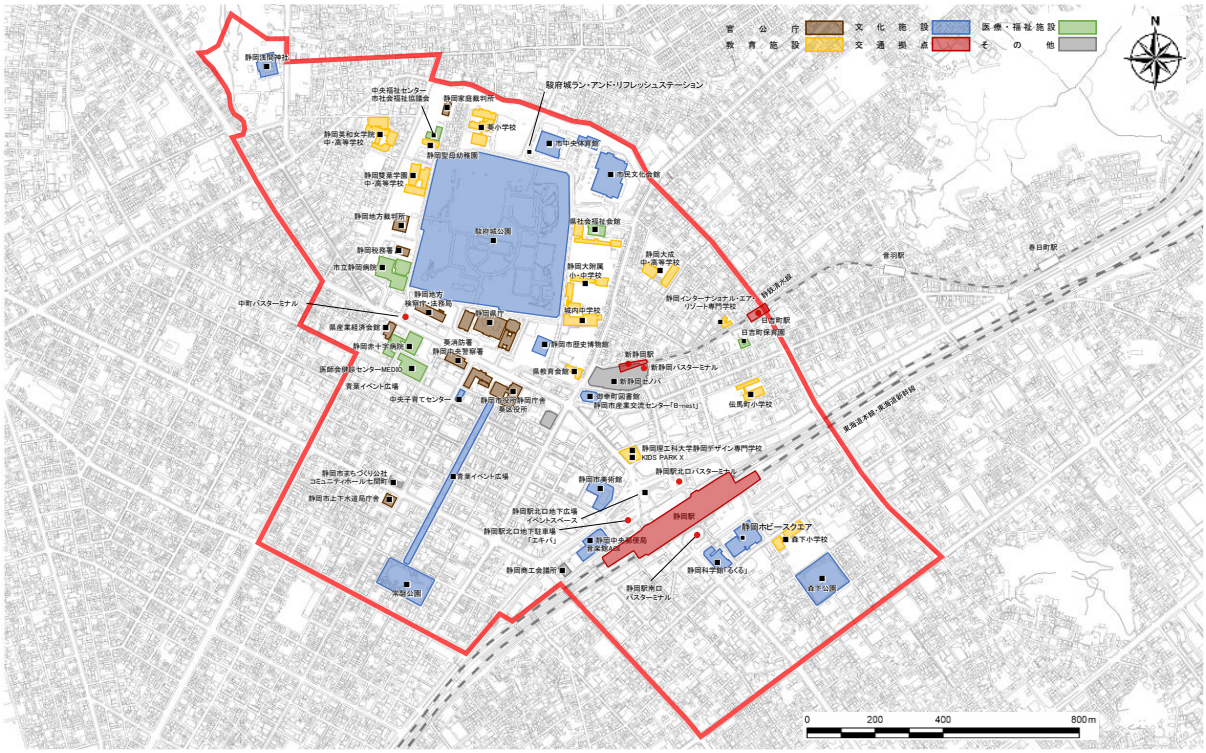

新たな働き方と共創の場の充実

静岡駅周辺の中心市街地には徒歩５～10 分圏域に、シェアオフィスやコワーキングスペースとして利用できる施設が充実しており、テレワークなどの新たな働き方が実現できる環境が整っている。

さらに、SHIP や静岡市コ・クリエーションスペースなどイノベーションの創出を目的とした拠点施設が設置され、スタートアップ等の支援環境の充実も図られている。

【主なシェアオフィス・コワーキングスペース】

施設名	所在地	概要
静岡シェアオフィス	葵区御幸町	全 31 室の個室、14 席のフリースペース等
コテラス七間町	葵区七間町	コワーキング・ラウンジスペース、会議室や個室等
LINK	葵区紺屋町	コワーキングスペース、個室、レンタルオフィス等
ビズコンフォート静岡	葵区伝馬町	コワーキングスペース、会議室、固定席ブース等
ジブンオフィス Colony	葵区人宿町	ワークスペース、ミーティングルーム、キッチン等
＝ODEN（ｲｺｰﾙｵﾃﾞﾝ）	葵区鷹匠	コワーキングスペース、会議室、ワークスペース等
ＮＪオフィス静岡	駿河区森下町	個室オフィス、入居者専用シェアカー等
ﾓﾃﾞｨｺﾜｰｷﾝｸﾞｽﾍﾟｰｽ	葵区御幸町	コワーキングスペース
静岡市ｺ･ｸﾘｴｰｼｮﾝｽﾍﾟｰｽ	葵区御幸町	イノベーション・スタートアップ支援拠点
SHIP	葵区呉服町	イノベーション・スタートアップ支援拠点

【シェアオフィス等立地状況】

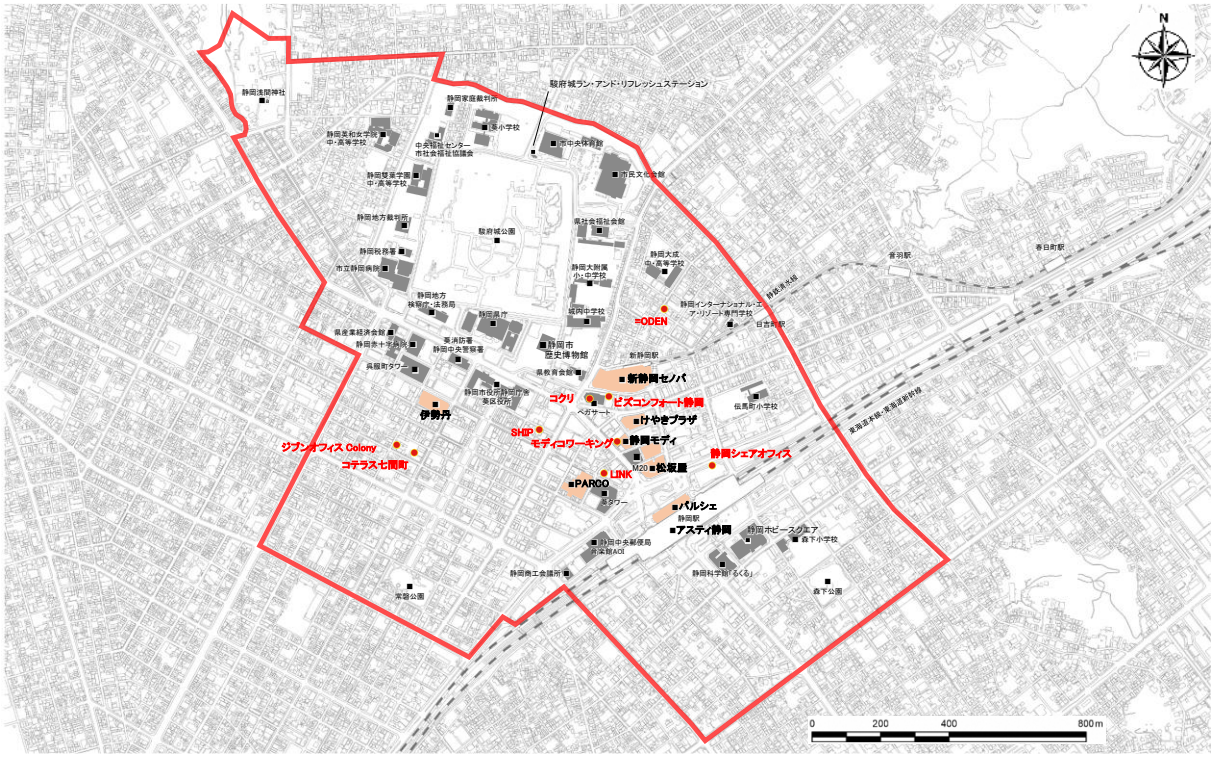

交通

静岡駅、新静岡駅は交通結節点としてバス路線が充実

JR 静岡駅及び静岡鉄道新静岡駅には市内のバス路線が集積している。

御幸通り及び北街道、新静岡駅～静岡駅が主要なバス通りとなっており、特に新静岡駅～静岡駅間は高頻度でバスが運行している。

【バス路線図】

出典:静鉄バス　静岡市版バス路線図(2026.04)

鉄道利用者は増加傾向も、コロナ禍前の水準には戻っていない

JR 静岡駅の平均乗車人員は、約６万人/日で推移している。2020 年には新型コロナウイルスの感染拡大により、定期外利用者が大きく減少し、2023 年にかけて回復傾向にあるが、コロナ禍前の水準には戻っていない。

静岡鉄道新静岡駅の１日あたりの平均乗降客数は、長期的には減少傾向にあったが、2011 年の新静岡セノバ開店以降、2019 年まで増加傾向にあった。

日吉町駅は増減を繰り返しつつ、2012 年以降は横ばい傾向が続いている。

【JR 静岡駅の日平均乗車人員】

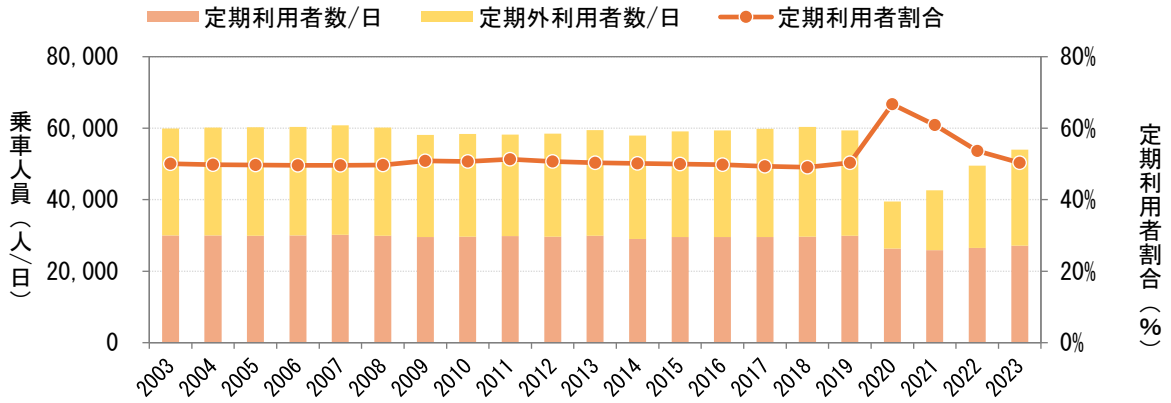

【新静岡駅の日平均乗車人員】

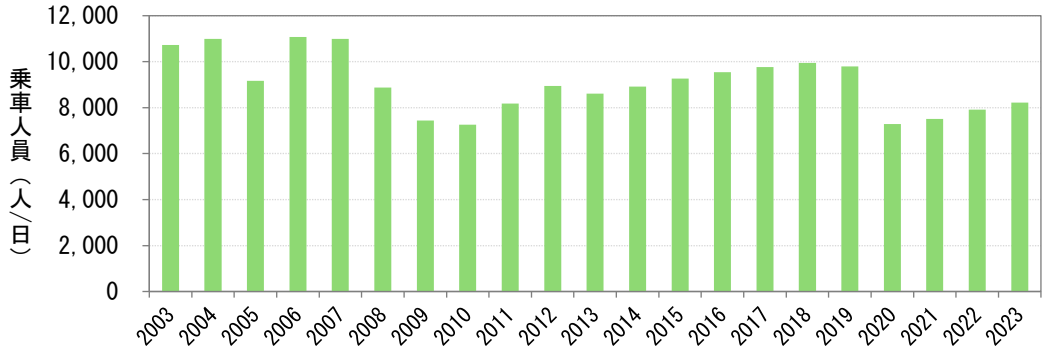

【日吉町駅の日平均乗車人員】

出典:静岡市統計書

約 6,500 台分の駐輪場やシェアサイクルのポートを確保

2025 年現在、中心市街地には 9 か所の市営駐輪場があり、自転車が約 5,000 台、原付が約 1,500 台、分別なしを含め合計約 6,500 台分の駐輪スペースが確保されている。

また、2020 年 6 月には静岡駅北口や駿府城公園等において、シェアサイクル（パルクル）のポートが設置されている。

【市営駐輪場立地状況】

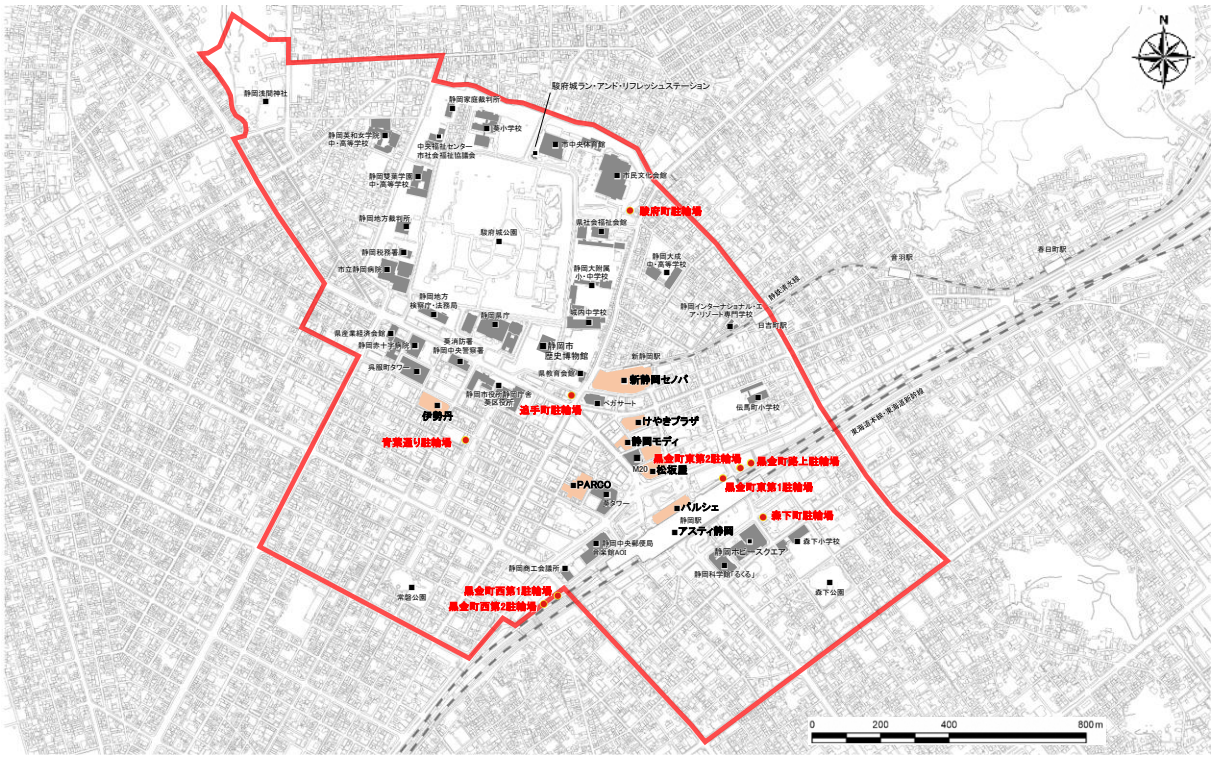

《パルクル設置台数（2026.4.1 現在）》
ポート：272 か所
自転車台数：900 台

《パルクルの主な設置場所》
- 静岡駅北口駅前広場
- 静岡市葵区役所
- 駿府城公園
- 常磐公園
- 城北公園
- 静岡市上下水道局　など

出典：パルクル HP、静岡市 HP

回遊・滞在

来街手段は JR・自動車が多い

静岡地区への来街交通手段は、JR と自動車の利用者が多い。JR・静岡鉄道・バスを合わせた公共交通の利用者が、いずれの年度でも５割近くを占めている。

自動車利用者は、2012 年以降は増加傾向にあったが、2016 年をピークに減少に転じ、2019 年では JR 利用者とほぼ同じ割合となっている。

自転車・バイクでの来街者は減少傾向にあったが、2017 年以降増加に転じている。

【来街交通手段】

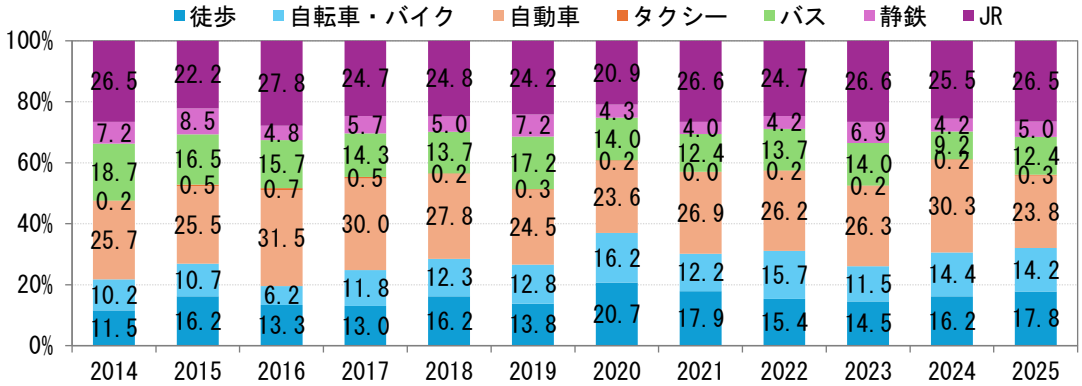

出典:2015-2025 年静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心市街地通行量・来街者調査 結果報告書」

来街者の３割が市外からで、市内からは葵区が最も多い

静岡地区への来街者は、概ね７割が市民、３割が市外から来た人で、長期的にほぼ同水準で推移している。

市民では、葵区が約４割、駿河区が約２割、清水区が約１割を占めている。

【来街者の住まい】

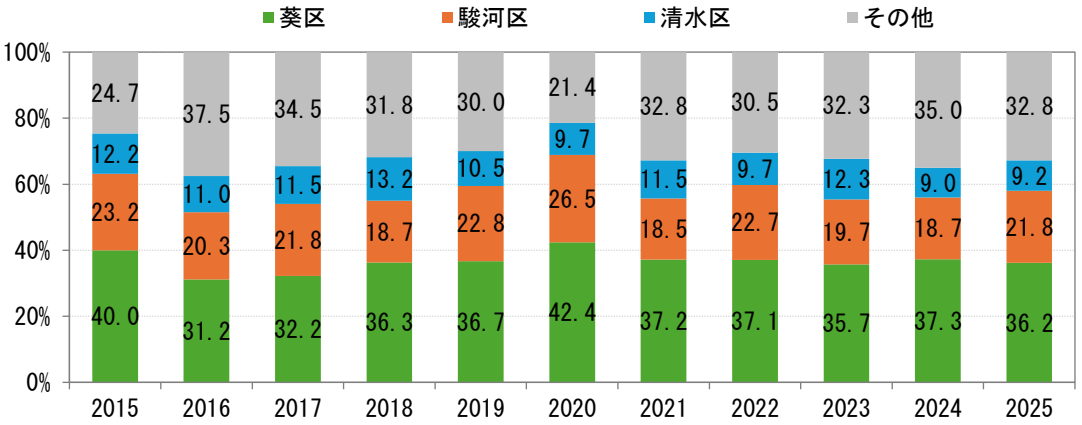

出典:2015-2025 年静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心市街地通行量・来街者調査 結果報告書」

来街目的は、買い物が６割、飲食が３割

来街者が静岡地区を訪れる目的は、「買い物」が約６割、「飲食」が約３割の順で多くを占めている。

【来街目的】

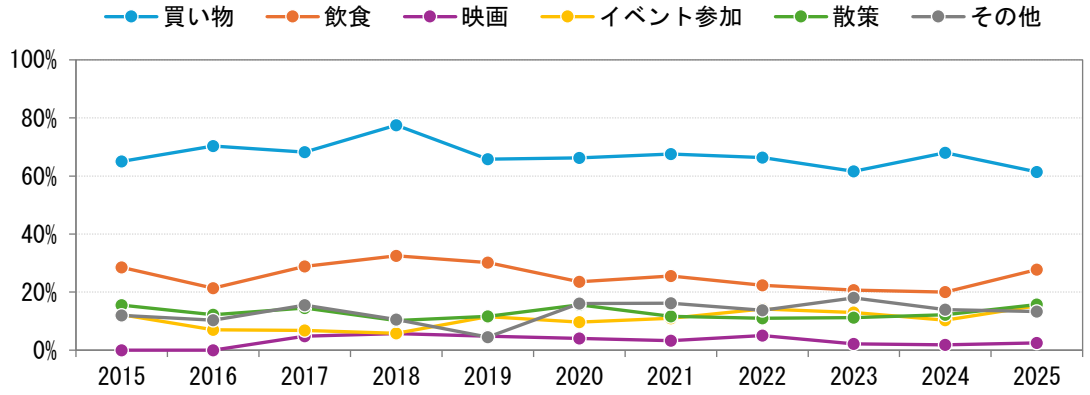

出典:2015-2025 年静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心市街地通行量・来街者調査 結果報告書」

目的地は２・３番手の商店街・店舗が増加

来街者が静岡地区を訪れる目的地は、「静岡セノバ」や「駅ビルパルシェ」、「静岡パルコ」、「呉服町商店街」の順に多い。

2023 年度から 2024 年度にかけて、商店街・大型店それぞれ一番手の目的地の割合がやや減少し、次点以降の目的地の割合が増加している。

【来街場所・目的地】

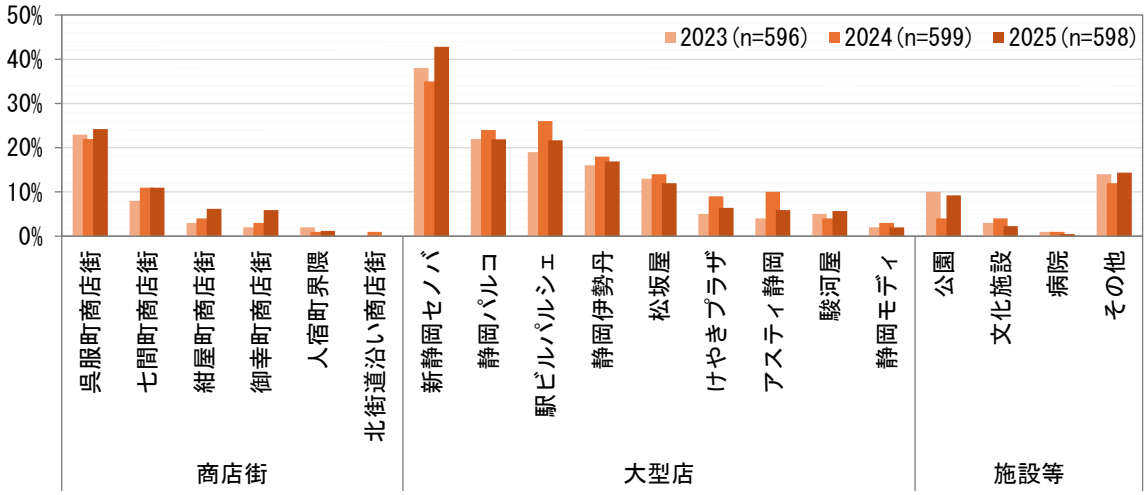

出典:2023-2025 年静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心市街地通行量・来街者調査 結果報告書」

買い物予算は、１万円未満が８割

静岡地区への来街者の買い物・飲食での予算額は「３千円未満」が継続的に最も多く、次に「５千円～１万円未満」「３千円～５千円未満」の順で、これらを合わせた１万円未満が約８割を占めている。

【買い物予算】

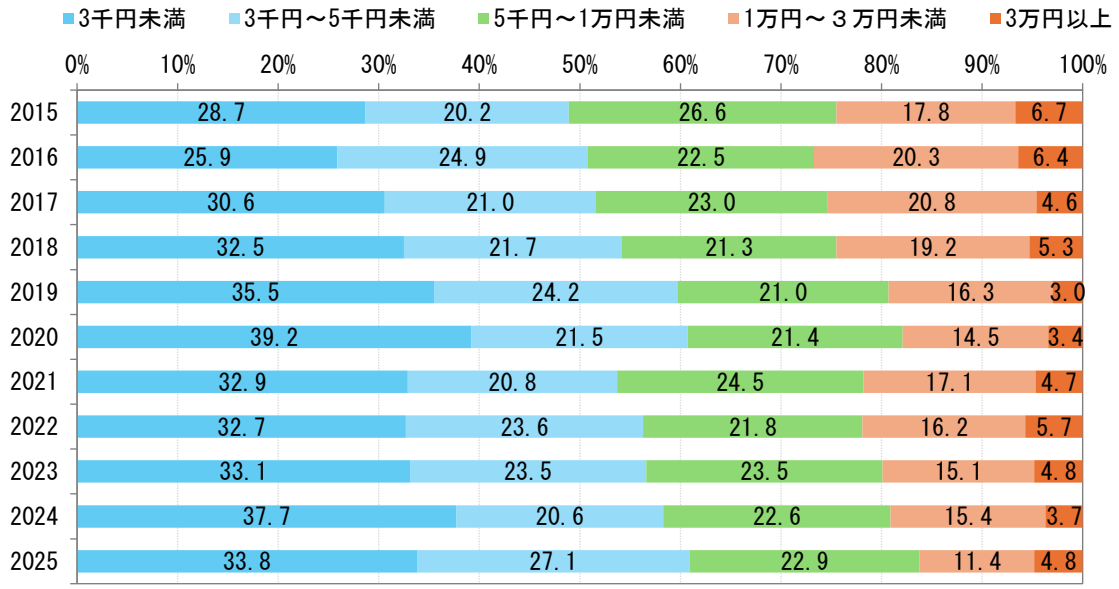

出典:2015-2025 年静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心市街地通行量・来街者調査 結果報告書」

［２］地域住民ニーズ等の把握・分析

（１）市民意識調査の概要

実施時期	2025 年７月１日～７月 29 日
調査地域	静岡市全域
調査対象	静岡市在住の満 18 歳以上の男女個人
調査方法	郵送配布・郵送回収
対象者数（配布数）	3,000 人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
有効回収数	1,576 票（回収率：52.5%）

（２）調査結果

商店街での買い物客が減少

市民がよく買い物をする場所は、身近なスーパーや静岡地区の大型商業施設を利用する人が多いほか、インターネットショッピングといった来街しない買い物形態も約３割を占めている。

コロナ禍にあった 2020 年時点からインターネットショッピングの割合は減少した一方、市内の中心市街地以外のスーパーを利用する割合が増加しており、静岡地区での買い物は減少している。

【よく買い物をする店】

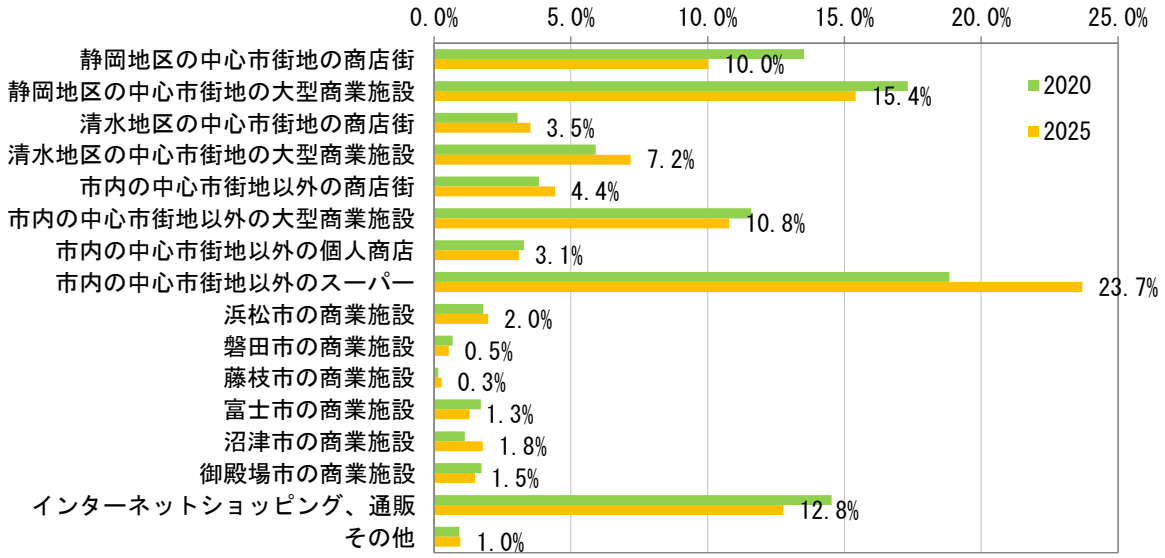

出典:静岡市市民意識調査

半数は自家用車による来街

中心市街地への移動手段は、静岡地区は「自家用車」が約５割を占めるほか、「バス・タクシー」が減少し「電車」の割合が増加している。

【中心市街地への移動手段】

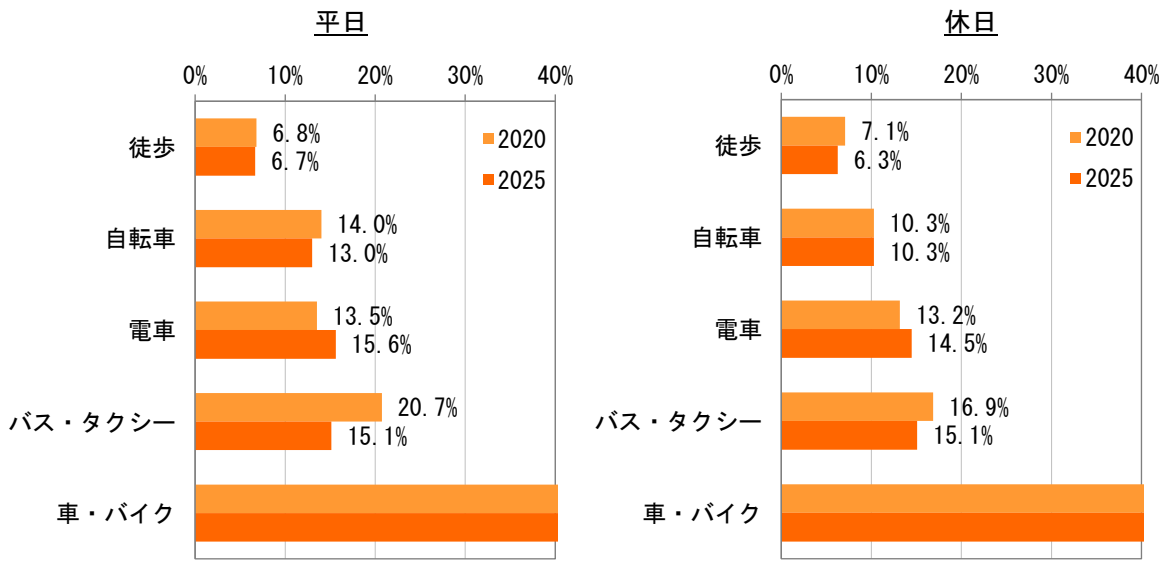

出典:静岡市市民意識調査

多様な目的による来街

中心市街地の利用目的は、静岡地区では平日は「買物」や「飲食」が全般的に多いほか、「市役所や金融機関の利用」などもみられる。全般的に 2020 年から各目的の利用が減少している中、「映画やカラオケ等の娯楽」の利用が増加している。

休日は平日よりも「買物」や「イベントへの参加」が多い。

【中心市街地の利用目的】

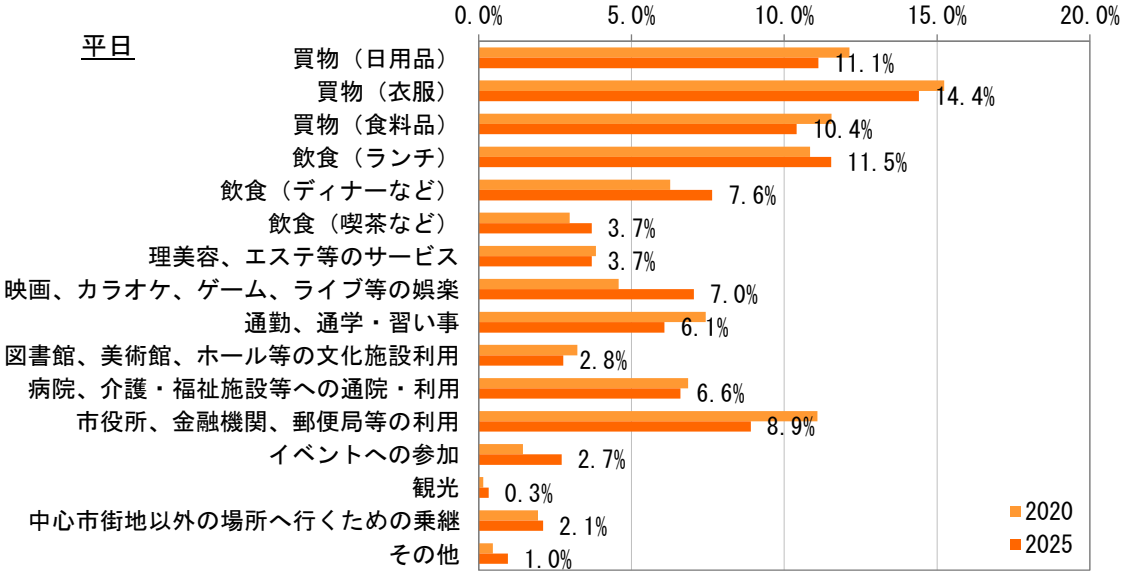

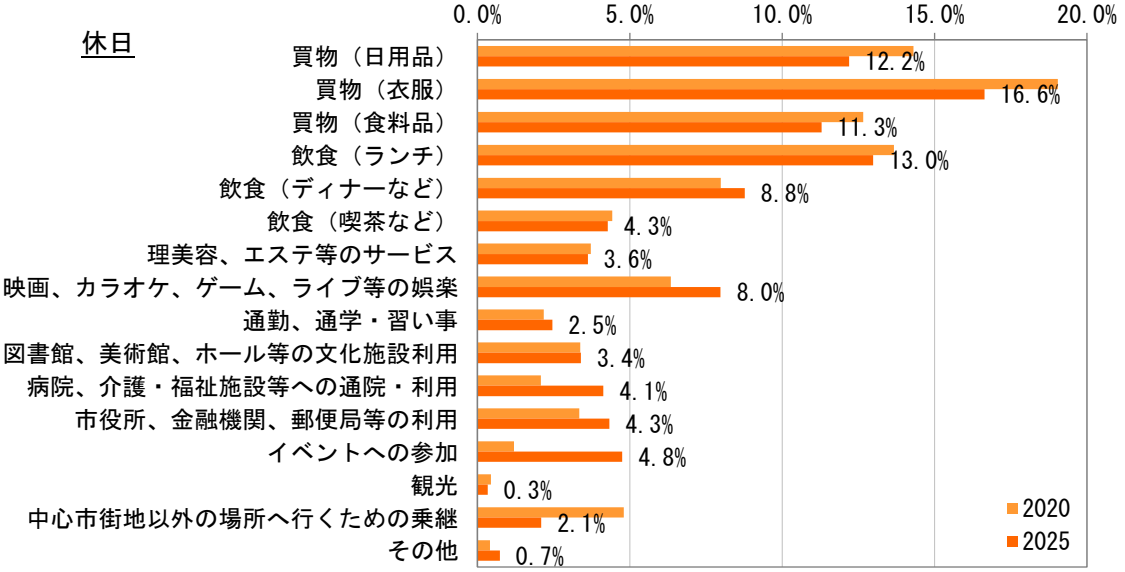

出典：静岡市市民意識調査

賑わいや魅力を感じる人が半数以下に減少

静岡地区に賑わいや魅力を感じる人は 2020 年時点から 18 ポイント減少し、全体の半数を下回った。

【賑わいや魅力を感じるか】

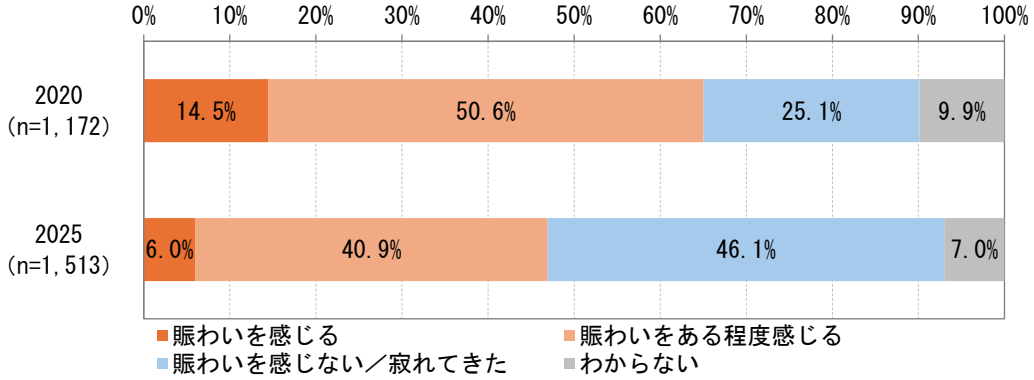

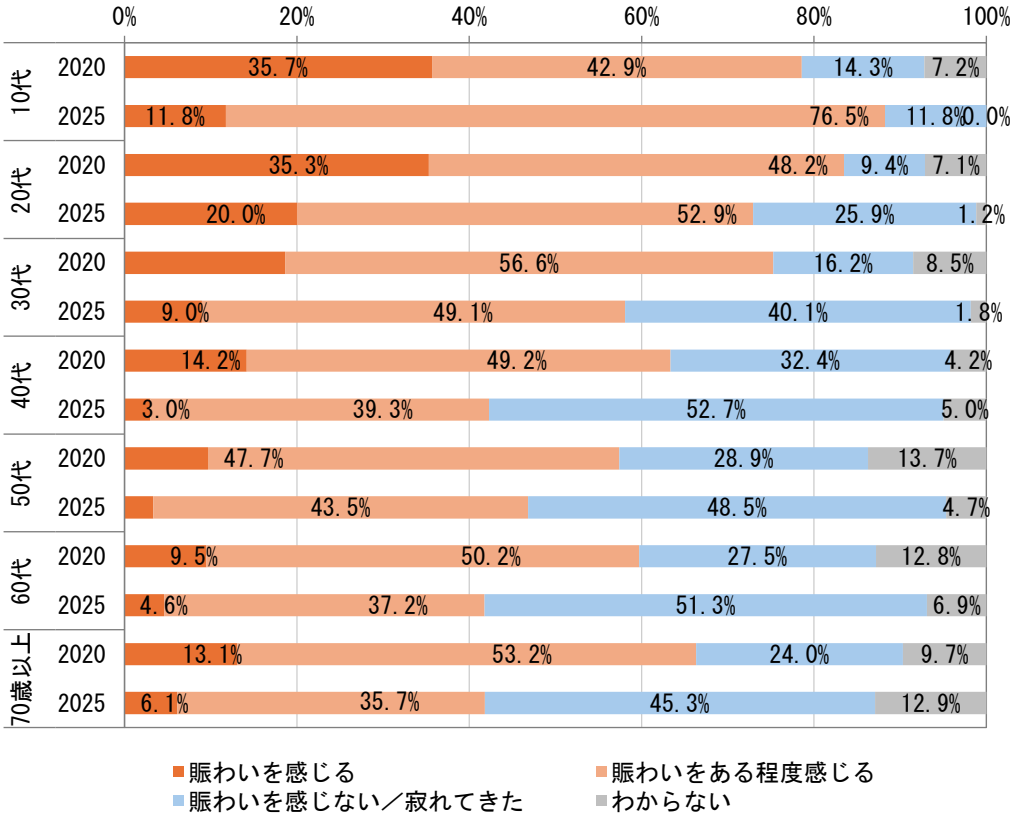

出典：静岡市市民意識調査